

嬉野市地域防災計画



佐賀県嬉野市

令和7年2月改訂

目 次

第1編 総 則	1
第1章 総則	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	4
第4節 防災の基本理念	5
第5節 計画の推進	6
第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	8
第1節 実施責任	8
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	10
第3章 嬉野市の概況	20
第1節 自然的環境	20
第2節 社会的環境	24
第2編 風水害及び地震・津波災害対策	25
第1章 総則	26
第1節 これまでの風水害被害と計画の前提	26
第2節 地震・津波に関する本市の特性と被害想定	38
第2章 災害予防対策計画	48
第1節 安全・安心なまちづくり	48
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	66
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	116
第4節 防災思想・知識の普及	117
第5節 防災営農体制の確立	128
第6節 技術者の育成・確保	129
第7節 孤立防止対策計画	130
第3章 災害応急対策計画	131
第1節 活動体制	131
第2節 風水害発生直前対策	139
第3節 地震の情報伝達	144
第4節 災害情報の収集・連絡、報告	151
第5節 労務確保計画	160

第6節 従事命令及び協力命令	161
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	163
第8節 応援協力体制	171
第9節 通信計画	177
第10節 救助活動計画	179
第11節 保健医療福祉活動計画	182
第12節 消防活動計画	188
第13節 救急活動計画	190
第14節 惨事ストレス対策	192
第15節 水防活動計画と二次災害の防止活動	193
第16節 避難計画	194
第17節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	206
第18節 警備活動、交通及び輸送対策計画	209
第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	213
第20節 広報、被災者相談計画	220
第21節 文教対策計画	224
第22節 公共施設等の応急復旧計画	227
第23節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画	230
第24節 災害対策用機材、復旧資材等の調達	232
第25節 福祉サービスの提供計画	233
第26節 ボランティアの活動対策計画	235
第27節 観光客対策	237
第28節 スポーツ合宿（キャンプ）参加者対策	238
第29節 外国人対策	239
第30節 帰宅困難者対策	240
第31節 義援物資、義援金対策計画	241
第32節 災害救助法の適用	243
第33節 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬	246
第34節 廃棄物の処理計画	248
第35節 防疫計画	252
第36節 保健衛生計画	255
第37節 病虫害防除、動物の管理等計画	256
第38節 危険物等の保安計画	258
第39節 石油等の大量流出の防除対策計画	262
第40節 孤立地域対策活動	264
第41節 生活再建対策	265
第42節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	266
第4章 災害復旧・復興計画	270
第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	270

第2節 被災者の生活再建等への支援	274
第3節 地域の経済復興の推進	280
第5章 津波災害対策	281
第1節 災害予防対策計画	281
第2節 災害応急対策計画	286
第3編 原子力災害対策	299
第1章 総則	300
第1節 計画の目的	300
第2節 計画の性格	301
第3節 原子力発電所からの距離	302
第4節 災害想定と市の所掌事務	303
第2章 災害予防対策	304
第1節 各種体制等の整備	304
第2節 防災業務関係者に対する研修	309
第3節 市民に対する原子力災害に関する知識の普及・啓発	310
第3章 災害応急対策	311
第1節 基本方針	311
第2節 文教対策計画	321
第3節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	324
第4章 災害復旧対策	326
第1節 基本方針	326
第4編 その他の災害対策	330
第1章 総則	331
第2章 大規模火事災害対策	332
第1節 災害予防対策計画	332
第2節 災害応急対策計画	339
第3節 災害復旧・復興計画	355
第3章 林野火災対策	356
第1節 災害予防対策計画	356
第2節 災害応急対策計画	359
第3節 災害復旧計画	370

第4章 航空災害対策	371
第1節 災害予防対策計画	371
第2節 災害応急対策計画	373
第3節 災害復旧・復興計画	381
第5章 鉄道災害対策	
第1節 災害予防対策計画	382
第2節 災害応急対策計画	385
第3節 災害復旧計画	395

第 1 編 総 則

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、嬉野市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、嬉野消防署（以下「消防署」という。）及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、嬉野市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画及び佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画との整合を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、嬉野市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である
 - (1) 人命の保護が最大限図られる
 - (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧・復興を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
- 4 今後、国の防災基本計画、及び佐賀県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、嬉野市防災会議において修正するものである。

第3節 計画の構成

この計画は、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 風水害及び地震・津波災害対策

第3編 原子力災害対策

第4編 その他の災害対策

の4編をもって構成している。

第1編総則に続き、第2編から第3編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。又、第4編その他の災害対策には大規模火事災害対策・林野火災対策・航空災害対策・鉄道災害対策について特記すべき事項を記述している。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件の下にあって、嬉野市の区域における県土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 災害予防段階における基本理念、「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元・3年佐賀豪雨災害の教訓化事項）
※佐賀県地域防災計画からの引用

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

1 計画の主な推移

(1) この計画を作成するに当たっては、まず、佐賀県地域防災計画との整合性を図り、本市管内の現状と災害の特性を調査検討して平成19年度の「嬉野市防災会議」において、「嬉野市地域防災計画策定の基本方針」の承認を受け、内容の取りまとめを行った。

(2) 本市の地域特性等を十分に踏まえた内容とするため、以下に示す内容を考慮しながら計画の作成を行った。

ア 防災は、ハード、ソフト両面にわたって総合的に行うべきもので、防災対策の実施に当たり、関係機関が一体となって取り組む必要がある。

イ 行政が行う防災対策には限りがあることから、市民自身による防災対策の実施を推進する。

ウ 防災対策は、防災至上主義に陥らず、自然との共生や快適な環境といった思想にも配慮し、できるだけ普段のまちづくり、地域づくりの取り組みの中での位置づけを考慮する。

エ 防災対策は、人命第一主義に立脚し、人的被害が生じるものを優先する。

オ 災害による被害を完全に防止しようとする、多大な投資が必要となり、また、現実的には不可能なことから、防災対策は、「災害が発生した時に、できるだけ被害を小さくする」ということに重点を置くべきである。

カ 災害予防対策は、防災上の優先順位に留意し、推進する。

キ 災害予防対策では、有効かつ可能な措置を実践する堅実な計画とし、災害応急対策では、最も効果的な成果が得られるように、重点的な応急対策の体系化と体制の確立を図るべきである。

(3) 更に平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の大規模な地震、津波及び原子力災害における教訓を活かすため、佐賀県及び防災関係機関等の協力を得て総合的な見直しを行った。

【風水害・震災対策関係】 命を守るスムーズな避難への対応

広域・長期に及ぶ大規模な災害への対応

【原子力災害対策関係】 大規模な原子力災害に備えた原子力対策の強化

原子力災害・自然災害への複合災害への対応

(4) また、平成25年6月21日公布された災害対策基本法の一部改正に伴う見直しを行った。

【避難行動要支援者名簿の活用による支援の充実・強化】

避難行動要支援者とは、第2編第2節第8項1に規定

【住民等の円滑かつ安全な避難の確保】

【被災者保護対策の改善】

【平素からの防災への取組の強化】

(5) 平成26年度は、災害対策基本法の改正（平成26年12月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、修正を行った。

(6) 平成27年度は、6月に公表された津波浸水想定地区として本市の一部が追

加されたことから、津波対策に関する事項を追記した。

- (7) 平成28年度は、4月の熊本地震において、「熊本県で震度7・本市で震度4」の揺れを複数回観測したことを受け、西葉断層を震源とした地震の揺れをこれまでの震度6から震度6強に修正し、また、震度7の地震が起こりうる可能性も否定できないとした。
- (8) 平成29年度は、土砂災害防止法及び水防法の改正（平成29年6月）に伴う修正を行った。
- (9) 平成30年度は、被災者の生活環境の改善について修正するなど、県の地域防災計画の修正を踏まえた修正等を行った。
- (10) 令和2年度は、防災基本計画（令和2年5月修正版）及び佐賀県地域防災計画（令和2年8月修正版）との整合を図りつつ、令和2年の7月豪雨、台風、新型コロナウイルスの感染症対策等の教訓事項を踏まえた修正等を行った。
- (11) 令和3年度は、防災基本計画（令和3年5月修正版）及び佐賀県地域防災計画（令和3年3月修正版等）との整合を図りつつ、令和3年の8月大雨災害を踏まえた修正と令和4年度の西九州新幹線開業を見据え、第4編第5章に鉄道災害対策を追加した。
- (12) 令和4年度は、防災基本計画（令和4年6月修正版）及び佐賀県地域防災計画（令和4年3月修正版等）との整合を図りつつ、令和4年3月に公表された高潮浸水想定、4年度に設置した内水状況監視センサーの設置・閲覧要領及び観光客対策に関する内容等を追加した。
- (13) 令和5年度は、防災基本計画（令和5年5月修正版）及び佐賀県地域防災計画（令和5年3月修正版等）との整合を図りつつ、原子力災害対策のうち、伊万里市からの避難者受入れ避難所一覧表を追加した。
- (14) 令和6年度は、防災基本計画（令和6年6月修正版）及び佐賀県地域防災計画（令和6年3月修正版等）との整合を図りつつ、令和6年1月能登半島地震を踏まえた修正等を行った。

2 計画の推進

市の関係部（課）はもとより、各防災関係機関及び市民は、できる限り前述の意見を尊重し、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び市を中心に住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方自治体、事業者、住民などが一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防署

消防署は、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て災害の防除、被害の軽減のための防災活動を実施する。

3 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越え広域にわたる時、災害の規模が大きく本市で処理することが不相当と認められる時、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町（消防機関を含む）間の連絡調整を必要とする時などに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町（消防機関を含む）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

4 県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市（消防署を含む。）及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9 市民

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 市

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
(2) 防災に関する調査、研究に関すること
(3) 市地域保全事業等に関すること
(4) 防災に関する組織の整備に関すること
(5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
(7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(8) 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実にに関すること
(9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 避難の指示等に関すること
(12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(13) 災害時における市消防団との連絡調整に関すること
(14) 消防活動に関すること
(15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む。）に関すること
(16) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
(17) 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること
(18) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(19) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること
(20) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(21) 他の市町との相互応援に関すること
(22) 災害時の文教対策に関すること
(23) 災害復旧・復興の実施に関すること
(24) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること

2 消防署

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する設備及び資機材の整備に関すること (3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (4) 消防活動に関すること (5) 被災者の救助、救急活動に関すること (6) 他の消防機関等との相互応援に関すること (7) 市の防災活動の援助に関すること (8) その他署の所掌事務についての防災対策に関すること

3 県

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること (3) 防災に関する調査、研究に関すること (4) 県土保全事業等に関すること (5) 防災に関する組織の整備に関すること (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (10) 災害時の広報に関すること (11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること (13) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること (18) 自衛隊の災害派遣に関すること (19) 他の都道府県との相互応援に関すること (20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること (21) 災害時の文教対策に関すること (22) 災害復旧・復興の実施に関すること (23) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

4 県警察

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 災害警備に関すること (2) 警察通信確保に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること (4) 災害装備資機材の確保に関すること (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること (6) 防災知識の普及に関すること (7) 災害情報の収集及び伝達に関すること (8) 災害実態の把握に関すること (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (10) 行方不明者の調査に関すること (11) 危険箇所の警戒及び市民に対する避難指示、誘導に関すること (12) 不法事案等の予防及び取締りに関すること (13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (16) 広報活動に関すること (17) 遺体の見分・検視に関すること

5 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 九州管区警察局	ア 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること カ 災害時における警察通信の運用に関すること キ 津波警報等の伝達に関すること
(2) 九州総合通信局	ア 非常通信体制の整備に関すること イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練などに関すること ウ 災害時における通信機器、臨時災害放送局機器及び移動電源車の貸し出しに関すること エ 災害時における電気通信の確保に関すること オ 非常通信の統制、管理に関すること カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

(3) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア 災害復旧事業費の査定立会に関すること イ 緊急を要する災害復旧事業等のため、市が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関すること ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として市が地方債を起す場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること オ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること
(4) 九州厚生局	ア 災害状況の情報収集に関すること イ 関係職員の現地派遣に関すること ウ 関係機関との連絡調整に関すること
(5) 佐賀労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること
(6) 九州農政局	ア 国土保全事業の推進に関すること イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物資材などの円滑な供給に関すること エ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること キ 市の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金融通等についての指導に関すること ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること
(7) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア 森林治山による災害防止に関すること イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること ウ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること エ 林野火災対策に関すること
(8) 九州経済産業局	ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 災害時の物価安定対策に関すること

	ウ 被災商工業者への支援に関すること
(9) 九州産業保安監督部	ア 鉱山における災害の防止に関すること イ 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること ウ 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、及び電気施設等の保安対策に関すること
(10) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所 武雄河川事務所 筑後川河川事務所 唐津港湾事務所)	ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ウ 水防警報の発表及び伝達に関すること エ 水防活動の指導に関すること オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること カ 高潮、津波災害等の予防に関すること キ 港湾、河川災害対策に関すること ク 大規模災害時における緊急対応の実施
(11) 九州運輸局 (佐賀陸運支局、佐賀 運輸支局唐津庁舎)	ア 災害時における輸送用車両の斡旋・確保、船舶の調達・斡旋に関すること イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(12) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	ア 災害時における航空による輸送の安全確保に必要な措置に関すること イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(13) 国土地理院 (九州地方測量部)	ア 地殻変動の監視に関すること イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
(14) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
(15) 第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部、 三池海上保安部)	ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること イ 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ウ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること

(16) 九州地方環境事務所	ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること イ 環境監視体制の支援に関すること ウ 飼育動物の保護等に関すること
(17) 九州防衛局	ア 災害時における防衛省（本省）との連携調整 イ 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

6 自衛隊

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務	
ア	災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること
イ	災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	ア 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 気象警報、津波警報の伝達に関すること ウ 災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社 NTT ドコモ (佐賀支店)	
(3) KDDI 株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	ア 災害時における医療救護の実施に関すること イ 災害時における血液製剤の供給に関すること ウ 義援金品の募集、配分に関すること エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること

(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア 市民に対する防災知識の普及に関すること イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(9) 西日本高速道路株式会社（九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）	ア 高速自動車道の維持、管理、修繕、改良及び被災復旧に関すること
(10) 九州旅客鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(11) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(12) 日本通運株式会社（佐賀支店）	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(13) 九州電力株式会社（佐賀支店）	ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における電力供給の確保に関すること
(14) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）	
(15) 日本郵便株式会社（佐賀中央郵便局）	ア 災害時における郵政業務の確保に関すること イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 地方独立行政法人 佐賀県医療センター 一好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 一般社団法人佐賀 県LPガス協会	ア LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3) 公益社団法人 佐賀県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 一般社団法人佐賀 県バス・タクシー協会	

(5) 株式会社 エフエム佐賀	ア 市民に対する防災知識の普及に関すること イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること
(6) 株式会社 サガテレビ	ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(7) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	
(8) 一般社団法人 佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(9) 公益社団法人法 佐賀県栄養士会	ア 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(10) 公益社団法人 佐賀県看護協会	ア 災害時における看護、保健指導に関すること
(11) 一般社団法人佐 賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること イ 身元確認に対する協力に関すること
(12) 一般社団法人佐 賀県薬剤師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(13) 社会福祉法人佐 賀県社会福祉協 議会	ア 災害ボランティアに関すること イ 生活福祉資金の貸付に関すること ウ 市・県町が行う被災者状況調査の協力に関すること
(14) 一般社団法人佐 賀県建設業協会	ア 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 農業協同組合、森林 組合、漁業協同組合	ア 市、県が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
(2) 商工会議所、商工会	ア 市、県が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3) 佐賀県地域婦人連 絡協議会	ア 市及び県内の災害対策に対する助言に関すること（被災支援及び女性の視点を活かした災害対策の推進）
(4) 公益社団法人佐賀 県社会福祉士会及 び一般社団法人佐 賀県介護福祉士会	ア 市及び県内の被災対策に対する助言に関すること（各会が関わる分野における被災者、要配慮者の支援等の災害対策の推進）
(5) 佐賀県民生委員児 童委員協議会	ア 市及び県内の災害対策に対する助言に関すること（地域安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進）

(6) 佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県身体障害者施設協議会、佐賀県知的障害者福祉協会、佐賀県保育会、社団法人佐賀県私立幼稚園連合会及び佐賀県私立中学高等学校協会	ア 市及び県内の災害対策に対する助言に関すること（それぞれの団体）に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策の推進（必要に応じて他の関係団体と協力）
(7) 特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	ア 市及び県内の災害対策に対する助言に関すること（難病患者等に関する災害対策の推進）
(8) 佐賀県防災士会	ア 市及び県内の災害対策に対する助言に関すること（地域における具体的な災害対策の推進）
(9) 佐賀県公民館連合会	ア 市及び県内の災害対策に対する助言に関すること（地域の防災拠点「避難所」における災害対策の推進）
(10) 公益財団法人佐賀県国際交流協会	ア 市及び県内の災害対策に対する助言に関すること（外国人に関する災害対策の推進）
(11) 水道事業者 水道用水供給事業者 （佐賀西部広域水道企業団）	ア 水道施設、水道用水供給施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における給水の確保に関すること
(12) 電気通信事業者 （西日本電信電話(株)、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社を除く）	ア 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時における通信の確保に関すること
(13) 液化石油ガス事業者	ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること
(14) 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター 嬉野温泉病院	ア 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること イ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること
(15) 病院等医療施設の管理者	

(16) 社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(17) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・農業用排水施設の各管理者	ア 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(18) 危険物施設等の管理者	ア 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、L P ガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること
(19) 嬉野市地域婦人連絡協議会	ア 災害時における市が行う災害応急・復旧作業の協力に関すること
(20) 嬉野市社会福祉協議会	ア 被災生活困窮者に対する資金の融資及び斡旋に関すること イ 義援金の募集及び配分に関すること
(21) 嬉野市民生委員・児童委員協議会	ア 市内の災害対策に対する助言に関すること（地域安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進）
(22) 藤津ケーブルビジョン株式会社、株式会社テレビ九州	ア 気象予警報等の周知に関すること イ 災害情報の周知に関すること
(23) 一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム	ア 県域内の災害ボランティアの協力、助言に関すること イ 災害ボランティア等に係る普及啓発の協力、助言に関すること
(24) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

第3章 嬉野市の概況

第1節 自然的環境

第1項 自然的条件

(位置・地勢)

嬉野市は、佐賀県の西南部に位置し、北及び北東一帯は阿蘇火山脈の最北にあたる多良山系が連立し、北は武雄市、北東に白石町、南東に鹿島市、西は長崎県に隣接し、面積は126.41km²、人口24,449人である。(令和6年11月30日現在)

市西部の嬉野地域は、唐泉山、虚空蔵山、国見岳等の山に囲まれた盆地が形成され、良質で高温の温泉資源による温泉観光で賑わい、山の裾野ではお茶の栽培が盛んである。

市東部の塩田地域は、小山群が繋がり、河川の流域に平坦地が広がり、米・麦作や施設園芸が盛んである。

河川は、大野原高原と虚空蔵山系に源を発する塩田川が、市の中央部を貫流し、有明海に注いでいる。塩田川には国見岳を源とする吉田川や、八幡川、鍋野川など21の河川が合流しているほか、塩田町五町田・谷所の諸山に水源を発する鹿島川(谷所川)があるが、小河川のため流域面積が狭く、また、塩田川は有明海の干満の影響が大きい*感潮河川であり、台風や梅雨時には大きな災害をもたらしている。

本市の60%を占める山林は、66%が植林され、小山群が繋がっており、急傾斜地崩壊や土砂崩れ、土石流の危険箇所が数多く存在している。

*感潮河川：潮の干満の影響を受ける河川のこと

(1) 河川

ア 河川の延長

区分	本数	延長(m)
二級河川	25	99,586

イ 主な河川

河川名	区間	延長 (m)
	下流部	
塩田川	河口まで	26,390
吉田川	塩田川合流点まで	11,696
宇留戸川	吉田川合流点まで	1,200
西川内川	〃	3,280
小井手川	〃	1,000
鞆川	〃	4,100
下宿川	塩田川合流点まで	3,500
井手川内川	〃	2,750
湯野田川	〃	2,000
岩屋川内川	〃	9,370
俵坂川	〃	1,500
皿屋谷川	〃	800
椎葉川	岩屋川内川合流点まで	2,100
内野山川	下宿川合流点まで	900
八幡川	塩田川合流点まで	2,820
浦田川	八幡川合流点まで	450
畦川内川	流海川合流点まで	1,180
流海川	塩田川合流点まで	1,690
鍋野川	〃	1,880
小田志川	〃	1,780
入江川	〃	4,976
北目川	入江川合流点まで	1,180
谷所川	鹿島川合流点まで	1,170
東川	潮見川合流点まで	810
鹿島川	黒川合流点まで	10,695

(2) ダム

名称	位置	形式	規模		貯水池			効果
			堤高	堤頂長	集水面積	満水面積	有効貯水量	
岩屋川内ダム	嬉野町 上岩屋	重力式コンクリートダム	m 59.5	m 192.0	ha 1,070	ha 14.0	千m ³ 2,280	治水 不特定用水
横竹ダム	嬉野町 上吉田	重力式コンクリートダム	57.0	249.0	830	23.0	3,950	治水 不特定用水

第2項 気象

嬉野市は、夏場の7、8月頃に日平均気温が25℃を超え、最高気温が38℃以上になる日もあるが、冬の2月前後になると日平均気温は5℃前後や最低気温も氷点下5℃以下となり、夏場と冬場の気温の変化が大きい。降水量については、山間部が多い影響で、平均で約2,300mmと比較的降水量が多い地域で、梅雨、台風襲来期である6月から9月頃には、一日の降雨量が180mm以上に達することがある。特に塩田川は、感潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。降霜は、11月頃より見られ、晩霜は4月中頃までである。

(1) 各年の気象概況

区分 年次	気温 (℃)			降水量 (mm)
	平均	最高 (日にち)	最低 (日にち)	
2003	15.2	35.1 (8/6)	-4.0 (1/6)	2,475.0
2004	15.7	35.8 (8/12)	-5.3 (1/22)	2,349.0
2005	15.0	35.0 (8/4)	-5.5 (12/28)	1,567.0
2006	15.3	36.4 (8/9)	-6.1 (2/13)	2,522.0
2007	15.8	35.6 (8/16)	-5.8 (2/3)	1,749.0
2008	15.2	36.8 (7/28)	-5.4 (2/18)	2,068.0
2009	15.4	37.2 (8/7)	-5.2 (1/24)	2,154.5
2010	15.5	36.7 (8/21)	-3.9 (1/4)	2,322.0
2011	15.1	36.1 (8/4)	-4.8 (1/27)	2,590.5
2012	14.9	36.8 (8/3)	-6.3 (2/3)	2,615.0
2013	15.6	38.4 (8/20)	-5.1 (1/11)	2,235.0
2014	15.1	36.9 (7/30)	-4.5 (12/19)	2,230.5
2015	15.4	37.7 (8/6)	-4.0 (1/18)	2,269.5
2016	16.2	38.5 (8/12)	-6.8 (1/24)	3,112.5
2017	15.4	37.8 (7/30)	-5.4 (1/25)	1,933.5
2018	15.7	39.0 (8/13)	-5.2 (2/8)	2,269.5
2019	15.9	36.8 (8/2)	-3.9 (1/4)	2,288.0
2020	15.9	37.0 (8/20)	-2.9 (2/6)	3,277.0
2021	16.2	36.7 (8/5)	-5.8 (1/9)	2,958.5
2022	16.0	37.2 (7/28)	-4.4 (1/19)	1,682.0
2023	16.2	38.4 (8/5)	-6.1 (1/25)	2,627.5
平年値	15.3	36.0	-4.9	2,323.7

※平年値とは、西暦年の1の位が「1」の年から始まる30年間の平均値のことです。

この表では、1991年～2020年の観測値を使用しています。

(2) 日及び1時間降水量順位 (1977～2024)

単位：mm

順位	日降水量順位 (日にち)	1時間降水量順位 (日にち)
1	439.5(2021/ 8/14)	84.5(2018/ 7/ 6)
2	366.0(1990/ 7/ 2)	83.5(2008/ 6/19)
3	354.0(1980/ 8/29)	80.5(2021/ 8/14)
4	272.5(2018/ 7/ 6)	72.0(1990/ 7/ 2)
5	261.0(1979/ 6/29)	70.0(2003/ 8/26)

佐賀地方気象台嬉野地域気象観測資料

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

- 1 都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化
- 2 旧市街地における建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
- 3 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
- 4 高齢化、国際化等に伴う高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者の増加
- 5 ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大
- 6 インフラ整備に伴う災害発生からの減少からくる市民の防災意識の低下
- 7 都市化に伴い伝承されてきた災害下位文化の喪失と市民の近隣扶助意識の低下
- 8 令和2年における新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要性

第 2 編 風水害及び地震・津波災害対策

第 1 章 本市における災害の特性

第 1 節 これまでの風水害被害と計画の前提

本県は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害を数多く受けてきた。その主なものの特徴及びその際、本市が受けた被害の概要は、次のとおりである。

1 大雨

(1) 概要

佐賀県本で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると前線、低気圧、台風である。

日降水量 100 mm 以上の大雨は、6 月～7 月の梅雨期に最も多く、この 2 か月で年間の約 63 % と最も多い。また、8 月～9 月は台風や秋雨前線等で年間の約 20 % を占めている。

日降水量 200 mm 以上の大雨や 1 時間降水量 50 mm 以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の 6 月下旬から 7 月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

ア 短時間（1～3 時間）に集中して降る

イ 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる

ウ 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうちウの降り方は、特に大きな被害を引き起こすことがある。

(2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨

ア 1953（昭28）年6月25日～28日の大雨

九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。

25 日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて 1 時間 40 mm を超える激しい雨となった。積算雨量が 200 mm に達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26 日午前 8 時には 1 時間降水量が 100 mm を超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。

被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では 10 日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の 6 割に相当する巨額の被害となり、行方不明者も 62 名にのぼった。

イ 1962（昭37）年7月7日～8日の大雨

済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。

県南部の太良町大浦では 8 日午前 1 時～8 時までの 7 時間に 600 mm を超える集中豪雨に見舞われ、特に午前 4 時～7 時までは、1 時間 100 mm を超える猛烈な雨が続き、3 時間降水量は 339 mm に達した。

雨は太良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は 341 か所、住家

の流失、埋没、全半壊は353戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者行方不明者は62名という大きな被害が出た。

本市では布手と袋の堤防約100mが決壊し、布手、下野辺田、原町、町分、袋真崎及び大牟田が浸水し、人的被害は死者6名、重症3名、軽傷22名、住家の被害は、全壊8棟、流失12棟、半壊39棟、床上浸水486棟、床下浸水415棟という大きな被害が出た。

ウ 1963（昭38）年6月30日の大雨

対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。

県北部の三瀬地区岸高の記録によると、30日午前2時から雨が強くなり、午前6時と9時には1時間降水量が100mmを越え、3時間降水量も午前3時～6時に202mm、さらに午前6時～9時に156mmを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に500mm以上に達した。

山、がけ崩れはこの地域を中心に926か所、家屋の流失埋没による全半壊は181戸にのぼり、死者についても15名という大きな被害が出た。

エ 1980（昭55）年8月28日～31日の大雨

8月28日～30日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風12号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。

8月28日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で1時間に50mm前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で400～500mm、所により568mmに達した。

この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者4名、住家の被害は、床上浸水3,006戸、床下浸水16,965戸に及んだ。

オ 1990（平成2）年6月28日～7月3日の大雨

梅雨前線が6月28日に九州北部に南下し、7月3日まで九州付近に停滞した。

県内では2日の午前3時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。

河川の越水等が重なった結果、牛津町では町全体の8割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、死者2名、住家の被害は、床上浸水4,635戸、床下浸水21,113戸に及んだ。

カ 2019（令和元）年8月27日～28日の大雨（令和元年佐賀豪雨）

8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者4名、意識不明を含む重傷者2名、住家の被害は、全壊87棟、

大規模半壊１０７棟、半壊７５６棟、床上浸水７７３棟、床下浸水４，３１０棟に及んだ。

キ ２０２１（令和３）年８月１１日～１９日の大雨（令和３年８月の大雨）

８月１１日から１９日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、記録的な大雨となった。なお、この不安定な状態は１９日にかけて継続した。

佐賀県では、８月１１日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨が降り、日降水量が１００mmを超えたところがあった。また１２日明け方から１９日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では１４日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表された。なお、１４日午前２時１５分には大雨特別警報が武雄市と嬉野市に発表され、その後、１４市町（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、佐賀市、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町、みやき町、唐津市、玄海町）に追加及び継続で発表された。１日降水量は、１３日に鳥栖で３３２．５mm、１４日に嬉野市で４３９．５mm、唐津２６４．０mmで観測史上１位の値を更新した。

この大雨で、８月１１日から１９日２４時までの期間降水量は、嬉野、白石、佐賀では８月の平年の降水量の４倍、その他多くの観測点でも３倍となった。

人的被害は軽傷者が４名、住家の被害は、全壊５棟、半壊１，１６８棟、一部破損２５棟、床上浸水２９８棟、床下浸水２，０９０棟に及んだ。（令和４年２月１６日現在）

本市では、塩田川上流の２つのダムの事前放流による貯留機能強化等の対策と大雨時の有明海の満潮時期がずれたことにより、塩田川の越水等は回避できたが、支流である入江川、八幡川及び浦田川の内水氾濫により、床上浸水１１棟、床下浸水２１棟の被害が発生した。また、不動山地区などの山間部では大小約３００件もの土砂崩れや地すべりが発生し、家屋や茶畑が被害を受けた。しかし、幸いにも人的被害は皆無であった。

ク ２０２３（令和５）年７月７日～１０日の大雨（令和５年７月九州北部豪雨）

７月７日から１０日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。

佐賀県では、７月７日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、１０日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では１時間に８０ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、１０日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前５時３９分と午前８時１０分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。

この一連の大雨で、７月７日から１０日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で４９０．５mm、北山（佐賀市）で４２３．０mmを観測した。また北山（佐賀市）では、３時間降水量１３２．５mm、６時間降水量２２５．５mmを観測し、観測史上１位の記録を更新した。

人的被害は死者が３名、軽傷者が１名、住家被害は、住家の被害は、全壊４棟、

半壊6棟、一部破損35棟、床上浸水18棟、床下浸水81棟に及んだ。(令和5年11月29日現在)

2 台風による暴風雨

(1) 概要

本県は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均(統計期間:1991～2020年)すると1年間に約25個発生しており、その中の約12個が日本の300km以内に接近し、更にその中の約4個が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近している。但し、9個の台風が九州北部地方に接近した年(2004年)もあれば、1個も接近しなかった年(1988年、2001年)もあるなど、年による変動も大きい。

台風が市に接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力(大きさ、強さ)、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にある頃から、強い雨が降り出すことが多い。

台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。本市では地形などの条件で中心から離れていても強風の影響を受けやすく、過去においてたびたび被害を受けている。個々の台風についての風速分布は一律でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけでなく、火災の延焼等を誘発する。また、台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

(2) 佐賀県に被害をもたらした主な台風

ア 1945(昭20)年9月17日(枕崎台風)

17日枕崎に上陸した台風16号は、時速50～60kmの速度で九州を横断し広島付近から日本海に出、能登半島を経て奥羽を横断して太平洋に出た。

佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速18.8m/sを観測した。総降水量は、三瀬地方で16日～17日の降水量が680mmを越えるなど背振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。

死者行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。

イ 1949(昭24)年8月16日～18日(ジュディス台風)

九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄り向きを変え進んだ。この

台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、15日～18日の総降水量は古湯地域で760mmを超えた。

死者行方不明者は佐賀郡、小城郡を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。

ウ 1991（平3）年9月13日～14日（台風17号）

沖ノ鳥島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して14日午前5時頃長崎市付近に上陸した。

佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風54.3m/sの最大瞬間風速（観測史上1位）を観測した。

この台風の影響により、佐賀市と七山村で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊102戸、一部損壊110戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

エ 1991（平3）年9月27日（台風19号）

マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、26日午後4時過ぎに佐世保市の南に上陸した。

佐賀県では27日午後正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後4時46分に南南東の風52.6m/sの最大瞬間風速（観測史上2位）を観測した。

台風17号の約2週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊23戸、半壊673戸、一部損壊34、208戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。

オ 2006（平18）年9月16日～18日の台風（台風第13号）及び秋雨前線豪雨

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。

佐賀県では17日午後2時頃から午後5時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後6時50分に南南東の風50.3m/sの最大瞬間風速（観測史上3位）を観測した。

記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124、100世帯に達した。一部の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。

また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50mmを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99mm、唐津市枝去木では1時間に89mmという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。

さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲に渡って水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪

の作況指数となった。

3 高潮

(1) 概要

有明海は、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起りやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

本市においても、有明海の影響を受ける塩田川を有していることから、大雨時における満潮と高潮の影響は常に注視しておく必要がある

(2) 有明海沿岸の主な高潮災害

ア 1956（昭31）年8月17日（台風第9号）

最強風時と有明海沿岸の満潮時が重なって約1.4mの気象潮が加わったことにより、大副、久保田、西川副などの各干拓堤防が各所で決壊し、海水が浸入した。この災害により、田畑が決壊し農作物に甚大な被害をもたらすとともに、大福搦などでは入植者住宅が軒近くまで水没するなど40年ぐりという大災害を引き起こした。

イ 1985（昭60）年8月31日（台風第13号）

台風が通過の際満潮と重なり、大浦でT. P上3.22m、湾奥の住ノ江では4.81mに達する高潮を観測した。

有明海に注ぐ本庄江、新川など15河川で大波に洗われて堤防の法面が崩壊し、久保田町では防潮堤防の上部が20mにわたって半壊して海水が流入した。また、芦刈町では六角川河口と福所江川に避難係留中の漁船150隻が高波を受け堤防や道路などに打ち上げられた。床上浸水は川副町の94戸をはじめ279戸、床下浸水を含めると1,000戸以上が被害を受けた。

4 地すべり等

(1) 概要

本県は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

本市は地形的、地質的に不安定な山地丘陵が多く、豪雨等による土石流、急傾斜面の崩壊等の生じるおそれのあるところが多く、一方農業振興のため山地開発が進められ、さらに地すべり危険箇所が広く分布し、山崩れ、がけ崩れ等が今後も発生する危険性は高い。

(2) 佐賀県に被害をもたらした地すべり等（2006（平18）年9月16日～18日の台風（台風第13号）及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害）

ア 伊万里市南波多町府招の地すべり

16日10時30分頃、伊万里市南波多町府招の国道202号線脇の山で幅約100m、奥行き約170mにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋2戸が全壊、1戸が半壊するなどの被害が生じた。

イ 唐津市相知町田頭の土砂崩れ

- 16日10時45分頃、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約300m、高さ約50mにわたって崩れ、民家1棟が全壊、4棟が半壊、3人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態となった。
- (3) 嬉野市に被害をもたらした地すべり等(2021(令和3)年8月11日から
の大雨に伴う土砂災害)

ア 大舟地区の地すべり

8月14日大舟地区の県道嬉野川棚線沿いの約170m×約260mの広大な地域に地すべりが発生し、全壊3棟、大規模半壊3棟、準半壊2棟、その他1棟、道路損壊複数個所の被害を生じ、25世帯64名が避難生活を余儀なくされた。

イ 南下地区の地すべり

8月14日南下地区の県道346号沿いの約170m×約180mの広大な地域に地すべりが発生し、半壊3棟の被害を生じ、14世帯39名が避難生活を余儀なくされた。

5 大雪

(1) 概要

佐賀県の大雪は冬型気圧配置(季節風)によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪10cm以上になると大雪の災害が出はじめ、30cm以上になると大きな災害が発生している

(2) 佐賀県で発生した主な大雪

ア 1963(昭38)年1月～2月

1月～2月上旬にかけて大陸より東進する定期遭うが連続的に日本海に入り、または日本海に発生し、これらの低気圧に吹き込む強い北西の季節風は、大陸から次々に新しい寒気を南下させ、九州地方はもとより、北海道を除いて全国的に記録的な低温と大雪が続いた。

この気圧配置は1か月以上も続き、積雪と低温による凍結のため通学、通勤、物資の輸送に困難を極めるなど、各種産業交通運輸に甚大な被害を与えた。

また、農林水産業の推定被害額が23億円にもものぼるとともに、県内商業の売上高が平年比34億円減と見込まれるなど中小企業の経営にも大きな支障が生じた。

イ 1968(昭43)年2月14日～15日

九州南岸低気圧によって、佐賀県では70年ぶりといわれる大雪になった。台湾近海に発生した低気圧は北東に進み、15日午前9時には中心気圧が台風並の982hpaに発達して九州南岸沿いに進んだ。

佐賀県では、低気圧が奄美大島の西海上に達した14日の午後10時から雨が雪に変わり、その後14時間にわたって雪が降り続き、積雪は平野部で5～20cm、山沿い地方では30cmを超えた。特に背振、天山、多良の各山間部では1mを超える大雪に見舞われた。

このため、農産部門では、県内茶園の90%、ハウス関係の野菜は全面積の73%、みかん栽培の17%が被害を受け、その他電話線の不通、バスの運休等、被害額は59億円以上にのぼった。

ウ 2016（平28）1月24日～25日

24日から25日にかけて県内各地で大雪となり、佐賀（佐賀市駅前中央）で7cmの積雪を観測し、川副（佐賀空港）で11cm、伊万里でも10cmの積雪を観測した。

25日も冬型の気圧配置と気温の低い状態が続き、日最低気温が観測開始以来最低となったところがあった。白石では午前1時48分に1977年の観測開始以来最低となる氷点下9.6度を、川副では午前1時28分に2003年の観測開始以来最低となる氷点下9.5度を観測した。また、佐賀でも氷点下6.6度（観測史上2位）を観測した。大雪や低温の影響で高速道路や山間部の路線などが通行止めになったほか、鉄道・船舶・空の便の運休・遅延などの交通障害や車のスリップ事故が発生した。

低温の影響で県内各地において水道管損傷などにより、約18,000世帯が断水し、唐津市と伊万里市へ自衛隊の災害派遣要請を行った。唐津市神集島では強風と雪の影響で電線が切れ、約100世帯が停電した。

本市でも大雪警報が発表され、最低気温は、観測史上1位の1984年と同じ氷点下6.8度を記録した。大雪や低温の影響により、市内小中学校の休校、水道管の破裂、高速道路や山間部の通行止め等、孤立集落等の被害も発生した。

6 竜巻

（1）概要

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れ下がり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

本県においても、過去に度々竜巻による被害が生じている。

（2）佐賀県で発生した主な竜巻災害

ア 2004（平16）年6月

27日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。（竜巻の強さ 佐賀市：F2、鳥栖市：F1）

被害の範囲は、佐賀市で約8km、鳥栖市で約1.3kmにおよび、突風によって、軽傷者15名、全壊家屋15棟、半壊家屋25棟、一部損壊家屋377棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。

イ 2016（平28）年9月28日の竜巻被害

平成28年9月28日10時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約45m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF1に該当する。

※日本版改良藤田（J E F）スケールとは

突風の強さの評定は、被害の状況から風速を評定できる藤田（F）スケールが世界で広く用いられてきましたが、藤田スケールは、米国で考案されたもので、日本の建築物等の被害に対応していないこと等の課題がありました。

気象庁において、この藤田スケールを改良し、より精度良く突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田（J F E）スケール」が策定され、平成28年4月から運用が開始されました。

※J F E 1とは

風速の範囲（3秒平均）39～52m/秒

7 計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

（1） 豪雨・大雨（洪水）

1962（昭27）、1990（平2）、2018（令元）、2021（令3）、2023（令5）年の記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。

（2） 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

（3） 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、今後発生することを予想する。

（4） 大雪

2016年1月の大雪程度（警報レベル）のものが、今後も発生することを予想する。

8 高潮浸水想定

（1） 高潮浸水想定のかえ方

我が国は、三大湾にゼロメートル地帯が存在するなど、高潮による影響を受けやすい国土を有している。昭和36年の第2室戸台風を最後に、死者100名を超えるような甚大な高潮災害は発生していない。

海岸堤防等の施設規模を大幅に上回る津波により甚大な被害が発生した平成23年の東日本大震災以降、津波対策については、比較的发生頻度の高い津波（レベル1津波）に対しては施設の整備による対応を基本とし、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）に対しては、なんとしても人命を守るという考え方に基づき、まちづくりや警戒避難体制の確立等を組み合わせた多重防御の考え方が導入されている。

こうした津波対策と同様に、洪水・高潮等の外力についても、未だ経験したことのない規模の災害から命を守り、社会経済に壊滅的な被害が生じないようにすることが重要であることから、国土交通省において取りまとめられた「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」（平成27年1月）の中で、水害、土砂災害、火山災害に関する今後の防災・減災対策の検討の方向性として、最大規模の外力を想定して、ソフト対策に重点をおいて対応するという考え方が示されている。

このような背景を踏まえ、平成27年5月に一部改正された水防法に基づき、有

明海・松浦沿岸での高潮浸水想定区域図を作成した。

作成する高潮浸水想定区域図は、最悪の事態を視野に入れるという考えから、日本に接近した台風のうち既往最大の台風を基本とするだけでなく、台風経路も各沿岸で潮位偏差が最大となるよう最悪の事態を想定したものとして設定している。また、河川流量、潮位、堤防の決壊等の諸条件についても、悪条件を想定し設定している。

なお、設定にあたっては、「高潮浸水想定区域図の手引き Ver2.00」※1（以下、「手引き」と記載）に準拠している。

※1：令和2年6月 農林水産省 農村振興局 整備部 防災課、農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課、国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課、国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室、国土交通省 港湾局 海岸・防災課

（2）留意事項

ア 高潮浸水想定区域図は、水防法に基づき、都道府県知事が高潮による浸水が想定される範囲、浸水した場合に想定される水深等を表示した図面である。

イ 高潮浸水想定区域図の作成にあたっては、最悪の事態を想定し、我が国における既往最大規模の台風を基本とし、各海岸で潮位偏差（潮位と天文潮の差）が最大となるよう複数の経路を設定して高潮浸水シュミレーションを実施し、その結果を重ね合わせ、最大の浸水深が示されるようにしている。

ウ 最大クラスの高潮は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した台風や高潮から設定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではない。

エ 最大クラスの高潮を引き起こす台風の中心気圧としては、我が国で既往最大規模の室戸台風（昭和9年）を想定しています。なお、この規模の中心気圧を持つ台風が来襲する確率は、三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）で見ると500年から数千年に一度と想定されている。

オ 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、前提とした各種条件を超える事象により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。

カ 地下につながっている段階、エレベーター、換気口等が、浸水区域に存在する場合、地下空間が浸水する恐れがある。

キ 地盤高が朔望平均満潮位より低い地域については、堤防等が被災を受けた場合、高潮が収束した後でも、日々の干満によって、浸水が発生する可能性がある。

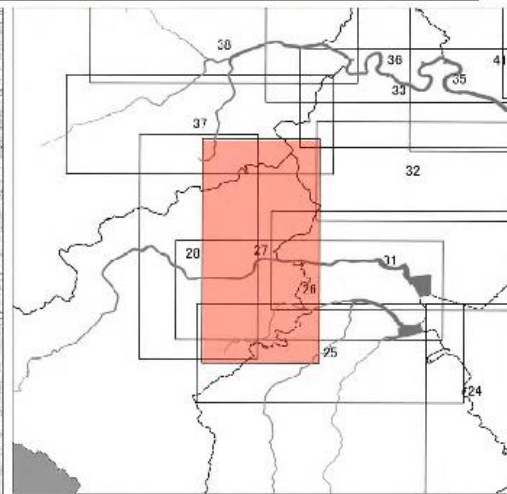
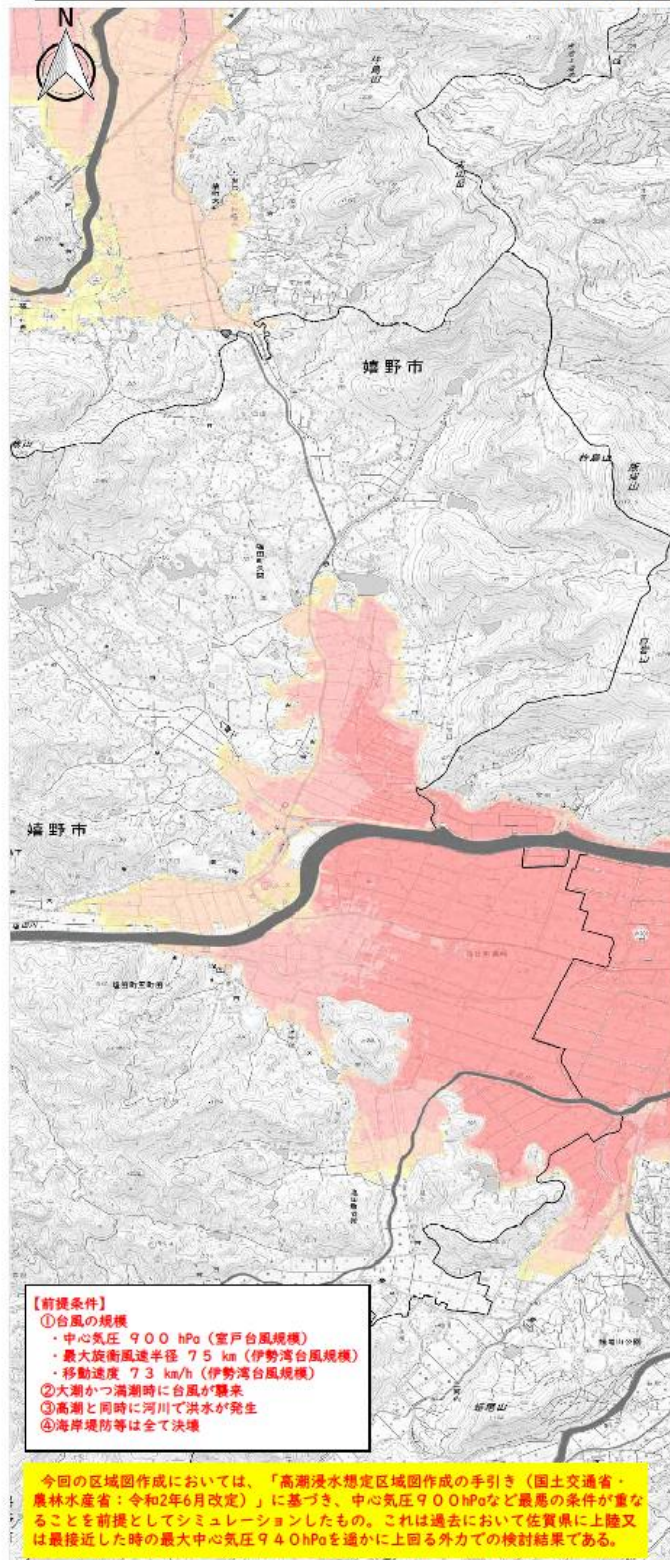
ク 確実な避難のためには、気象庁が事前に発表する台風情報（気象庁は日本列島に大きな影響を及ぼす台風が接近している時には、24時間先までの3時間刻みの予報等を発表している。）や、市町村で作成されるハザードマップ等を活用する。

ケ 台風が来襲する前に避難を完了し、高潮警報や避難勧告が解除されるまでは、避難を継続する必要がある。

コ 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

(3) 高潮浸水想定区域図(浸水区域・浸水深、想定最大規模)(資料提供:佐賀県)

▶ 想定し得る最大規模の佐賀県高潮浸水想定区域図 嬉野市(27/60)



【留意事項】

○高潮浸水想定区域図は、水防法に基づき、都道府県知事が高潮による浸水が想定される範囲、浸水した場合に想定される水深等を表示した図面である。

○高潮浸水想定区域図の作成にあたっては、最悪の事態を想定し、我が国における既往最大規模の台風を基本とし、各海岸で潮位偏差(潮位と天文潮の差)が最大となるような経路を設定して高潮浸水シミュレーションを実施し、その結果を重ね合わせ、最大の浸水深が示されるようにしている。

○最大クラスの高潮は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した台風や高潮から設定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではない。

○浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、前提とした各種条件を超える事象により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする可能性がある。

○地下につながっている階段、エレベーター、換気口等が、浸水域に存在する場合、地下空間が浸水する恐れがある。

○地盤高が期望平均高潮位より低い地域については、堤防等が被災を受けた場合、高潮が収束した後でも、日々の高潮によって、浸水が発生する可能性がある。

○確実な避難のためには、気象庁が事前に発表する台風情報(気象庁は日本列島に大きな影響を及ぼす台風が接近している時には、24時間先までの3時間刻みの予測等を発表している。)や、市町村で今後作成されるハザードマップ等を活用してもらいたい。

○台風が来襲する前に避難を完了し、高潮警報や避難勧告が解除されるまでは、避難を継続する必要がある。

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がある。

【用語説明】(図-1参照)

①高潮
：台風等の気象じょう乱により発生する潮位の上限現象。台風が発達した低気圧が通過するとき潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」という。

②浸水域
：高潮や高波に伴う越波・越流によって浸水が想定される範囲をいう。

③浸水深
：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地盤面から水面までの高さをいう。

④高潮偏差
：天体の動きから算出した天文潮(推算潮位)と、気象等の影響を受けた実際の潮位との差(ずれ)を潮位偏差といい、その潮位偏差のうち、台風等の気象じょう乱が原因であるものを特に「高潮偏差」と言う。

⑤高潮水位
：台風来襲時に想定される高潮位の高さをT.P.基準で示したものを指す。

⑥浸水継続時間
：浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの時間である。ここで、50cmは、高潮時に避難が困難となり孤立する可能性がある水深として設定している。なお、緊急的な排水対策等は考慮していないので、目安としての活用を留意してもらいたい。

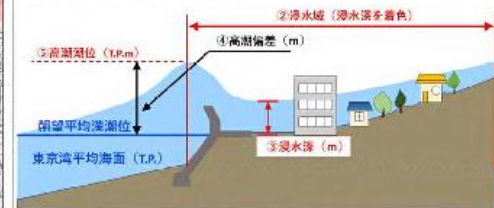
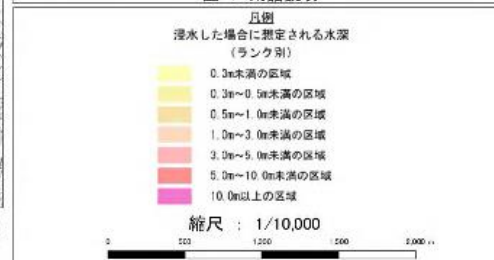
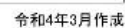


図-1 用語説明



令和4年3月作成

▶ 想定し得る最大規模の佐賀県高潮浸水想定区域図 嬉野市 (27/60)



第2節 地震・津波に関する本市の特性と被害想定

第1項 本市の地形、特性、地盤

本市の基盤となっている杵島層は約3000万年前に古第三紀を通じて堆積したとみられている。河川は、塩田川が市の中央部を縦断し、吉田川、八幡川など21の支流を抱え有明海に注いでいる。

市西部の嬉野地域は、下宿丘陵が位置し、地質は藤津層と呼ばれる安山岩である。最西端には2000万年前に噴火した虚空蔵山（608m）がそびえ、残丘（モナドノック）の弧峰を形作っている。中央部には唐泉山（410m）があるが、地質的には虚空蔵山と同じく火砕岩と溶岩の互層であり、多良岳の寄生火山として生い立ちを同じくしている。周囲を山、あるいは丘陵に囲まれた盆地の山麓部分では特産品のお茶が栽培されており、総面積の57.5%が林野で占められている。

市東部の塩田地域は、唐泉山と杵島山の間に展開し、なだらかな平野部が水田地帯を形成している。有明海側は、干潟の地層が多い、低平地が占める。本市は、有明海に面してはいないが、津波が発生すれば、塩田川が低平地をさかのぼる影響で浸水する地区が約60ヘクタール程の地域が被害を受けるおそれがある。その他は全域が比較的安定した地盤である。

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や地盤の液状化現象を引き起こすことが考えられる。

これまで、市内は、軟弱地盤が皆無であり、山間部については岩盤であるので、比較的被害が小さいと言われてきた。しかしながら、平成28年熊本地震が発生し、同規模の地震が発生する可能性がないわけではないという危機感を持ち、県からの情報収集等に詳細な地盤状況を把握することとする。

第2項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には、2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施して行くための基本的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に指定されている。

本県内に存在する断層では「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠一小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

県内及び周辺において、活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示すものが知られている。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯の以外の活断層でも発生する可能性はあり、

また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

(番号は図中の番号と同じ)

■ 地震調査研究推進本部の「九州地域の活断層の長期評価（第一版）」における評価対象

○ 詳細な評価の対象とする活断層

主要活断層

- ①佐賀平野北縁断層帯
- ②警固断層帯
- ④日向峠—小笠木峠断層帯
- ⑤水縄断層帯
- ⑩雲仙断層群

○ 簡便な評価の対象とする活断層

- ③糸島半島沖断層群
- ⑨多良岳南西麓断層帯（同断層帯は、「大村—諫早北西付近断層帯」ともいう。
本市では「多良岳南西麓断層帯」で統一する。）

■ 地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」

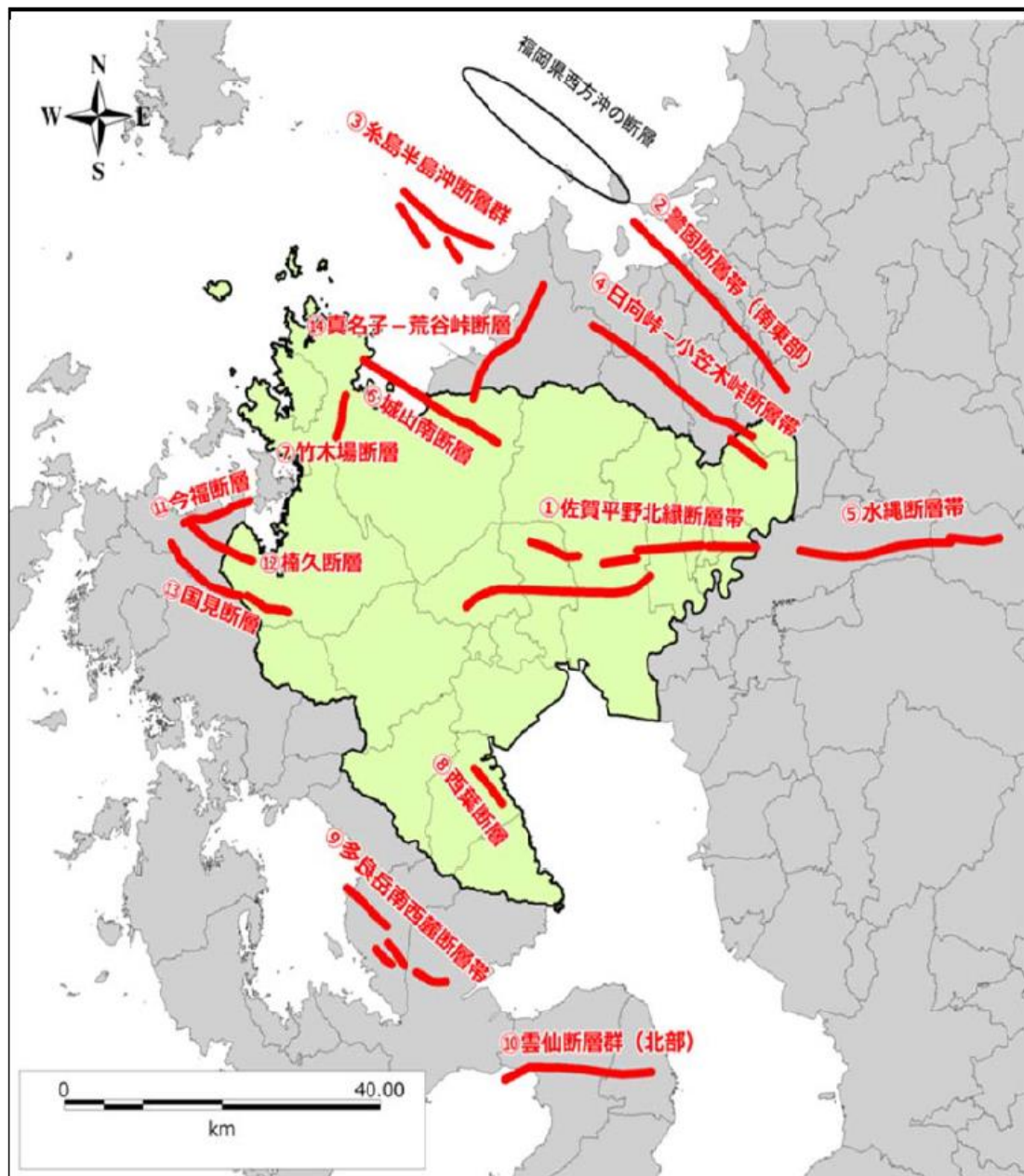
（１９９１年活動断層研究会編）及び「九州の活構造」（１９８９年 九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

- ⑦竹木場断層
- ⑧西葉断層
- ⑪今福断層
- ⑫楠久断層
- ⑬国見断層
- ⑭真名子—荒谷峠断層

■ 上記以外で九州電力株式会社の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

- ⑥城山南断層

【 主 要 な 活 断 層 分 布 図 】



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造

活断層研究会（1991）：新編 日本の活断層—分布図と資料—

長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告

地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について

原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

第3項 これまでの地震災害

1 地震災害

- (1) 日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

2016（平成28）年までに本県において発生した記録に残る地震では、2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町で県で初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3となった。

発生頻度としては、2004（平成16）～2013（平成25）の間で福岡県北西沖地震が発生した2005年を除けば、震度1以上の有感地震発生回数が年8回程度、震度は3以下がほとんどで、震度4以上の地震は、近年では2014（平成26）年3月14日（震央 伊予灘）で、その被害は大規模ではなかった。

- (2) しかしながら、平成28年4月16日（前震は4月14日）に、熊本地方においてマグニチュード7.3、震度7の大地震が発生し、震央付近では、多くの方の人命が奪われ、家屋倒壊により多くの方が仮設住宅などでの避難所生活をされている。

この地震により、本市では、震度4を複数回記録する地震が発生し、夜間に駐車場の車内や避難所で就寝される市民の姿が見受けられた。また、一部建物では、屋根瓦の落下や、壁面の亀裂等の被害が見られた。

<<佐賀県における過去の主要被害地震>>

発生年月日	震央 地名	地震の規模 (マグニチュード)	記事
679年-月-日 (天武7年)	筑紫国	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐・ 対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落ち）有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (昭和6年7月28日)	日向・ 豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟（眉山崩壊による津波被害）
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。

1898 年 8 月 10～12 日 (明治 31 年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929 年 8 月 8 日 (昭和 4 年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒。
1931 年 11 月 2 日 (昭和 6 年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	南海道 沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966 年 11 月 12 日 (昭和 41 年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下。 陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損。
1968 年 4 月 1 日 (昭和 43 年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線 2 か所切断、家庭用配線 9 か所切断。
1987 年 3 月 18 日 (昭和 62 年)	日向灘	6.6	大きな被害なし。
2001 年 3 月 24 日 (平成 12 年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし。
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県 北西沖	7.0	みやき町で震度 6 弱を観測、 人的被害 重傷 1 名、軽傷 14 名 家屋被害 半壊 1 件、一部損壊 136 件
2016 年 4 月 14 日 (平成 28 年)	熊本 地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度 4 を観測
2016 年 4 月 16 日 (平成 28 年)	熊本 地方	7.3	佐賀市、神埼市、上峰町で震度 5 強を観測 4 月 14 日からの一連の地震による被害は、重傷者 4 名、軽症者 9 名
			嬉野市内で震度 4 を観測 市内の被害は、建物の屋根の崩落、亀裂 石碑の崩壊

(資料) 福岡管区気象台要報第 25 号(昭和 45 年 3 月)、第 36 号(昭和 56 年 2 月)
佐賀県災異誌第 1 巻(1964 年 3 月)、第 2 巻(1974 年 3 月)
日本被害地震総覧(1996 年)
福岡管区気象台災害時自然現象報告書 2005 年第 1 号(平成 17 年 4 月)

2 津波被害

過去の記録(町史)を見ても、津波により本市に甚大な被害をもたらした歴史がない。

第1項 基本的な考え方

1 基本的な考え方

地震・津波災害対策の検討・推進にあたっては、地域特性や科学的見地等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震を想定すると共に、当該地震による被害の程度を明確化したうえで、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本項においては、県地域防災計画を基に作成するものとするが、同計画が平成28年熊本地震以前に作成されたものであることを念頭におき、実際に大地震が起こった際に「想定外」という結果にならないよう被害想定等を設置するものとする。

※被害想定等の取扱いについては、

- 震度分布は、県地域防災計画に基づくものであり、個別地点における最大クラスの地震を想定したものではない。また将来に起こる地震の予測を目的として作成されたものではない。
- 被害想定は、県地域防災計画に基づくものであり、実際の戸別施設の構造・耐震性能等を評価して反映させたものではない。

2 想定地震の設定

(1) 想定する地震

ア 想定候補となる地震

第1章第2節第3項で示した佐賀県内及び周辺地域の活断層について、本市に震度6強以上の被害をもたらす活断層は、

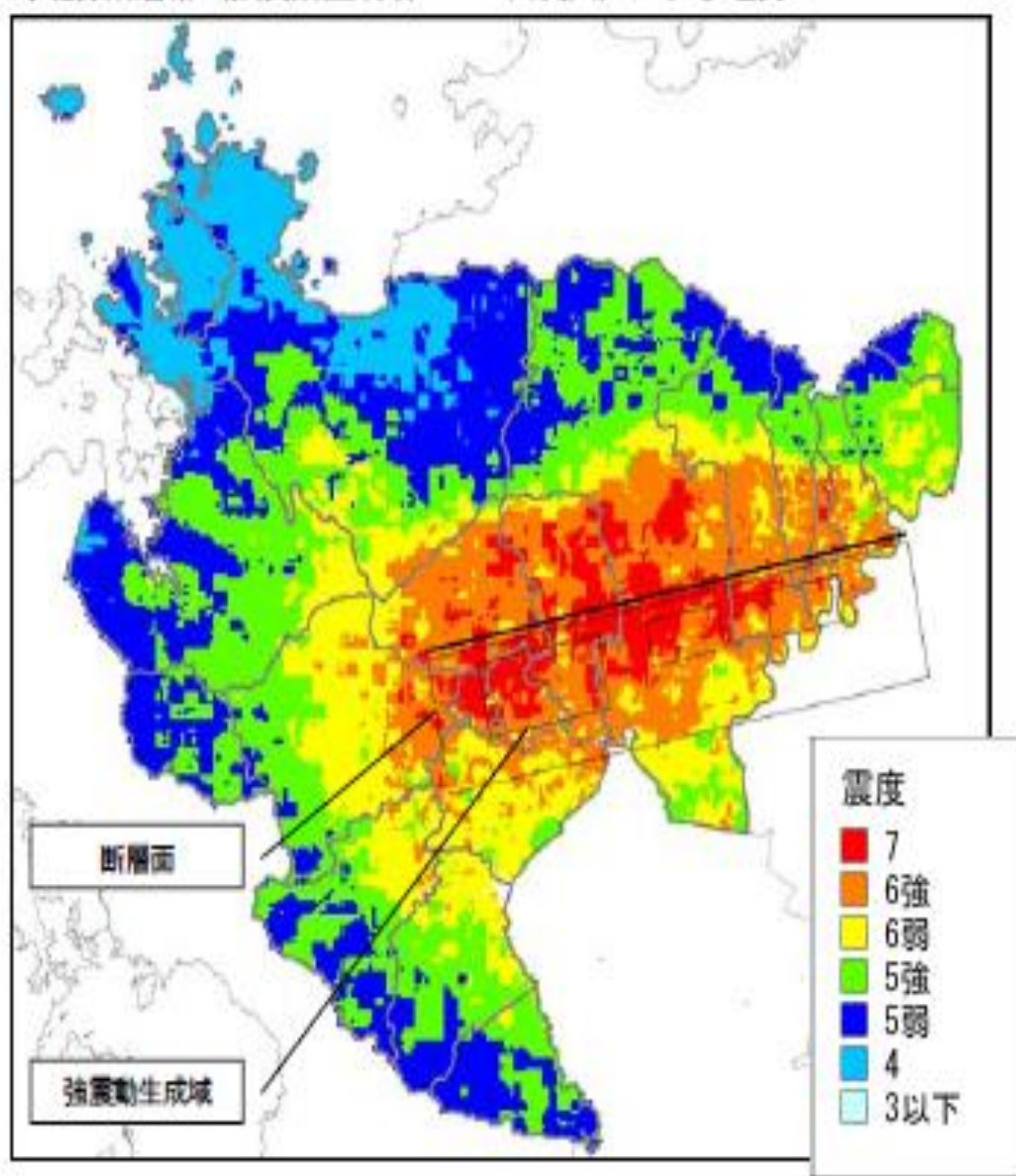
- ・佐賀平野北縁断層帯
- ・西葉（さえ）断層
- ・多良岳南西麓断層帯

と想定される。

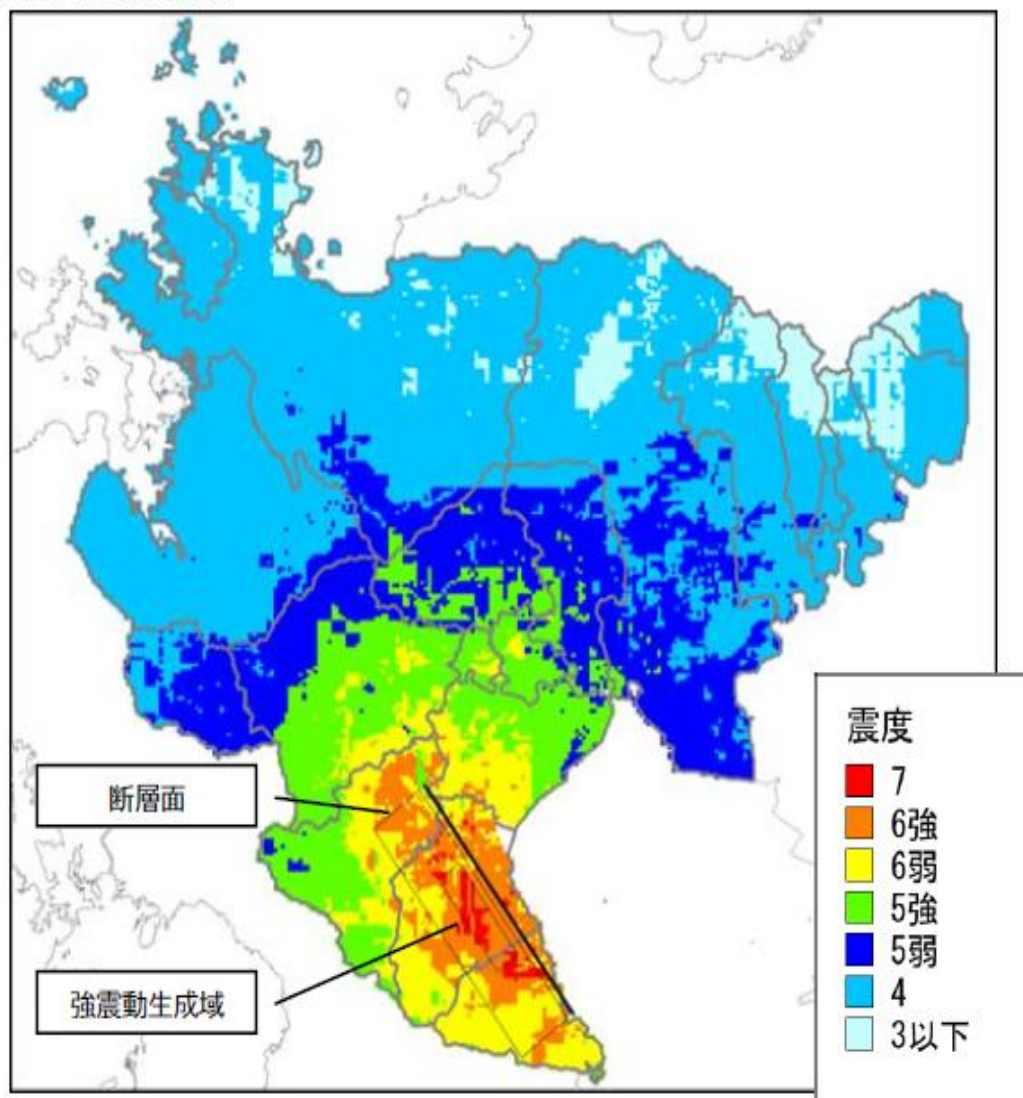
なお、佐賀平野北縁断層帯、西葉断層では、隣接する市町が最大震度7と想定されることから、場合によっては、本市に震度7の地震が起こりうる可能性も否定できない。

【強震動予測図】

《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大）による地震》



《西葉断層による地震》



長崎県の多良岳南西麓断層帯による影響は、予測図がないものの、マグニチュード7.1程度の規模と設定されており、市における規模は隣接する山間部でマグニチュード6になり、その他の市内はマグニチュード5以下と予想されている。

なお、この設定は、多良岳南西麓断層帯が将来地震を起こすという予測や可能性を示したものではない。また、他の断層による地震が発生する可能性を否定したものではない。

3 地震被害の想定

被害想定は、つぎのとおりである（資料提供：佐賀県）

被害項目		震源断層	佐賀平野北縁断層帯 ケース3			西葉断層		
		季節・時間	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	建物棟数（棟）		19,000			19,000		
	全壊・焼失棟数（棟）		約160	約160	約160	約540	約540	約540
	全壊・焼失率（％）		1	1	1	3	3	3
	半壊棟数（棟）		約900			約1,600		
	半壊率（％）		5			9		
人的被害	滞留人口（人）		29,000	27,000	28,000	29,000	27,000	28,000
	死者数（人）		約10	*	約10	約40	約20	約30
	死者率（％）		0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
	負傷者数（人）		約130	約70	約90	約280	約160	約200
	負傷者率（％）		0.5	0.3	0.3	1.0	0.6	0.7
	自力脱出困難者数（人）		約20	約10	約10	約50	約30	約40
	自力脱出困難者率（％）		0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1
ライフ ライン 被害 ＜被災 直後＞	電力	電灯軒数（軒）	約12,000			約12,000		
		停電軒数（軒）	約10	約10	約10	約50	約50	約50
		停電率（％）	0	0	0	0	0	0
	上水道	給水人口（人）	26,000			26,000		
		断水人口（人）	約5,800	約5,800	約5,800	約9,400	約9,400	約9,400
		断水率（％）	22	22	22	36	36	36
	下水道	処理人口（人）	13,000			13,000		
		機能支障人口（人）	約60	約60	約60	約190	約190	約190
		機能支障率（％）	1	1	1	1	1	1
	固定電話	回線数（回線）	9,300			9,300		
		不通回線数（回線）	約20	約20	約20	約70	約70	約70
		不通回線率（％）	0	0	0	1	1	1
	携帯電話	停波基地局率（％）	0	0	0	0	0	0
		不通ランク	E	E	E	E	E	E
	都市ガス	復旧対象需要家数（戸）	－	－	－	－	－	－
		供給停止戸数（戸）	－	－	－	－	－	－
		供給停止率（％）	－	－	－	－	－	－
	LPガス	復旧対象消費者戸数（戸）	約10,000	約10,000	約10,000	約9,600	約9,600	約9,600
		供給停止戸数（戸）	約170	約170	約170	約320	約320	約320
		供給停止率（％）	2	2	2	3	3	3
生活支障 ＜被災 1週間後＞	避難者	夜間人口（人）	29,000			29,000		
		避難者数（人）	約1,400	約1,400	約1,400	約2,700	約2,700	約2,700
		うち避難所（人）	約680	約680	約680	約1,400	約1,400	約1,400
		避難者率（％）	5	5	5	9	9	9
	物資	食料（食/日）	約2,400	約2,400	約2,400	約4,900	約4,900	約4,900
		飲料水（ℓ/日）	約10,000	約10,000	約10,000	約18,000	約18,000	約18,000
		毛布（枚）	約430	約430	約430	約1,200	約1,200	約1,200
災害廃棄物	災害廃棄物（万m3）		*	*	*	*	*	*

（注1） 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、
数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。
・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入
・10,000以上：100の位を四捨五入

（注2） *： わずか
－： 被害なし、対象なし
0： 小数点以下は四捨五入して表現
E： 携帯電話不通ランクE＝停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

津波被害の想定は、つぎのとおりである（資料提供：佐賀県）

[illegible]

この地図は、国土整理事業の承認を経て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を縮刷したものである。(承認番号 〇〇〇〇)

平成27年3月作成

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震・津波災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定により一層の充実を図っていくことが重要である。

47

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心なまちづくり

国、県、市及びその他の防災機関は、以下の施設整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生したとしても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

国、県及び市町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、市、県及び国は令和元年からわずか2年の間に、同じ地区に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進めていく。

市、県及び国は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市及び県は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法など各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第1項 市域保全施設の整備

1 地盤災害防止施設等の整備

(1) 治山施設の整備

ア 治山事業の推進

市は、森林の維持造成を通じて、豪雨・暴風雨、地震等に起因する山地災害から市域を保全し、安全で住み良いまちづくりを目指して、積極的に治山事業を推進する。

県は、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災

害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

イ 山地災害危険箇所の点検・周知等

市は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行い、災害危険箇所について市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

市は、豪雨・暴風雨、地震等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、国・県が推進する砂防施設の整備を推進する。

県は、特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕促効果の高い透過型砂防堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

イ 砂防指定地の点検及び土石流危険渓流の周知等

市は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施し、土石流発生の危険性が高い渓流について、県と連携し市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(3) 地すべり防止区域の点検・周知等

ア 地すべり防止事業の推進

豪雨・暴風雨、地震等に伴う地すべりによる被害を防止するため、国・県が推進する地すべり防止施設の整備事業に協力する。

イ 地すべり防止区域の点検・周知

地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を行い、市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

○嬉野市内の地すべり危険箇所

番号	箇所名	市町名	旧市町名	地域名	指定面積(ha)	人家戸数(戸)	県一連番号
1	皿屋	嬉野市	嬉野町	吉田	5.8	64	59

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市は、豪雨・暴風雨、地震等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、国・県が推進する急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。(佐賀県急傾斜崩壊防止事業費補助金交付要綱の該当箇所も含む)

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検・周知等

市は、県と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅

雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施し、急傾斜地崩壊危険区域について、市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は県と連携し、急傾斜地崩壊危険区域について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・市

○ 嬉野市内の急傾斜地崩壊危険区域

番号	市町村名	旧市町名	地域名	指定面積 (ha)	指定年月日	県一連番号	公示番号
1	嬉野市	塩田町	南下久間	7.97	S46.12.10	10	626
2	嬉野市	塩田町	上福	4.83	S46.12.10	11	626
3	嬉野市	塩田町	下町	0.55	S46.12.10	12	626
4	嬉野市	塩田町	鳥越	5.95	S46.12.10	13	626
5	嬉野市	塩田町	明円原	2.49	S46.12.10	14	626
6	嬉野市	塩田町	上町	0.53	S46.12.10	15	626
7	嬉野市	塩田町	新村	2.22	S53.2.13	61	76
8	嬉野市	嬉野町	東吉田	0.60	S58.5.9	86	312
9	嬉野市	塩田町	北大草野第一	1.25	S63.3.31	197	249
10	嬉野市	塩田町	北大草野第二	0.98	S63.3.31	198	249
11	嬉野市	塩田町	北大草野第三	1.45	S63.3.31	199	249
12	嬉野市	塩田町	西山	0.66	H3.3.30	280	239
13	嬉野市	塩田町	久間	0.32	H3.3.30	281	239
14	嬉野市	塩田町	北大草野	0.55	H3.3.30	282	239
15	嬉野市	塩田町	南大草野	3.53	H3.3.30 H4.3.31	283	239 236
16	嬉野市	塩田町	塩吹	0.43	H3.3.30	284	239
17	嬉野市	塩田町	下野辺田	1.15	H3.3.30 H11.1.20	285	239 37
18	嬉野市	嬉野町	中不動	0.71	H3.3.30	286	239
19	嬉野市	塩田町	美野	1.20	H4.3.31	292	236
20	嬉野市	塩田町	畦川内	1.90	H4.12.22	322	674
21	嬉野市	嬉野町	東吉田第二	0.34	H6.5.25	345	316
22	嬉野市	嬉野町	木場	1.08	H8.3.8	356	111
23	嬉野市	塩田町	茂手	1.57	H9.5.30	376	310
24	嬉野市	嬉野町	馬場	1.63	H10.2.2 H18.2.8	403	53 72
25	嬉野市	嬉野町	下吉田	0.26	H11.1.20	431	37
26	嬉野市	嬉野町	岩ノ下	2.86	H12.11.1	444	569
27	嬉野市	嬉野町	加瀬川	0.51	H12.11.1	445	569
28	嬉野市	嬉野町	式浪	0.23	H16.1.13	480	21
29	嬉野市	嬉野町	岩ノ下第二	1.78	H16.2.13	490	104
30	嬉野市	嬉野町	庵の山	3.45	H29.1.13	526	7

(5) 土砂災害ソフト対策

ア 基礎調査

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

イ 土砂災害危険区域の指定

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から市民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」と称する。）の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、市長の意見を聴いて、土砂災害により住民などに危険が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により住民などに著しい危険が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可)

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ウ) 土砂災害に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資及び資金の確保

ウ 土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊）等の周知

(ア) 市が作成する防災マップに、努めて最新の各地区の災害種別（土石流、地滑り、急傾斜地崩壊）危険箇所を色別に見える化し、市民に周知の容易化を図る。

(イ) 県内の土砂災害警戒区域等（嬉野市）の指定状況

区分	土砂災害警戒区域	うち土砂災害 特別警戒区域
土石流	328	286
急傾斜地の崩壊	751	724
地すべり	42	0
計	1,121	1,010

(ウ) 土砂災害警戒区域等の指定状況及び細部の場所は、以下の表に示すとおりですが、佐賀県公式ホームページからも確認することができる。

(エ) 土砂災害警戒区域等の指定状況及び細部の場所は、以下の佐賀県公式ホームページから確認することができる。

a 土砂災害警戒区域等指定状況（一覧表）

佐賀県公式ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp>)へアクセスし、ホーム＞県土・まちづくり＞河川・砂防＞土砂災害防止法＞指定状況から「県内の土砂災害警戒区域等指定状況」のうち嬉野市を選択して確認するか、又は下記の二次元バーコードへのアクセスにより確認することができる。

b 佐賀県地理情報システム（安図くん）

土砂災害警戒区域等の細部場所（地図上）は、「安図くん」から確認することができる。

手順は、佐賀県公式ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp>）へアクセスし、ホーム＞県土・まちづくり＞河川・砂防＞土砂災害防止法＞安図くんに進み、嬉野市を選択して確認するか、又は下記の二次元バーコードへのアクセスにより確認することができる。



土砂災害危険区域等指定状況



安図くん

エ 土砂災害警戒情報等の提供

市は、市民自らの避難の判断等に参考となるよう、収集した土砂災害に関する情報をインターネット・防災行政無線・電話・FAX・携帯電話の緊急速報エリアメール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社「以下電気通信事業者等と言う。」が提供する緊急速報メールを言う。以下同じ）・広報車等保有するあらゆる手段を活用して市民へ伝達する。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険性が高まった場合、佐賀地方气象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(4) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

オ 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、嬉野市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報

又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

(7) 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

(ウ) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

(エ) 情報収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、市民へ周知を行う。

(オ) 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

(カ) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

(キ) 防災意識の向上

市民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

カ 緊急調査

県は、重大な土砂災害が緊迫している場合、市が適切に市民の避難指示の判断が行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報提供を行う。

(6) 採石災害防止対策の推進

ア 採石業者への指導監督の強化

市は、岩石採取場の認可にあたり、採取の場所、面積、期間、採取跡地に対する措置について確認するとともに、認可後危険が予想される岩石採取場等については、県と連携をとりながら、適宜、点検を通して、災害防止についての必要な指導を行なうものとする。

イ 採石跡地の緑化対策

市は、採取場跡地の緑化推進のため、県及び関係機関とともに植生についての調査研究等を行い、地権者、採石場者に対し災害防止、自然の回復に努めるよう必要な指導を行うものとする。

ウ 採石跡地の防災対策

市は、県及び関係機関とともに採取場跡地の防災対策を推進するため、採石跡地の緑化等を行うよう、採石業者に対し指導を行うものとする。

(7) 開発行為における安全性の確保

市は、各種法令等の規定に基づく住宅造成等の開発行為の許可（届出）に当たって、風水害に対する安全性にも配慮した審査・指導を実施するものとする。
（都市計画法、森林法、採石法）

(8) 災害危険区域内の災害危険住宅等の移転等対策の推進

ア 豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の災害危険区域のうち、市民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））

イ がけ地の崩壊及び土石流等により市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。

（嬉野市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（平成18年条例第143号））

(9) 盛土による災害の防止に向けた指導及び支援

ア 国〔国土交通省、農林水産省、林野庁〕は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、及び崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を支援するものとする。

イ 国〔環境省〕は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、県等が行う人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を支援するものとする。

ウ 市及び県等は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

(10) 大規模盛土造成地における宅地対策

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落への対策を促していくものとする。

(11) 地盤の液状化対策の推進

市等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、住民への適切な情報提供等を図る。

2 河川、下水道、ため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、時間雨量 60 mm の降雨による洪水に対応できるよう中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の災害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に災害に対する安全性の確保に努める。

さらに、河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流下能力を阻害している樹木を伐採することにより、水位上昇や流下能力不足の軽減を図るものとする。

イ 水門等の管理

河川管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

(2) 下水道施設の整備

下水道管理者は、市街地の浸水防除、地震に対する安全性を確保するため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進する。また、雨水幹線水路、排水機場等の風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により市街地の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作するものとする。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	市の浸水被害を防除するための施設整備を行う	市

(3) ため池施設の整備

ア ため池施設の整備の推進

ため池の所有者や管理者は、適正な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全度の低いため池は、市の担当課と協議し現地調査を実施して豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・増強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

市は県と連携して、県が選定する決壊した場合に人的被害を与える恐れのある防災重点ため池のため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

ウ ため池の貯留機能向上

ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨による流水をため池に貯留することで、下流域の洪水の軽減を図るものとする。

(4) ダムの貯留機能強化

ダムの管理者は、出水期間にダムの水を事前放流することで、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図る。

(5) 「田んぼダム」の推進

田んぼの排水口に調整板を設置し、大雨時の水の流出を抑制することで、下流域の洪水被害を軽減する「田んぼダム」の整備促進を図る。

第2項 公共施設、交通施設等の整備

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

(1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。

(2) 直下型地震又は海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。

(3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

(4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等

市、消防署、国、県、県警察は、災害応急対策を実施するうえで拠点となるなど防災上重要な施設について、耐水性の向上、倒壊の防止及び浸水形態の把握などを行い、これらの結果を踏まえ、災害に対する安全性の確保に努める。

また、公共施設の駐車場や学校のグラウンドなどを活用した貯留機能の強化を図るものとする。

なお、避難所として位置づけられた学校・公民館等については、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、機能の充実を図る。

市及び消防署は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い

安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

《 防災上重要な施設 》

施 設 の 分 類	施 設 の 名 称 等
災害応急対策活動に必要な施設	塩田庁舎、嬉野庁舎、消防署、鹿島警察署嬉野幹部派出所 等
救護活動施設	消防関係施設、保健センター、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設、公園 等
多数の者が利用する施設	文化センター、図書館、歴史民俗資料館、福祉施設 等

2 交通、通信施設

主要な鉄道、道路等の交通、通信施設について、当該施設の管理者は、各施設等の耐震化を図る。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備や通信手段の確保等により、大規模災害発生時の輸送確保に努めるものとする。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

(1) 道路

高速自動車道国道、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないように、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行う。

さらに、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

《特に重点とする施設》

- ア 橋梁及び横断歩道橋
- イ トンネル
- ウ 信号機
- エ 落石等通行危険箇所対策

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 市
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図るとともに大規模地震においても列車の安全が確保できるよう必要に応じて耐震性の強化を図る。

また、橋梁、トンネル、その他の構造物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

さらに、鉄道事業者は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難等の措置を講ずるものとする。

(3) 臨時ヘリポート（航空機の場合着陸場：1ヵ所）

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

場所	住所	調整先
嬉野総合運動公園	嬉野市嬉野町大字下宿甲 2 8 3 4	嬉野市役所 新幹線・まちづくり課

第3項 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、電力、電話、石油、石油ガス等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

また、ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、災害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に3次医療機関などの人名に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、災害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の安全性の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

また、地震災害に対しては、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

《重要度の高い基幹施設》

ア 浄水場、配水池の構造物

イ 主な管路

《防災上重要な施設》

ア 医療機関、社会福祉施設等

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、予め調達方法・保管場所等を定めしておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(5) 民間事業者等との連携

水道等管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における水道施設の維持又は修繕に努める。

2 下水道施設の整備

(1) 下水道施設の安全性の強化

市は、風水害時において下水道による浸水防除機能、汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

市は、必要な資機材について、予め調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

3 電力施設等の整備

(1) 国〔経済産業省〕は、災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

(2) 九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(3) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

ウ 県、九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

4 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア 豪雨又は洪水等のおそれがある地域については、耐水構造化を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。

ウ 地震又は火災に備えて主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

エ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

オ 県、電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成或いはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

5 バックアップ対策の推進

市及び県は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようＩＣＴ部門の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第4項 風水害に強い土地利用

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

また、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5項 建築物等の災害に対する安全性の強化

1 特定建築物（学校、病院、旅館等）

病院、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水形態の把握などを行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう、市はその指導に当たる。

2 一般建築物

市は、災害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努めるとともに耐震化の促進を図る。

風水害において、防水扉及び防水板など建築物を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

また、地震対策として、市民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者の養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3 落下物、ブロック塀等

市は、建築物の所有者等に対し、強風による窓ガラス落下防止対策、天井材等

の非構造部材や看板、屋根瓦の脱落・飛散防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の倒壊を防止するため、施設関係者に対し築造時の建築確認等の機会を促えて正しい施行のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導を徹底するとともに、所有者への啓蒙を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

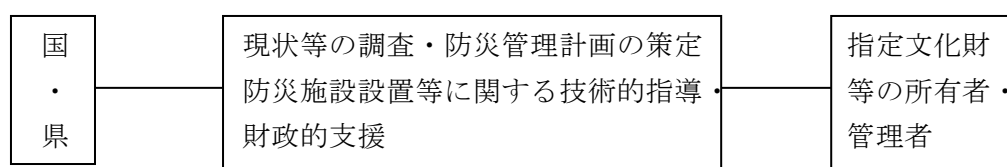
4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の文化財等及びこれらを収容する資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の「建造物」・「伝統的建造物群保存地区」について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



第6項 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要あれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

市は、法令等のに基づき、保安教育、自衛防災組織の充実強化など適切な予防措置を取るよう施設管理者等に対して指導する。

1 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防署は、消防法の規定のに基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ 消防体制の強化

消防署は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規定の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2 高圧ガス、液化石油ガス（LPガス）

施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに耐震化に努める。

3 火薬類

施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

4 毒物・劇物

施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、保健衛生上必要に応じ立入検査を実施するとともに、耐震化の推進に努める。

5 放射性物質

施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

第7項 都市の防災構造の強化

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

1 防災空間、防災拠点の体系的整備

市は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び市民の避難地を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

市は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 市民の避難路の確保

市は、市民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防災対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、準防火地域の指定等を統計的に行い、地域内の防火対策を推進する。

2 都市の再開発の促進

(1) 土地地区画整理事業の活用

市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地地区画整理事業を活用する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を活用することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりに努める。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

市は、県及び各防災関係機関と連携し、災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制の整備に努める。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、関係機関及び被災者にとって必要な情報が時間と共に変化することから、発災後の経過について提供すべき情報を整理しておく。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。

なお、市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることが出来る仕組みの構築に努める。

県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

市、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、道路や河川、ため池等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに。県民への迅速な情報提供に努める。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市、県及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ）、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周囲に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

市、県及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実を努めるとともに、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

(5) 市における体制の充実・強化

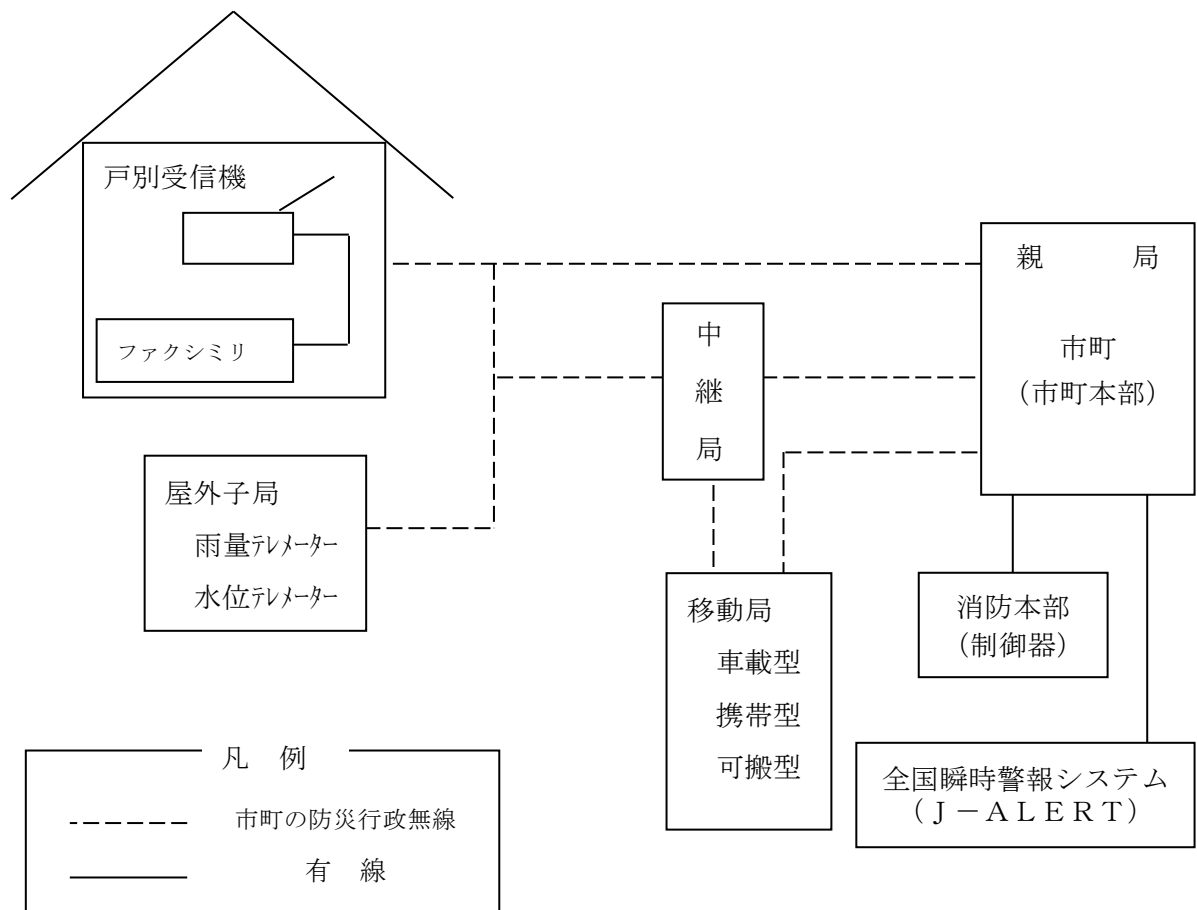
市は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市防災行政無線や全

国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の施設・設備の管理に万全を期すとともに、災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

なお、ケーブルテレビ、インターネットなどの活用を図る。

また、市は、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティＦＭや臨時災害放送局（以下「災害ＦＭ」という。）の活用が有効であるため、コミュニティＦＭ局との協定締結や災害ＦＭの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、市民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

【市町村防災行政無線系統図】



(6) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

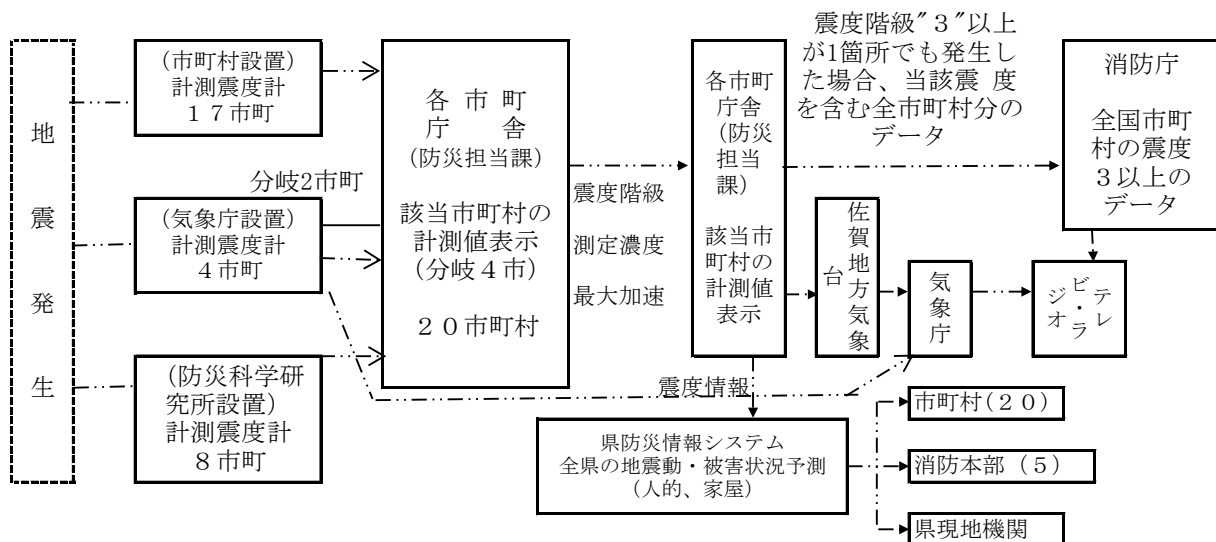
なお、過去の災害では、ＳＮＳを使用した流言飛語が出回り、混乱が

生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

2 震度情報ネットワークシステムの充実

- (1) 市は、大規模地震が発生した場合に、既設の計測震度計により震度情報を収集するとともに、被害の全体像を早期に推定把握し、迅速な初動活動を実施する。（これらの情報は、消防庁及び佐賀地方気象台に自動発信される。）
- (2) 県計画等により、地震発生時に自動的に送られてくる震度情報をもとに、全県の地震動、家屋被害状況、人的被害状況等を即時に推進するシステムの整備を図る。

【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】



3 情報の分析整理

市及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

市は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデーターベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅

速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水並びに耐震及び耐火構造化を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進するものとし、特に、市の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進を図る。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

- ・ 災害用伝言板（Web 171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

・ 災害用伝言板

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

5 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

市及びその他防災関係機関は、災害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

(2) 非常通信の普及・啓発

市は、防災関係機関に対し、災害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 防災活動体制の整備

1 非常参集体制の整備

市は、災害時の対策推進のために参集体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間や休日の場合等にも対応できるように体制の整備を図る。

(1) 市職員の参集体制の整備

ア 緊急参集職員の確保

市は、市庁舎の近傍に居住する職員の中から災害発生後緊急に参集し、情報収集等にあたる職員を確保する。

イ 連絡手段の整備

市の幹部職員・防災関係職員等は、常時携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努め、夜間や休日における市職員の連絡体制を整備して的確な運用を図る。

ウ 災害時の職員の役割の徹底

職員は、市災害対策本部が設置された場合に、各対策及び各班が実施すべき業務について、「嬉野市災害対策本部条例」、「嬉野市災害対策本部規程」、「嬉野市災害対策本部運営要綱」、「嬉野市地域防災計画」等を熟知し、災害時における初動体制、所属職員の役割等の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の参集体制の整備

予め防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にし、初動体制を確立しておくものとする。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

市及び各防災関係機関は、それぞれの実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策などを体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に

周知するとともに、定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底する。

(4) 人材の育成・確保

市、県及び各防災機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等・支援を活用できるような仕組みを平時等から構築することに努めるものとする。

市及び県、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

(5) 女性の視点による災害対応力の強化

市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

2 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 災害対策本部室等

ア 市は、災害時に防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警報区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、災害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。さらに、地震により本庁舎等が使用できない場合に、その代替機能を備えた活動拠点を予め確保しておく。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(2) 食料等の確保

市は、災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時から、職員の食料等の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

(3) 非常用電源の確保

市は、災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害バルク等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料

の備蓄及び平常時からの点検、訓練などに努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

市は、災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より衛星通信等非常用通話手段を確保する。

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及・啓発を図る。

3 防災拠点の整備

市は、災害時において、市内での災害応急活動の現地における防災拠点施設の整備に努める。

《防災拠点の主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能
- 耐震性防火水槽

4 コミュニティ防災拠点の整備

市は、市民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、市民が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器
- 耐震性防火水槽

5 道の駅「うれしの まるく」の防災拠点としての機能

市は、防災機能を有する道の駅を、広域的な地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

《主な機能》

- 避難場所
- 情報発信拠点
- 緊急物資の基地機能
- 警察・消防・自衛隊等の活動拠点

6 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

下水道を管理する市及び、河川管理者及び農業用排水施設の管理者等は、ダ

ム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

7 業務継続性の確保

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施する。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- (2) 市は、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

8 災害活動スタッフのバックアップ体制の構築

市及び防災関係機関は、大規模な対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

9 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、県警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

10 排水機能の向上

市は、これまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図るとともに、県は、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車5台を導入し、各土木事務所に配備する。

第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化

各防災関係機関は、災害に対処するため、予め関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速かつ円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整、受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 市町間の相互応援

市は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、災害時に周辺市町から後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付ける等予め必要な準備を整え、県は、必要な調整を行う。

2 防災関係機関等との相互協力

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3 保健医療分野の受援体制

県は、保健医療分野において、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の受援体制を整備する。

また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。

4 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、予め相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

市は、「大規模災害時の相互応援に関する協定」及び「消防相互応援協定」締結都市との相互連携により防災に関し、充実発展を期する。

5 受援計画等の策定

各防災機関は、災害の規模や被災地域のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとする。

市及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

また、市及び県は、訓練等を通じて、被災市町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

《現在締結している協定等》

区分	協定名[所轄部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日[場所]
国	嬉野市における大規模な災害時の応援に関する協定[総務課]	国土交通省 九州整備局	平成 23 年 10 月 24 日
自治体	災害時の相互支援協定 [総務課]	波佐見町・川棚町 ・東彼杵町	平成 23 年 8 月 18 日
		鹿島市・太良町	平成 23 年 8 月 31 日
		武雄市・大村市・ 諫早市	平成 23 年 11 月 20 日
	佐賀県・市町災害時相互応援協定 [総務課]	佐賀県 及び県内 20 市町	平成 24 年 3 月 30 日
	九州新幹線西九州ルート沿線 5 市災害応援協定[総務課]	武雄市・大村市・ 諫早市・長崎市	平成 23 年 11 月 20 日
	消防相互応援協定[総務課]	波佐見町・川棚町 ・東彼杵町	平成 23 年 8 月 18 日
	原子力災害時における住民の広 域避難に関する覚書[総務課]	伊万里市	平成 27 年 4 月 1 日
	佐賀県情報基盤整備事業（雨量 局）の維持管理に関する協定	佐賀県知事	平成 20 年 6 月 30 日
通信	特設公衆電話の設置・利用・管理 等に関する覚書[総務課]	西日本電信電話株 式会社	平成 26 年 5 月 26 日
	嬉野市防災行政無線通信施設遠 隔制御装置の管理及び運用に関 する協定[総務・防災課]	杵藤地区広域市町 村圏組合	平成 30 年 10 月 30 日
救出・救助	佐賀県防災航空隊の運営に関す る協定[総務・防災課]	佐賀県・県内市 町・消防組合	令和元年 10 月 31 日
避難所	災害時における避難所施設使用 に関する覚書[総務課]	佐賀県立嬉野高等 学校	平成 25 年 3 月 4 日
	災害時における一時避難所施設 使用に関する覚書[総務課]	佐賀県立塩田工業 高等学校	平成 25 年 3 月 4 日
	災害時等における宿泊施設の提 供等に関する協定[総務・防災課]	嬉野温泉旅館組合	令和 3 年 8 月 20 日

《現在締結している協定等》

区分	協定名[所轄部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日
福祉 避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 [総務課]	佐賀県立嬉野高等学校（嬉野校舎）	平成 25 年 3 月 4 日
		佐賀県立嬉野高等学校（塩田校舎）	平成 25 年 3 月 4 日
		佐賀県立うれしの特別支援学校	平成 28 年 9 月 12 日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 [福祉課]	社会福祉法人 済昭園	令和 3 年 12 月 24 日
		特別養護老人ホームうれしの	令和 3 年 12 月 28 日
		こどもデイサービス s g r o w	令和 3 年 12 月 24 日
		ココロテラス	令和 3 年 12 月 24 日
資機材	非常用バッテリー対応型自動販売機の設置に関する協定[総務課]	コカ・コーラウエスト株式会社	平成 24 年 1 月 24 日
	災害時における自動販売機無償提供に関する覚書[新幹線・まちづくり課]	(株) 伊藤園	平成 29 年 7 月 18 日
燃料等	災害時における L P ガス等供給協力に関する協定[総務課]	佐賀県 L P ガス協会嬉野支部・ 佐賀県 L P ガス協会鹿島支部	平成 26 年 2 月 18 日
	嬉野市災害復旧に関する覚書[総務・防災課]	九州電力株式会社	令和元年 12 月 20 日
	佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定[総務課]	九州電力株式会社	平成 25 年 8 月 26 日
建築業	災害時における応急対策に関する協定[総務課、建設・農林整備課]	嬉野町建設業協同組合	平成 25 年 7 月 31 日
		塩田町建設業協会	平成 29 年 8 月 1 日

《現在締結している協定等》

区分	協定名[所轄部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日[場所]
放送・報道	防災行政無線の有線テレビ局専用チャンネルでのテロップ放送にかかる協定（災害時における緊急情報放送に関する協定）[総務]	株式会社テレビ九州・藤津ケーブルビジョン株式会社	平成 26 年 4 月 1 日
	ヤフー災害協定[総務・防災課]	ヤフー株式会社	令和 2 年 4 月 1 日
	防災パートナーシップに関する協定[総務・防災課]	K B C 九州朝日放送	令和 3 年 4 月 12 日
廃棄物	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定[環境下水道課]	一般社団法人佐賀県産業資源環境協会	令和元年 8 月 21 日
	災害時における一般廃棄物収集運搬に係る支援協力に関する協定書[環境下水道課]	藤鹿地区環境整備事業協同組合	令和元年 8 月 5 日
その他	佐賀県市長会と佐賀県弁護士会における「災害時における連携協力に関する協定」[総務・防災課]	佐賀県市町会 佐賀県弁護士会	平成 31 年 4 月 25 日
	災害発生時における嬉野市と嬉野市関係郵便局の協力に関する協定[総務課]	嬉野・塩田・吉田・久間・大草野・五町田・武雄郵便局	平成 28 年 6 月 1 日
	嬉野市ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定[総務・防災課]	社会福祉法人 嬉野市社会福祉協議会	令和 2 年 10 月 28 日
	災害発生時等における C S O 等ボランティア団体との連携・協力に関する協定[総務・防災課]	佐賀災害支援プラットフォーム	令和 3 年 9 月 30 日
	嬉野市非常災害時における九州ドローンサービス利用に関する覚書[総務・防災課]	九州電力株式会社	令和 4 年 6 月 6 日
	健康維持・増進等に関する包括連携協定[総務・防災課]	大塚製薬株式会社	令和 4 年 6 月 27 日

第4項 災害の拡大・防止と二次災害及び応急復旧活動

1 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事員の安全確保

水防管理者は、管轄区域内の河川ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画（又は市地域防災計画）に定めておくものとする。

市は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

なお、水防計画（又は市地域防災計画）の策定に当たっては、洪水等発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動従事者の安全の確保を図るよう配慮するとともに必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供など河川管理者等の連携を強化するものとする。

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、水利ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

さらに、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

2 浸水想定区域の公表

(1) 洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を等を公表するとともに、本市長に通知するものとする。

また、県は、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川

管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 内水

県又は市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の応報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は、排水施設から河川などに雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県にあっては、市長に通知するものとする。

(3) 高潮

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知するものとする。

(4) 浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(5) 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法及び要配慮者利用施設等の指定

市は、浸水想定区域内の指定があったときは、嬉野市地域防災計画において当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する配慮者利用施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要なものまたは大規模工場など（大規模な工場その他社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについてこれらの施設の名称及び所在地について定める。

市は、本地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を決めておくものとする。

浸水想定区域をその区域に含む市長は、本地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記した印刷物の配付その他の必要な措置を講じるものとする。

3 民間事業者との協力

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

4 土砂災害の発生、拡大防止

市は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

県は、市長が防災活動や住民への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに住民自らの避難判断等にも参考となるよう、国と県は、次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

(1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は、共同して土砂災害警戒情報を発表する。

市は、被害の拡大を防止し、特に避難行動要支援者を中心として、自主避難を促す防災行政無線に放送を実施する。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は、国がその他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時間帯に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知するとともに一般に周知する。

市は、大規模な土砂災害が急迫していることを認知した後、被害の想定される区域に対して、避難指示を発令し、住民の生命を安全を確保する。

5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

6 資機材等の確保

市及びライフライン事業者は、災害の発生に備えるため、二次災害の防止や応急復旧に必要な各種資機材の保管状況について平常時から把握しておくよう努める。

市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

7 県と市の役割分担

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備

市、医療関係機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

1 救助活動体制の整備

市、消防署、県警察及び自衛隊は、大規模災害等に備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時に有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全を確保しつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(1) 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣部隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実などを通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じ

て、人命救助活動などの支援体制の整備に努めるものとする。

(3) ヘリコプターによる救助体制の充実強化

県は、風水害時に、ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できるよう、航空防災体制の強化に努める。

2 救急搬送体制の強化

消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

3 消防活動体制の整備

(1) 火災防止の啓発、体制の整備

市及び消防機関は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び消防機関は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。

(3) 消火活動体制の整備

市町及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 保健医療福祉活動体制の整備

(1) 災害時保健医療福祉活動体制の整備

市は、消防署と保健医療機関、及び保健医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(2) 災害時緊急医薬品等の備蓄

市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

第6項 緊急輸送活動

1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材などを運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(1) 輸送拠点の指定（県指定）

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。

《輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「朝日 I & R ドーム」	嬉野市

(2) 輸送施設の指定（県指定）

ア 海上輸送施設の指定

港湾・漁港施設が災害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として、次の港湾が指定されている。

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
--------	-------------------------

イ 航空輸送施設の指定

災害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設として、指定されている。

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、防災航空センター
--------	---------------------------

ウ 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、災害時において、緊急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配

慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(3) 沿道建築物の耐震化

市は、緊急輸送道路等における沿道の建築物の耐震化を推進するものとする。特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化が図られるよう取り組むものとする。

(4) 運送事業者等との連携

市は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務者への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業を主体とした業務の実施、物資の運送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、県及び市は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けことが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

2 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察（公安委員会）は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

また、県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備など信号機減灯対策を推進するものとする。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、民間団体などとの協定の締結を検討するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

第7項 避難及び情報提供活動

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水

との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

1 避難計画

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報等に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、洪水、豪雨、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を基に、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルの整備を図る。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア 洪水等

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

（「市全域」といった発令は避ける。）

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

イ 土砂災害

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ 高潮災害

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公園、公民館、学校の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物等の受入れ方法等について市民等への周知徹底を図るものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多目的トイレや電源喪失に備えた非常電源の設置に努める。

また、携帯電話等通信手段がない避難者でも家族への安否確認情報が提供できるよう、日本電信電話株式会社が提供する【災害時優先電話】を避難所に設置して、避難所生活における安全・安心を確保する。

ア 指定緊急避難場所

① 風水害における指定基準

市は、被災が想定されていない安全区域内に立地する施設等又は、安全区域外に立地する災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別ごとに指定すること。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

② 地震災害（地震に伴う火災等を含む）における指定基準

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定すること。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

イ 指定避難所

① 指定基準

- a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって想定される災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。
- c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支障を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を

滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- h 避難者一人当たり概ね2㎡以上が確保できる施設であること。

指定避難所等一覧表

(避難所の種類は、指定避難所を「指」、指定緊急避難場所を「緊」と表示し、災害種別は、浸水害を「水」、土砂災害を「土」、台風を「風」と表示する。)

《塩田町》

種類	災害	公 共 施 設 名	行 政 区	収容人員		管 理 者
				感染症対策		
				有	無	
指・緊	土風	嬉野市塩田保健センター	塩田	2 5	1 0 0	市 長
指・緊	水土風	嬉野市中央公民館 (水害時、2 Fのみ)	塩田	1 5 0 (50)	6 0 0 (200)	館 長
指・緊	水土風	五町田研修センター (水害時、2 Fのみ)	五町田第3	1 5 (5)	6 2 (22)	市 長
指・緊	水土風	久間地区地域コミュニティセンター	光武	6	2 6	市 長
指・緊	水土風	大草野研修センター	大草野辺田	7	2 7	市 長
指・緊	水土風	嬉野市コミュニティーセンター（楠風館）	五町田第4	9 3	3 7 2	市 長
指・緊	水土風	五町田小学校	五町田第2	6 2	2 4 9	学校長
指・緊	土	五町田小学校谷所分校	永石	9	3 8	学校長
指・緊	水土風	久間小学校	北下久間	6 2	2 4 8	学校長
指・緊	水風	塩田小学校（水害時、2 Fのみ）	宮ノ元	6 5	2 6 1	学校長
指・緊	土風	塩田中学校	原町	1 2 8	5 1 3	学校長
指・緊	土風	嬉野市社会文化会館	袋	1 2 5	5 0 0	市 長
指・緊	水土風	佐賀県立嬉野高等学校（塩田校舎）	町分	1 2 6	5 0 7	学校長
指		佐賀県立うれしの特別支援学校	五町田第2	5 0	2 0 0	学校長

○感染症対策有：1人当たり占有面積を8㎡で計算(通路を考慮)

○感染症対策無：1人当たり占有面積を2㎡で計算(通路なし)

《嬉野町》

種類	災害別	公 共 施 設 名	行政区	収容人員		管 理 者
				感染症対策		
				有	無	
指・緊	水土風	嬉野市文化センター	温泉２区	９ ７	３ ８ ９	市 長
指・緊	水風	不動ふれあい体育館	中不動	４ ８	１ ９ ３	市 長
指・緊	水土風	嬉野市中央体育館	温泉２区	１ ５ １	６ ０ ５	市 長
指・緊	水土風	うれしの市民センター	温泉２区	２ ６	１ ０ ５	館 長
指・緊	水土風	嬉野市嬉野老人福祉センター	湯野田	２ ５	１ ０ ０	会 長
指・緊	水土風	嬉野市吉田公民館	真上吉田	２ ５	１ ０ ０	館 長
指・緊	水土風	嬉野小学校	温泉２区	１ ２ １	４ ８ ５	学校長
指・緊	水土風	轟小学校	下岩屋１区	９ ０	３ ６ ０	学校長
指・緊	水土風	吉田小学校	真上吉田	１ １ １	４ ４ ３	学校長
指・緊	水土風	大草野小学校	式浪	７ １	２ ８ ４	学校長
指・緊	水土風	大野原小中学校	大野原	５ １	２ ０ ２	学校長
指・緊	水土風	嬉野中学校	下宿	１ ３ ４	５ ３ ９	学校長
指・緊	水土風	吉田中学校	真上吉田	７ ２	２ ８ ９	学校長
緊	水土風	みゆき記念館	下宿	１ ７	７ ０	市 長
緊	水土風	みゆきクラブハウス	下宿	１ ０	４ ０	市 長
緊	水土風	みゆき球場室内	下宿	１ ２	５ ０	市 長
緊	水土風	朝日 I & R ドーム	下宿	１ ２ ５	５ ０ ０	市 長
指・緊	水土風	佐賀県立嬉野高等学校（嬉野校舎）	下宿	２ ３ ８	９ ５ ５	学校長
計		風水害の指定避難所：27ヶ所				
		感染症対策無【総数 8,061 人（塩田町 2,352、嬉野町 5,709）】				
		感染症対策有【総数 2,010 人（塩田町 586、嬉野町 1,424）】				
		浸水害指定緊急避難場所：27ヶ所				
		感染症対策無【総数 8,061 人（塩田町 2,352、嬉野町 5,709）】				
		感染症対策有【総数 2,010 人（塩田町 586、嬉野町 1,424）】				
		土砂災害時指定緊急避難場所：29ヶ所				
		感染症対策無【総数 8,758 人（塩田町 3,242、嬉野町 5,516）】				
		感染症対策有【総数 2,184 人（塩田町 808、嬉野町 1,376）】				

○感染症対策有：１人当たり占有面積を 8 m²で計算（通路を考慮）
○感染症対策無：１人当たり占有面積を 2 m²で計算（通路なし）

② 機能の強化

市は、予め指定した指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から、防災担当部局と保険福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市において整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- a あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じて電力容量の拡大
- b 非常用電源、ガス設備、通信機器、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タン

ク等の他、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

e 飲料水の給水体制の整備

f 支援者等の駐車スペースの確保

ウ 非構造部材の耐震化

市は、指定避難所のつり天井など非構造部材についても耐震化を確保し、災害時に継続して使用できるよう努める。

(4) 避難路及び誘導体制

ア 市は、市民の安全を第一に、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、市民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

イ 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する避難誘導を適切に実施するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

(ア) 避難行動要支援者の実態把握

(イ) 避難路の整備及び選定

(ウ) 避難誘導責任者及び援助者の選定

ウ 市は、避難誘導にあたっては、避難経路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

エ 市は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

オ 市は、地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について地域防災計画に定めておくものとする。

カ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部

局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(5) 指定避難所の管理運営

ア 市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

イ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ウ 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

エ 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) 避難所生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な割を果たすが、他に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、生活物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図るものとする。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイ

レ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定する避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

また、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、情報を提供できる体制の整備に努める。

キ 居住地以外に避難する被災者が必要な情報や支援を確実に受けることができるよう、被災者の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有するように円滑な運営と強化を図る。

ク 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 市は、指定避難所等における女性や子供等における性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

2 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者

等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市、県及び運送事業者は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

3 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、災害時における園児・児童・生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、予め、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡し方法等について予め定め、保護者に周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、災害時に備え、予め緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設等

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設等の管理者は、予め、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、予め、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5) 指導の充実

市は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と、連絡及び連携体制の構築に努める。

4 応急住宅

(1) 建設資材の調達

市は、業界団体等と連携を図り、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から応急仮設住宅の建設場所について、二次災害の危険のない適地を選定し、候補地としてリストアップしておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

市は、平常時から空家状況を把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市は、民間賃貸住宅を災害時にあっせんできるよう、体制の整備に努める。

市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、仕組みの整備に努める。また借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等についてあらかじめ定めておくものとする。

(5) 被災者支援体制の整備

市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実

情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細な支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第8項 避難行動要支援者対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別避難計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など避難行動要支援者に配慮した防災対策の推進を図る。

1 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもののうち、以下の要件に該当するものをいう。

- (1) 要介護認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する者を除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で、単身世帯の者
- (5) 市の生活支援サービスを受けている難病患者
- (6) 上記以外で、市及び避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

要配慮者利用施設とは、

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設で、以下の要件に該当する施設をいう。

- (1) 社会福祉施設
老人福祉施設、有料老人ホーム、障がい者支援施設、児童福祉施設
- (2) 学校等
幼稚園・保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- (3) 医療施設
病院、診療所
- (4) 上記以外で、市等が必要を認めた施設

【防災上留意が必要な施設】

施設名	住所	浸水想定区域	土石流	地滑り	急傾斜地
医療法人 太田医院	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲77-1	●	●		
デイサービスセンターさいかい	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲111	●	●		
ぱいんキッズ	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲118-2	●			
デイサービス岩ちゃん家	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2848-1				●
宅老所 岩ちゃん家	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2848-1				●
このめホーム	嬉野市嬉野町大字下宿甲1512		●		
グループホーム季楽里ふあむ	嬉野市嬉野町大字下宿甲1879-21		●		
デイサービス季楽里ふあむ	嬉野市嬉野町大字下宿甲1879-21		●		
うれしの	嬉野市嬉野町大字下宿甲2088				●
デイサービスセンターうれしの	嬉野市嬉野町大字下宿甲2088				●
ショートステイうれしの	嬉野市嬉野町大字下宿甲2088				●
特別養護老人ホーム「うれしの」	嬉野市嬉野町大字下宿甲2088				●
デイサービスセンターはつらつ	嬉野市嬉野町大字下宿甲4714-5	●			
グループホーム紫陽花の路	嬉野市嬉野町大字下宿甲4714-6	●			
福田病院	嬉野市嬉野町大字下宿甲4714-10	●			
うれしのふくだクリニック	嬉野市嬉野町大字下宿甲4715-5	●			
グループホーム私とゆかいな仲間	嬉野市嬉野町大字下宿甲4715-5	●			
C-pl us嬉野	嬉野市嬉野町大字下宿乙384	●			
ともなが介護院	嬉野市嬉野町大字下宿乙900	●			
有料老人ホーム百花之里	嬉野市嬉野町大字下宿乙961-1	●		●	
デイサービス百花之里	嬉野市嬉野町大字下宿乙961-1	●		●	
嬉野小学校	嬉野市嬉野町大字下宿乙1647				●
嬉野小学校放課後児童クラブA～D (子育て未来課)	嬉野市嬉野町大字下宿乙1647				●
就労継続支援A型 サン・フレンド	嬉野市嬉野町大字下宿乙1790		●		
嬉野温泉病院	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919		●		●
青雲荘	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919		●		
就労支援センター 希望 (多機能型)	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919		●		
介護老人保健施設朋寿苑	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919		●		
グループホーム千寿荘	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919		●		
医療法人財団友朋会みどり保育園	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919		●		●
医療法人 朝長医院	嬉野市嬉野町大字下宿乙2188	●			
福田医院	嬉野市嬉野町大字下宿乙2315-2	●			
デイサービスふるさと	嬉野市嬉野町大字下宿乙2351	●			
デイサービスふるさと弐番館	嬉野市嬉野町大字下宿乙2351-13	●			
有料老人ホームふるさと館	嬉野市嬉野町大字下宿乙2351-34	●			
住宅型有料老人ホーム ふるさと館	嬉野市嬉野町大字下宿乙2351-34	●			
認定こども園嬉野幼稚園	嬉野市嬉野町大字下野甲115-19			●	
嬉野デイサービスセンター春風荘	嬉野市嬉野町大字下野甲1055	●	●		
あっとホーム柔	嬉野市嬉野町大字下野甲2255		●	●	
井手川内保育園	嬉野市嬉野町大字下野甲5696-13	●	●		
デイサービス宅老所 芽吹き	嬉野市嬉野町大字下野乙1912-1		●	●	
医療法人 悠池会 池田内科	嬉野市嬉野町大字下野丙39-1	●	●		
宅老所 しきなみ	嬉野市嬉野町大字下野丙545-1	●			
特定非営利活動法人ほたる 宅老所しきなみ	嬉野市嬉野町大字下野丙545-1	●			
医療法人野中医院	嬉野市嬉野町大字吉田丁4653				●
地域共生ステーション デイサービス・宅老所 たすき	嬉野市塩田町大字久間乙1032	●			●

【防災上留意が必要な施設】

施設名	住所	浸水想定区域	土石流	地滑り	急傾斜地
短期入所生活介護事業済昭園・清涼館	嬉野市塩田町大字五町田甲77	●			●
特別養護老人ホーム済昭園・清涼館	嬉野市塩田町大字五町田甲77	●			●
ココロテラス	嬉野市塩田町大字五町田甲322-1	●			
たちばな保育園	嬉野市塩田町大字五町田甲1354-1	●			
佐賀ユートピア	嬉野市塩田町大字五町田甲1858-1	●			
第一たちばな学園	嬉野市塩田町大字五町田甲2147	●			
第一たちばな学園（障害者支援施設）	嬉野市塩田町大字五町田甲2147	●			
うれしの特別支援学校	嬉野市塩田町大字五町田甲2877-1		●		
障がい児通所支援事業所one・ピース	嬉野市塩田町大字五町田甲3256-1	●			
デイサービスセンター済昭園	嬉野市塩田町大字五町田甲3432-1	●	●		●
短期入所生活介護事業済昭園	嬉野市塩田町大字五町田甲3432-3	●	●		●
特別養護老人ホーム済昭園	嬉野市塩田町大字五町田甲3432-3	●	●		●
特別養護老人ホーム 済昭園附属診療所	嬉野市塩田町大字五町田甲3432-3	●	●		●
特定施設入居者生活介護済昭園	嬉野市塩田町大字五町田甲3443	●	●		●
児童養護施設 済昭園	嬉野市塩田町大字五町田甲3443	●	●		●
和泉式部の里	嬉野市塩田町大字五町田甲3443	●	●		●
養護老人ホーム 済昭園	嬉野市塩田町大字五町田甲3443	●	●		●
済昭園附属診療所	嬉野市塩田町大字五町田甲3443	●	●		●
済昭園ホームヘルプサービス事業所	嬉野市塩田町大字五町田甲3443	●	●		
みのり保育園	嬉野市塩田町大字五町田乙4281-2		●		●
医療法人陽明会樋口病院	嬉野市塩田町大字馬場下甲1	●			
デイサービス花みらい	嬉野市塩田町大字馬場下甲64-1	●			
ゆめキッズ	嬉野市塩田町大字馬場下甲64-1	●			
有料老人ホーム夢の丘塩田館	嬉野市塩田町大字馬場下甲64-1	●			
塩田幼稚園	嬉野市塩田町大字馬場下甲512	●			
嬉野りすの森保育園	嬉野市塩田町大字馬場下甲711-1				●
医療法人 光武医院	嬉野市塩田町大字馬場下甲739	●			
佐賀県立嬉野高等学校（塩田校舎）	嬉野市塩田町大字馬場下甲1418				●
西村医院	嬉野市塩田町大字馬場下甲1498	●			●
塩田中学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲1801	●			
嬉野市塩田老人福祉センター	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967	●			
塩田小学校放課後児童クラブ （子育て未来課）	嬉野市塩田町大字馬場下甲3817	●	●		●
塩田小学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲3817	●	●		●
かがやきの丘（多機能型）	嬉野市塩田町大字谷所甲1364				●
第二たちばな学園（障害者支援施設）	嬉野市塩田町大字谷所甲1388				●
第二たちばな学園	嬉野市塩田町大字谷所甲1388				●
嬉野市地域活動支援センター（たちばな学園）	嬉野市塩田町大字谷所甲1338				●
ルンビニこども園	嬉野市塩田町大字谷所甲2250-1		●		
しきぶの里	嬉野市塩田町大字谷所甲2385-1		●		
デイサービスゆうあい谷所	嬉野市塩田町大字谷所甲2827-1	●			●
みかざきハイツ	嬉野市塩田町大字谷所乙3929-2	●			●
五町田小学校谷所分校	嬉野市塩田町大字谷所山口684-1	●			●

2 避難支援等関係者

- (1) 消防機関
- (2) 佐賀県警察
- (3) 嬉野市民生委員・児童委員
- (4) 嬉野市社会福祉協議会
- (5) 行政区
- (6) 地域コミュニティ等の自主防災組織
- (7) 居宅介護支援事業所
- (8) 障害者支援施設事業所
- (9) 地域包括支援センター

で、避難支援者の実施に関わる者をいう。

3 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

嬉野市地域防災計画に基づき、市の防災担当部局と福祉担当部局は、関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、予め避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために必要があると認めた時

は、その同意の有無に関わらず、避難支援者の実施に必要な限度で、避難支援等関係者やその他の者に名簿情報を提供するものとする。

(4) 情報提供の請求

市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要がある場合は、県及びその他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(5) 情報のバックアップ

市は、災害の規模によっては市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくものとする。また、災害による停電等を考慮し電子媒体の管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管しておくように努める。

(6) 情報の適正管理・保密

避難行動要支援者名簿情報を適正に管理することは、対象者のプライバシーを保護するとともに、避難支援そのものに対する信頼性を担保する上から極めて重要であることから、名簿情報を保有している者及び名簿情報の提供を受けた者等は、当該名簿情報を正当な理由がなく知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 名簿の更新

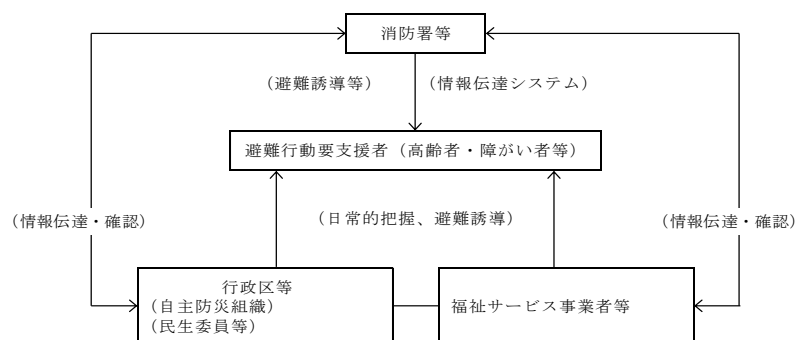
避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、毎年1回以上の更新をするものとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

4 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構造が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保険医療福祉サービスの連携供給体制を体系的に整備するよう努めるものとする。

【地域安心システムのイメージ】



(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送する為、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努める。

イ 情報伝達体制の確立

市は、避難行動要支援者に確実な情報伝達ができるよう、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣、協力システムの整備確立などによるわかりやすい情報伝達の整備に努める。

ウ 地域全体での支援体制づくり

市は、災害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治体、自主防災組織あるいは民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

エ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に避難行動要支援者やその家族が災害時にとるべき行動などについて、予め地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった市特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安

否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

オ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及、啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配付等、避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練は、避難行動要支援者の為の地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が防災知識の普及を推進する体制を整備する。

5 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努め、耐震性の確保に配慮するとともに、施設を予め災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、予め配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期するものとする。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導などできないおそれがある時は、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

社会福祉施設の管理者は、予め同種の施設利用の受入に関する災害協定を締結するよう努める。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生

に備え、一時入所措置等の取り扱いが円滑・的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 市及び県の支援

市は、社会福祉施設を指導、支援し、災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

市は、保育所が被災した場合、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育ができるよう他の保育所での受け入れ等、必要な調整を行うものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化するよう努める。

6 観光客の安全確保対策

市は、災害発生時、嬉野温泉旅館組合、観光協会及び商工会と連携して観光客の安全を確保する。この際、「防災アプリ（仮称）」等のデジタル技術を積極的に活用し、観光客の所在地の危険度、最寄りの避難所及びそこまでの経路等を提供する等、安全を確保するための行動を補助するように努める。

(1) 旅館・ホテル等宿泊客

旅行者が旅館・ホテル等に宿泊している時に災害に遭遇した際、市外への避難が困難である場合、現在宿泊している施設での避難を基本とする。当該施設での避難が困難又は危険である場合、最寄りの避難所へ誘導し、安全を確保する。

(2) 日帰り客

宿泊を伴わない旅行者が市内で災害に遭遇した場合、安全な市外への避難（帰宅）を基本とする。しかし、市外への道路及び公共交通機関等が利用不可能である場合、最寄りの避難所へ誘導し、安全を確保する。

7 スポーツ合宿（キャンプ）等による市内滞在者の安全確保対策

観光客同様、宿泊している施設での避難を基本とする。当該施設での避難が困難又は危険である場合、最寄りの避難所へ誘導し、安全を確保する。

8 外国人の安全確保対策

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災意識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、避難所等においては、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

9 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、予めその体制の整備を進めておく。

10 福祉避難所との協定

市は、常時介助を必要とする高齢者や障がい者等が避難するための施設として、社会福祉法人の協力を得て、協定を締結するなど「福祉避難所」の確保に努める。

なお、「福祉避難所」とは、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人が避難するために、必要に応じて開設される避難所のことをいう。

《嬉野市福祉避難所の指定状況（ ）は締結日》

施設名称	電話番号	所在
社会福祉法人 済昭園 (R3. 12. 24)	0954-66-5665	塩田町
佐賀県立嬉野高等学校（塩田校舎） (H28. 9. 2)	0954-66-2044	
佐賀県立うれしの特別支援学校 (H28. 9. 2)	0954-66-4911	
ココロテラス (R3. 12. 24)	0954-66-5522	
特別養護老人ホームうれしの (R3. 12. 28)	0954-43-2511	嬉野町
佐賀県立嬉野高等学校（嬉野校舎） (H28. 9. 2)	0954-43-0107	
嬉野市嬉野老人福祉センター (R1. 1. 20)	0954-42-2020	
医療法人財団 友朋会	0954-43-0157	
吉田公民館 (R4. 3. 1)	0954-43-9304	
こどもデイサービス grow (R3. 12. 24)	0954-33-0506	武雄市

第9項 帰宅困難者への対応

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

災害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、地域の地理的状況なども踏まえながら、平常時から県と連携して、食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることが被災地に負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

1 食料確保の役割分担

(1) 市

市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資についての備蓄に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国は〔消防庁〕はこれを支援する。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

(2) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持出しできる状態で2日～3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

なお、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(3) 県

県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより国に対して要請を行えるよう体制を整備する。

2 備蓄方法等

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、乾パン、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア 精米等

(ア) 県は、風水害時における精米を調達するため、農林水産省政策統括官を通じ米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給の斡旋を要請し、被災者に対し円滑に供給できる体制を整備する。

(イ) 県は、応急用備蓄食料について、県が独自で備蓄を行うとともに、自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。

(ウ) 県は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ缶及びアルファ米等の備蓄を行う。

イ その他の食料

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、育児用調製粉乳及び生鮮食料品についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 飲料水の供給

市及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水（1人1日3ℓ）の確保に努めるとともに、給水タンク車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

市は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても民間業者等との協定締結など必要に応じて備蓄を行うものとする。

(3) 県

県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行う。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより国に対して要請を行う。

4 生活必需品

(1) 備蓄

ア 備蓄品目

市は、災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活

必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄方法

市は、備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄あるいは分散備蓄を行うものとする。

(2) 調達体制

市は、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

5 医薬品

市は、市医師会、薬剤師会、医薬品等卸売業者及びその他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸売業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

6 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材の需給状況を把握し、必要と認められる場合には、関係団体に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市から要請があり必要があると認められる場合には、関係団体に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

第 11 項 防災訓練

災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関と市民等の間における連絡協調体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配

慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 市総合防災訓練

防災訓練は市防災計画に定め、その実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関等と連携して行う。

また、自主防災組織及び地域市民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

《訓練の内容》

(1) 市役所職員

ア 実動訓練（職員参集、災害対策本部設置等）

イ 図上訓練（イメージトレーニング型、ロールプレイング型）

ウ 総合訓練（各種想定に基づく災害対策本部の設置・運営、各種実動訓練との組み合わせ）

(2) 災害発生時の広報

(3) 避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定

(4) 避難行動要支援者の安全確保

(5) 消防、水防活動

(6) 救助・救急活動

(7) ボランティアの活動体制の確立

(8) 食料・飲料水、医療その他の救援活動

(9) 被災者に対する生活情報の提供

(10) 避難所の設置運営

2 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠であり、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 地域コミュニティ等の自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域市民に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防署の指導を受け、訓練を実施する。この際、各地域コミュニティ等は地域ごとのリスクを理解した上で、あらかじめ地区防災計画を策定しておくことが望ましい。本計画は、地域コミュニティ等が強制されることなく、自らの発意で策定するものであり、様式や内容は自由である。策定に当たり、市役所や消防署からのアドバイスだけではなく、様々な分野から意見を聞くことが効果的である。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

(4) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

ウ 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第12項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 市の災害廃棄物処理計画

ア 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 風水害廃棄物発生予測量
- ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑤ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順
- ⑥ 広域処理場で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑦ 仮置場での破碎・分別体制

- ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑨ 収集運搬車輛とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等の整備）
- ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについての広報）

【地震災害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ がれき等の災害廃棄物発生量の推計
- ④ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ⑤ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑥ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑦ 市町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑧ 有害廃棄物対策（特にアスベスト）
- ⑨ 収集運搬車輛とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 県の災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 市民、事業者

- ア 市民及び事業者は、災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- イ 不必要に廃棄物を排出しない。
- ウ 大量に生じた災害廃棄物への備え

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(4) アスベスト使用建築物等の把握

市は県と連携し、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

4 復旧対策の研究

市及び防災機関は、市民の同意の形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における市民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第13項 複合災害対策

市及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生しその影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対策が困難にな

る事案)の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対策にあたる要員、資機材等いて、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意し要員・資機材の投入判断を行うよう予めマニュアルで定め、外部支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努め、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等実動訓練の実施に努めるものとする。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

市は、県が、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画に記載された事業について積極的な推進に努める。

○ 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 市立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 県立の養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ⑫ 河川管理施設
- ⑬ 砂防設備、森林保安施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上補強を要するもの
- ⑭ 地域防災拠点施設
- ⑮ 防災行政無線その他の施設又は設備
- ⑯ 飲料水、井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- ⑰ 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑱ 救護施設等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第4節 防災思想・知識の普及

第1項 防災思想・知識の普及

1 職員への防災教育の実施

災害発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、必要に応じ災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、その他災害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

各防災関係機関は、災害発生の原因、対策等に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、市民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。

この際、教育機関、民間団体との密接な連携の下、防災に関するマニュアル等の配布、有識者による研修会等の開催に努める。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえて、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発

ア 市及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 市及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害発生時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策。

(イ) 警報等発表時や警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル3（高齢者等避難）の発令時にとるべき行動。

(ウ) 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる。）こと。

(エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時取るべき行動、避難場所や避難所での行動。

(オ) 「災害時の不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じた時には、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項

低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて2名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクリークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて住民に対して啓発を行っていくことが必要

(カ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの方針等）について、あらかじめ決めておくこと

(キ) 災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること

(ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許さない」意識の普及、徹底を図るものとする。

オ 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表等

緊急地震速報は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が想定される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。NHKは、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

佐賀地方気象台は、県、市町、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 災害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域市民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや災害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民に配布するとともに、研修を実施するなど、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動等の防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住

宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

なお、市及び県は、地震発生後1週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に2～3日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。

(4) 講習会等の開催

市は、防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

なお、市は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(5) 報道機関の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(6) 防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する急財（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

市、県及び国〔消防庁、文部科学省〕は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(7) 防災関連設備等の普及

市民に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品等の普及に努める。

(8) 地震保険への加入促進

市民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

(9) 避難における互助の促進について

避難を行う際、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。

また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。

(10) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(11) 避難タイムラインの作成

市及び県は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促すものとする。

3 住民への分かりやすい水害リスクの提供

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第2項 消防団の育成強化

消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性の存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化などの問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

市は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、市民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深い繋がりができ、地域住民との密接な関係を保つことが望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団員は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6 消防団組織・制度の多様化

市民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「支援団員」を推進する。

第3項 自主防災組織等の育成強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。特に地震災害においては、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想される。

このような事態に対処するためには、「地域は地域で守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、行政区などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の組織化、育成を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

1 地域市民等の自主防災組織

市は、地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

《自主防災組織の活動例》

平常時	・ 防災知識の普及 ・ 地域の安全点検	・ 防災訓練 ・ 防災資機材の整備・点検
災害時	・ 出火防止、初期消火 ・ 避難誘導（避難行動要支援者の援助） ・ 情報の収集、伝達	・ 救出、救護 ・ 避難所運営の協力

2 資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、消火、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第4項 企業防災の促進

1 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先との供給元の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応援対策に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保などに努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みも積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

3 大規模工場等の防災体制

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、油や人体・環境等に影響を及ぼす液体等を取り扱う事業所は、「災害による製造業者の油等流出防止対策」に基づく油等流出防止対策に努めるものとする。

4 緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者などの避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災計画に提案する等、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第6項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう平常時から環境整備に努める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

市は、平常時から、ＣＳＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

市は、行政・ＮＰＯ・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコー

ディネーターの養成を図る。

3 ボランティア活動支援機関の体制強化

市は、日本赤十字社佐賀県支部、嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、市内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士） (4) 土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア協会） (5) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (6) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (7) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (8) 無線（アマチュア無線技士） (9) 特殊車両操作（大型重機等） (10) 通訳（語学） (11) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (12) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア協会等） (13) その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

第7項 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承していく取り組みを支援するものとする。

第5節 防災営農体制の確立

1 農地防災施設等の管理

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、市、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるよう措置するとともに、市は、各管理主体が防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

2 営農指導

(1) 指導組織

風水害による農作物等の被害を最小限にとどめるため、市は、県及び佐賀県農業協同組合等と連携して、必要な技術指導を行う。

(2) 指導対策

市は、気象庁から発表される季節予報、(1ヶ月予報や3か月予報等)、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対応するため県から出される対策を速やかに伝達し、県及び佐賀県農業協同組合等と連携して、営農指導に努める。また、地域の実態に応じた技術対策の確立に努める。

第6節 技術者の育成・確保

市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、県と連携し、次のような技術者等との連絡網の整備を図るものとする。

技 術 者 名	業 務 内 容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を伴う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
防災・砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第7節 孤立防止対策計画

市は、災害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努める。

1 市

- (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

2 市民等

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、避難行動要支援者の全体計画の策定を図り、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

市は、市域に風水害、地震又は津波が発生し、若しくは大津波警報の伝達を受ける等、その発生のおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

1 災害対策連絡室

(1) 設置基準及び廃止基準

ア 設置基準

「災害対策本部」を設置するまでに至らない程度であって、次に掲げる場合。

- (ア) 市内に、気象業務法に基づく暴風雪、暴風、大雨、大雪又は洪水の各警報が発表されたとき。
- (イ) 市内に、気象業務法に基づく暴風雪、暴風、大雨、大雪又は洪水の各注意報が発表され、行政経営部長（不在時総務・防災課長）が必要と認める場合
- (ウ) 市内で震度4以上の地震が発生した場合（自動設置）
- (エ) 市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で、行政経営部長（不在のときは、総務・防災課長）が必要と認める場合

イ 廃止基準

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 災害の危険が解消したとき。

(2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整。

災害が発生するおそれがある段階における事前避難の実施に関する検討及び救助法適用に関する調整。

(3) 構成

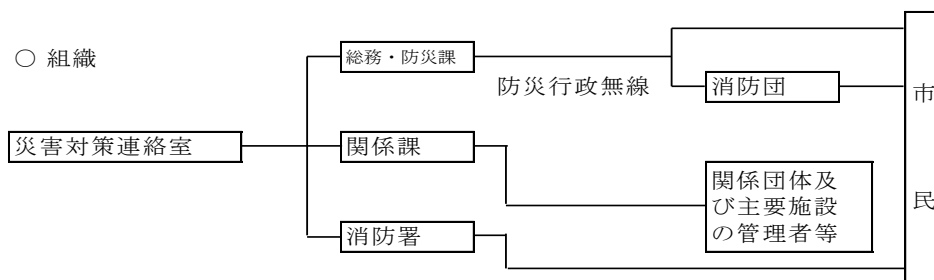
総務・防災課、情報収集が必要となる課で構成し、災害対策連絡室長は、行政経営部長をもって充てる。行政経営部長が不在のときは、総務・防災課長が代理する。

(4) 配備要員

災害対策連絡室の要員として、行政経営部長、関係課長が職員の中から予め定める者

(5) 要員の動員

配備要員は、災害対策連絡室の設置の伝達を受けた場合、あるいは各警報の発表、市内で震度4以上の地震が発生したことを知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。



(6) 体制

「災害対策連絡室」は、予想される災害の種類、規模等に応じて、次の体制とする。

(7) 勤務時間外の通報連絡

警備員は、県からの警報又は災害発生を受信したときは、直ちに電話等により総務・防災課長及び防災担当職員に連絡する。

2 災害対策本部（以下「本部」という。）

(1) 設置基準及び廃止基準

ア 設置基準

次に掲げる場合に、市長（不在のときは、副市長、行政経営部長の順）が必要と認める場合。

- (ア) 市内に、風水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（不在のときは、副市長、行政経営部長の順）が必要と認める場合。
- (イ) 市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- (ウ) 市内で震度 5 強以下の地震が発生し、これにより市内に甚大な被害が生じた場合で、市長（不在のときは、副市長、行政経営部長の順）が必要と認める場合。

イ 廃止基準

- (ア) 予想された災害の危険が解消したと市長が認めたとき。
- (イ) 災害発生における応急措置が概ね完了したと市長が認めたとき。

(2) 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関との連携調整

(3) 設置場所

塩田庁舎 2 階ホールに置く。令和 8 年 1 0 月開庁予定である嬉野市庁舎新庁舎では、3 階大会議室に置く。

(4) 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、教育長、行政経営部長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 組織

災害対策基本法第23条の規定による本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

ア 本部の編成

(ア) 災害対策本部長

市長

(イ) 災害対策副本部長

副市長、教育長、危機管理監（行政経営部長）

(ウ) 対策班長

行政経営部長、市民福祉部長、建設部長、総合戦略推進部長、教育部長、消防署長

(エ) 副班長

議会事務局長、産業振興部長、観光戦略統括監、消防団長

(オ) 班員

関係課長、関係職員及び消防団

イ 本部の組織

(ア) 本部会議

a 本部に本部会議を置く。

b 本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部付及び対策班長をもって組織し、災害対策活動の基本的事項について審議する。

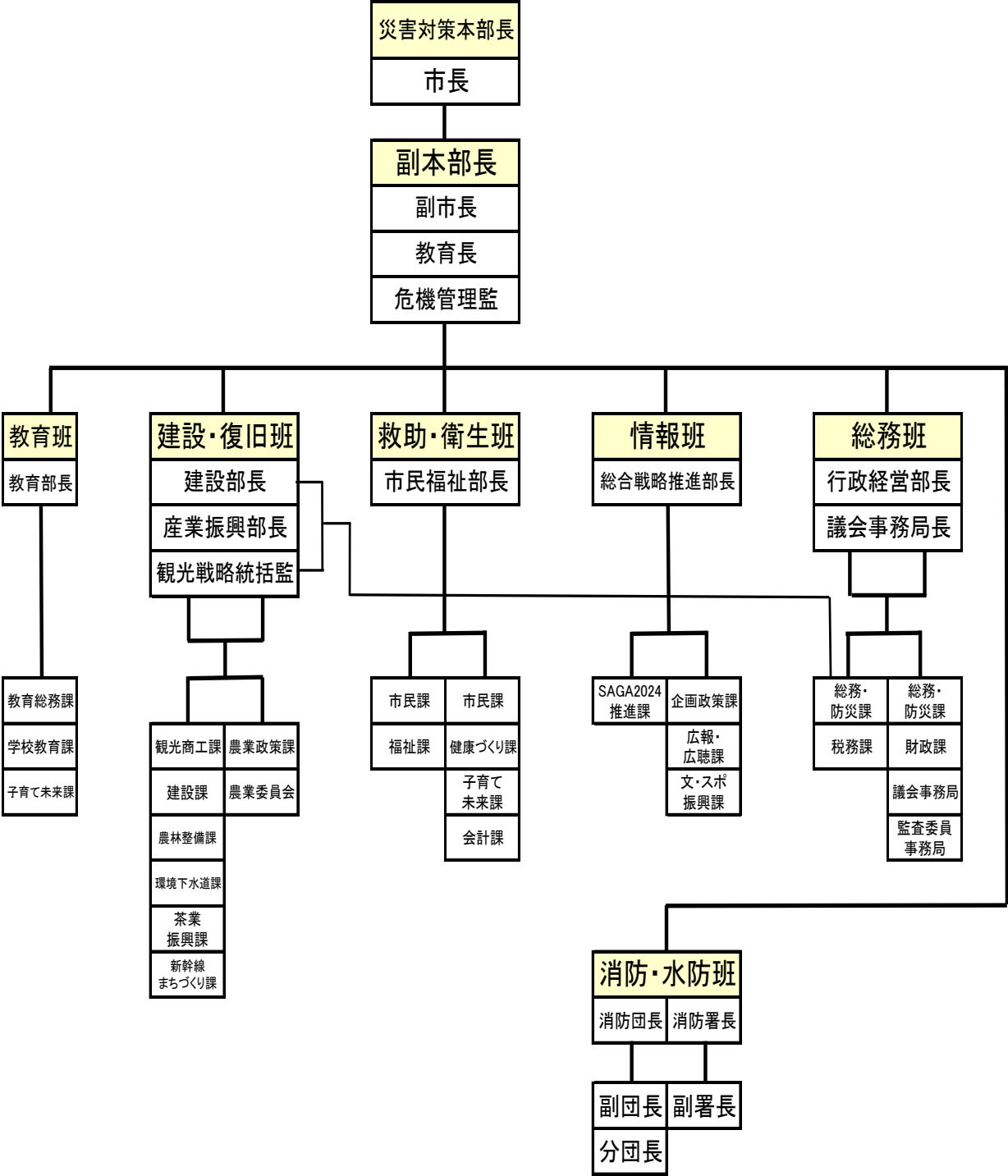
なお、本部会議で審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

○災害対策の基本方針に関すること。

○災害応急対策の推進及び連絡調整に関すること。

c 本部会議は、本部長が必要に応じ招集し、庶務は総務班が担当する。

嬉野市災害対策本部組織体制表



(6) 各班の分掌事務

班名	課 名	分 掌 事 務
総務班	総務・防災課 財政課 税務課 監査委員事務局	1 災害対策本部会議に関すること。 2 災害応急対策の総合調整に関すること。 3 各班の応援にかかる職員の動員に関すること。 4 気象予報・警報などの情報の収集・連絡に関すること。 5 消防署及び消防団活動の調整及び協力要請に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び協力機関への応援要請に関すること。 7 警戒区域の設定、避難の指示に関すること。 8 支援金・義援金に関すること。 9 罹災証明書に関すること。 10 社会福祉協議会との連携に関すること。 11 ボランティアに関すること。 12 被害状況調査に関すること。 13 避難所運営の支援に関すること。 14 ライフライン等の被害状況調査に関すること。 15 緊急輸送車両等の確保に関すること。 16 災害対策従事者への飲食に関すること。 17 庁舎非常用電源に関すること。 18 災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。 19 受援に関すること。 20 記録に関すること。 21 他の班の所掌事務に属さないこと。
	議会事務局	1 嬉野市議会災害対策支援本部への支援に関すること。
情報班	企画政策課 広報・広聴課 文化・スポーツ振興課 SAGA2024推進課	1 災害情報通信手段の確保に関すること 2 住民からの災害情報の収集・整理及び各班、関係者等への連絡に関すること。 3 災害状況の記録、集計に関すること。 4 市民への周知に関すること。 5 気象情報（特別警報、警報、注意報）の住民への広報に関すること。 6 住民への自主避難及び避難指示の伝達・周知に関すること。 7 報道機関との連絡、相互協力に関すること。 8 市長会見に関すること。 9 地域コミュニティとの連携に関すること。

救助・衛生班	市民課 健康づくり課 子育て未来課 (地域・高齢者福祉) 会計課 福祉課	1 避難所の設置運営に関すること。 2 救援物資（飲食、寝具等）の確保、輸送、配分に関すること。 3 避難所における感染症予防に関すること。 4 被災者の救護、援助及び保護に関すること。 5 負傷者に対する医療活動に関すること。 6 福祉避難所の開設に関すること。 7 避難行動要支援者の支援に関すること。 8 救護所の設置に関すること。 9 ご遺体の埋火葬、処理に関すること。 10 病虫害の発生予防、防疫に関すること。
建設・復旧班	農業政策課 農業委員会 観光商工課 建設課 農林整備課 環境下水道課 新幹線・まちづくり課 茶業振興課	1 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急復旧に関すること。 2 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関すること。 3 被災地の防疫に関すること。 4 道路、河川及び公共施設の被害状況調査並びに応急復旧に関すること。 5 交通対策に関すること。 6 上下水道施設の被害調査並びに応急復旧に関すること。 7 水質の管理に関すること。 8 災害時の給水及び飲料水の供給に関すること。 9 災害廃棄物置き場の選定と対応に関すること。 10 外国人を含む観光客の対応に関すること。 11 被災建築物に関すること。 12 佐賀西部広域水道企業団との連携に関すること。
教育班	教育総務課 学校教育課 子育て未来課 (母子・児童)	1 教育関係施設を避難所として開設することについての協力に関すること。 2 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 災害を受けた児童及び生徒への応急教育に関すること。 5 放課後児童クラブ、保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 6 災害を受けた未就学児童への応急保育に関すること。
消防・水防班	消防団	1 消防活動状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2 救急業務に関すること。 3 火災状況等の調査及び報告に関すること。 4 火災等の予防対策に関すること。 5 災害現場との通信連絡に関すること。
	水防団	1 水防活動状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2 災害現場における消防及び水防活動の実施に関すること。

(7) 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、災害が激甚で、その必要があると認める場合は、現地に災害対策本部を設置する。

(8) 配備体制及び配備要員

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次による配備体制を整えるものとし、本部長（市長）が定める。

（嬉野市災害対策本部組織の配備体制を参照）

(9) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の災害対策実施要員が不足するときは、次の措置を講じる。

ア 余裕のある他の班から応援を求める。

イ 災害対策基本法第67条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

(10) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、効率的、効果的な班の体制を確保するように努める。

(11) 事業継続性の確保

市は、災害時に災害応急活動や、復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、事業継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制、災害対策本部の代替庁舎の特定、非常時優先業務、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ等の整理について定めておくものとする。

3 職員の登庁等

(1) 自主登庁等

ア 総務部対策班

暴風雨・大雨・洪水等、又は地震に伴うの警報が発令され災害の発生が予想される時には、上司の指示を待つことなく、速やかに登庁する。

イ 災害対策に関係のある職員

勤務時間外、休日等において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある時は、進んで対策班に連絡をとり、自発的判断で登庁するように心掛けなければならない。

(2) 配置要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は、次により伝達する。

ア 勤務時間の場合

総務対策部総務班が庁内放送等により伝達する。

イ 勤務時間外及び休日の場合

必要に応じ、総務対策部総務班が職員メール、電話又は直接口頭により伝

達する。

(3) 登庁時の留意事項

ア 安全確保

災害が発生した場合は、自己及び家族の安全を確保して体制を整え、安全に登庁する。

イ 登庁場所

特段の指示がない限り勤務地とする。

ウ 救助

登庁中に避難誘導や負傷者の救護等迅速救助活動が必要な場合は、市職員として自覚ある行動をとる。

エ 被害状況の把握

登庁途中の状況を携帯電話のカメラ機能を活用して撮影する等して把握し、登庁後速報する。(情報収集が主目的ではない)

(4) 自宅待機

対策班等から自宅待機指示を受けた職員は、常時連絡体制を確保して登庁指示を待つ。

また、待機中は、市職員として自宅周辺での積極的な地域貢献に努める。

第2節 風水害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第1項 警報等の伝達等

1 風水害に係る警報等の種類

(1) 気象関係

ア 特別警報、警報、注意報

特別警報	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	大雨 特別警報	大雪 特別警報	
警 報	暴風雪 警報	暴風 警報	大雨 警報	大雪 警報	洪水 警報
注意報	風雪 注意報	強風 注意報	大雨 注意報	大雪 注意報	洪水 注意報

イ その他の注意報

雷注意報

ウ その他の情報

土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

(2) 水位情報の周知

ア 洪水

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、それぞれ特別警戒水位（避難判断水位）を定め、河川の水位がこれに到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（市長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。

県は、市町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるように努めるものとする。

(3) 水防関係

ア 水防警報

国土交通省又は県が指定する河川において、洪水の発生が予想される場合、

国土交通省出先機関又は県が水防上必要と認め、発する警告。

イ 水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

(4) 土砂災害警戒情報の周知

佐賀県と佐賀地方気象台は、大雨により土砂災害の危険度が高まった時に、市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう共同して市単位で土砂災害警戒情報を発令する。

県は、土砂災害警戒情報が発表された場合、一斉指令システム等により市へ伝達し、市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メールなど保有するあらゆる手段を活用し市民へ伝達する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

(5) 避難情報等

警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル 5 (市町が発令)	命を守る最善の行動	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
警戒レベル 3 (市町が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 大雨・洪水警報 等
警戒レベル 2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報
警戒レベル 1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報	

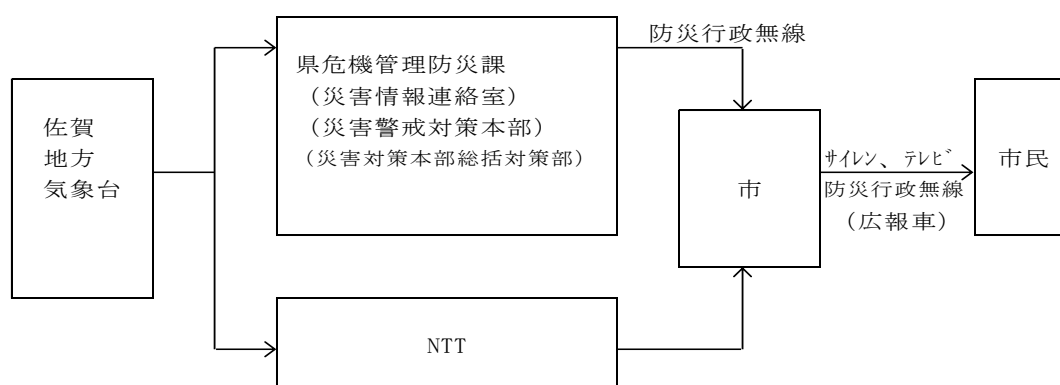
2 警報等の伝達

市は、次の系統により、風水害に関する警報等の伝達を受けるとともに、必要に応じ迅速かつ的確に市民等へ伝達するものとする。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く交通規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(1) 気象関係

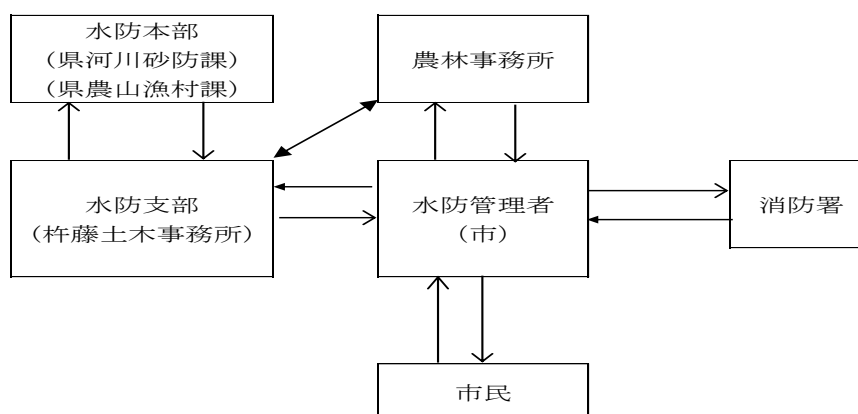


(2) 水防関係

○ 時間外の対応

当直員が総務対策部総括班へ連絡し、総括班担当者はサイレン、テレビ等で市民に伝達する。

方法及び基準については、別途定める。



第2項 避難誘導

1 警戒活動

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に係る警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難指示等を実施する者は、躊躇せず、時機を失することなく、行うものとする。この場合は、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するものとする。さらに市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、災害対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近くの市が所有する施設において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

また、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努めるものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開放・開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。

4 局地的かつ短時間の豪雨の場合

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

5 住民への避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

6 住民への周知

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難所、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

7 市に対する助言

防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3項 災害未然防止活動

水防管理者（市）は、水防計画に基づき、河川堤防の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

河川管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、予め必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資用達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を目安に開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

県及び電気事業者は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。

第3節 地震の情報伝達

地震の発生に伴う被害を最小限に止めるため、市、県及び防災関係機関は、気象庁等が発表する地震に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4以上の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して市民に伝達される。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源地付近で強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

《気象庁震度階級関連解説表（一部）》

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにいる人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く、歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

2 地震情報の種類、発表基準とその内容

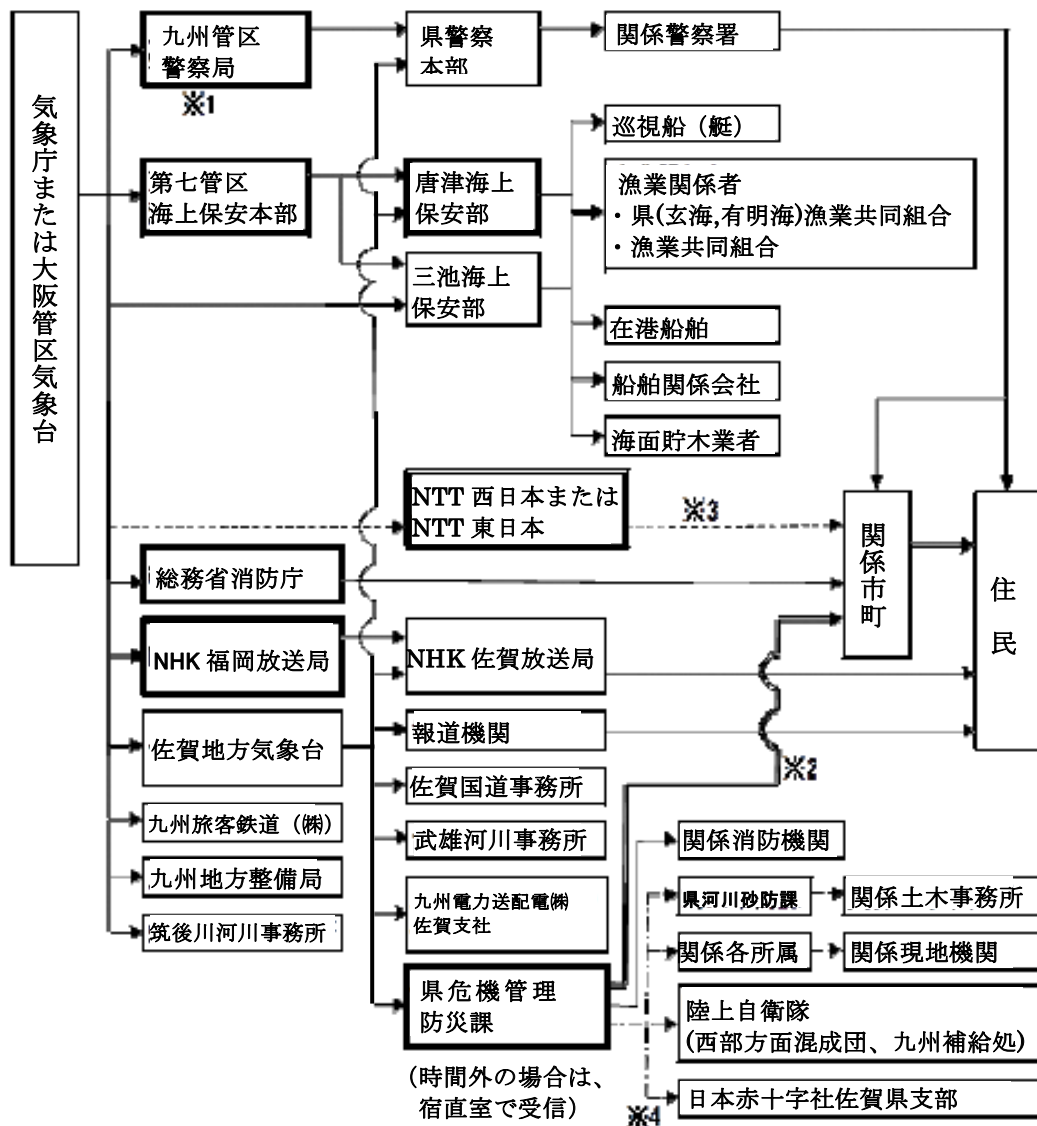
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表、 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方毎に推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模の噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

第2項 情報の伝達

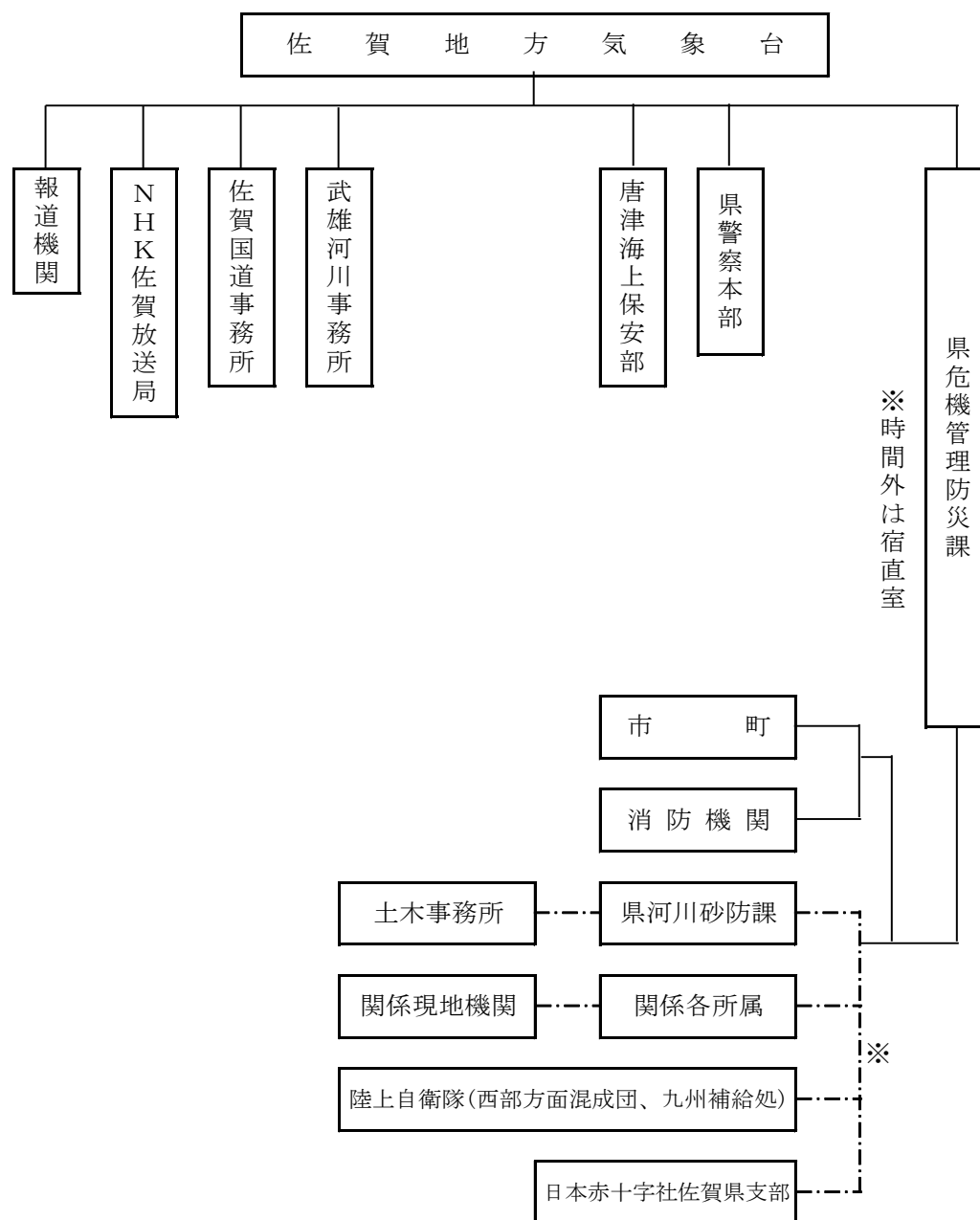
- 1 大津波警報等、地震に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

【大津波警報等に関する情報の伝達】

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】



【地震・津波に関する情報の伝達】



※ 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた危機管理防災課職員が登庁した後、伝達（緊急の場合は、自宅から）

第3項 関係機関による措置事項

1 気象台

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

ア 気象庁、大阪管区気象台

防災情報提供システム、専用回線及び加入電話により、九州管区警察局、第七管区海上保安本部、三池海上保安部、総務省消防庁、N T T西日本またはN T T東日本、NHK福岡放送局、佐賀地方気象台、九州旅客鉄道株式会社、九州地方整備局、筑後川河川事務所に通知する。

イ 佐賀地方気象台

防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察本部、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局、報道機関、佐賀国道事務所、武雄河川事務所、九州電力（株）佐賀支社、県に通知する。

(2) 地震及び津波に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察本部、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等に通知する。

(3) 津波予報区の範囲

予報区 …… 佐賀県北部、有明・八代海

(4) 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。

2 県

(1) 大津波警報等、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システムにより市町及び消防機関に通知するとともに、関係部（局）及び関係の防災関係機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。

(2) 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防機関、県警察に伝達するとともに、関係部（局）及び関係する防災関係機関に通報する。

(3) 地震に関する重要な情報の伝達

地震に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防機関、県警察に対して伝達する。

(4) 防災関係機関等への地震及び津波に関する情報の送信方法

市町、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

(5) 警報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、土砂災害警戒情報、大雨警報・大雨注意報及び洪水警報・洪水注意報の発表基準の引下げを実施するものとする。

3 県警察からの情報

(1) 大津波等警報等、地震及び津波に関する情報の通報

県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台からの通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。

(2) 大津波等警報等、地震及び津波に関する重要な情報の通報

大津波等警報等、地震及び津波に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、市民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

4 市が行う大津波警報等、地震及び津波情報等に対する措置

(1) 大津波等警報等、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 大津波等警報等、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

イ 地震による被害の危険度が高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2) 地震災害に関する重要な情報の通報

地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(3) 県からの地震に関する情報の受信取扱い

県からの伝達は、一斉指令システムによる自動一斉指令を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

5 消防署

(1) 大津波警報等、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報等、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに市民への周知を図る。

(2) 大津波警報等、地震及び津波災害に関する情報の伝達

地震災害に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など)を収集又は入手したときは、これを市、県(危機管理防災課又は守衛室)及び関係する防災関係機関に通報するとともに、市民に周知する。

第4節 災害情報の収集・連絡、報告

防災関係機関（市）は、災害発生時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。

この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞込みに努めるものとする。

また、市は、法令等に基づき、被害状況等を県及び国に報告する。

第1項 収集する災害情報の種類

市が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- 1 震度情報ネットワークシステムの情報（地震災害のみ）
 - (1) 市内の震度
- 2 画像情報
 - (1) 画像伝送システムによる情報
 - (2) 電子メールによる情報
- 3 主要緊急被害情報
 - (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
 - (2) ライフライン被害の範囲
 - (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況
 - (4) 119番通報が殺到する状況 等

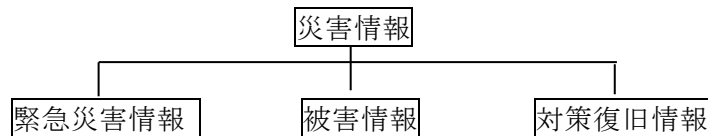
【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

- 1 人的被害（行方不明者の数を含む）
- 2 住家被害
- 3 ライフライン被害
- 4 公共施設被害
- 5 農林、商工被害（企業、店舗、観光施設等の被害） 等

【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

- 1 応急対策の活動状況
- 2 災害対策本部の設置、活動状況 等

《災害情報の形体図》



第2項 災害情報の収集、共有

市は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

県警察は、交番、駐在所等の要因及びヘリコプター、パトカー等により被害状況及び交通状況等を把握するものとする。

特に、被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

1 防災関係機関等を活用した情報収集

被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報は、最重視して収集する。

- (1) 消防機関、県警察、関係公共機関等からの情報を収集する。
- (2) 防災関係機関等からの情報収集が困難な場合等においては、職員を災害現地、状況により県の災害対策本部等に直接派遣し、情報収集に努める。
- (3) 県及び国土交通省九州地方整備局からの情報収集

県及び国土交通省九州地方整備局が収集した災害情報等を現行の「佐賀県一斉指令防災システム」等を活用して以下の情報を収集するとともに、画像情報の配信を受ける。

ア 緊急災害情報（画像情報等被害規模を推定するための情報等）

イ 緊急被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、ライフライン被害の範囲、公共施設被害の範囲、火災・土砂災害の発生状況等）

ウ 被害情報（人的被害、住家の被害、ライフライン被害、農林水産、企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の商工被害等対策を機能的・効率的に進めるための情報）

エ 対策復旧情報（応急対策の活動状況、被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報等）

オ 内水氾濫のおそれのある地域等へ防災カメラやセンサー等を設置し、内水状況の早期把握、実動機関との共有及び市民への情報の提供に努める。

a 内水状況監視センサー（水位計）等

上記センサーは、令和4年度に嬉野市内に11箇所（令和3年8月大雨の際、内水氾濫が原因であると思われる浸水地域10箇所及び塩田川水位把握のため1箇所の合計11箇所）に設置した。また、浸水状況把握用にカメラ1台を設置した。

b 市民への情報提供要領

浸水状況は、佐賀県公式ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp>)から確認することができる。閲覧手順は、佐賀県公式ホームページへアクセスし、ホーム＞防災・減災さが＞佐賀県防災・緊急マップ＞内水監

視から嬉野市を選択する。又は下記の二次元バーコードへアクセスすることにより確認することができる。



佐賀県防災・緊急マップ（内水監視）

2 参集途上職員による緊急災害情報の収集

市の職員は参集途上中に周囲の被災状況を把握するものとし、参集後、所属長に報告する。

報告を受けた所属長は、総務・防災課〔総務班〕に報告し、総務・防災課は、これらを取りまとめて、県（危機管理防災課〔総務対策部総括班〕）へ報告するものとする。

3 その他の機関からの情報

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や市民等から得られる情報も活用するものとする。

また、市、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合は、市からの要請を待つことなく被災市災害対策本部等現地へのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプターの機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等を把握するとともに状況に応じて、被災市から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

なお、県から市にリエゾンを（情報連絡員）を派遣する際、自己完結型での活動を実施するため、必要な食料や飲料水・通信機器・寝袋などを携行するように努める。

4 災害情報の共有

市は、県及びその他防災関係機関と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること。災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

5 災害情報の連絡

市は、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ

的確に連絡するとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

この連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

市は、県及びその他防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、防災関係機関に対し、連絡する。

【 情報収集・連絡系統図 】

<被害・対策の状況>



第3項 被害状況等の報告

市及び消防署は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、県（国）に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、市は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況即報	○緊急災害情報 ア 震度情報ネットワークシステムの情報（地震災害のみ） イ 画像情報 ウ 主要緊急被害情報 ① 概括的被害状況（地震災害のみ） ② ライフライン被害の範囲 ③ 医療機関へ来ている負傷者の状況 ④ 119番通報が殺到する状況 等	災害の覚知後直ちに 特に、震度4以上の地震が発生した場合には、30分以内に応急対策の状況を含めて、報告する。
被害状況即報	○被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	○被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後20日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの （法第53条第1項の規定に基づき、市が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む。）	ア 市・県において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの ※基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む	【一般基準】 ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市町が災害対策本部を設置した災害 ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害 【個別基準（風水害）】 ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害 【個別基準（地震）】 ア 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） イ 人的被害又は住家被害を生じたもの 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害

災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市町が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は軽微であっても、2 県以上にまたがるもので、1 の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害
------------------------------------	--

災害対策基本法に基づき県（又は市）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の要領

ア 被害概況の即報

(ア) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、市は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(イ) 県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(ウ) 県危機管理防災課（総括対策部）は市町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。

また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

(エ) 当該地域内で、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）又は、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

(ア) 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市町は、県関係現地機関、県各部（局）〔各対策部〕を経て、県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

(イ) 県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）に報告できない場合

は、直接県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

- (ウ) 県危機管理防災課（総括対策部）は市町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。

また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

- (エ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

- (オ) 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に報告する。報告の経路は、②のとおりとする。

《連絡窓口》

消防庁

区 分 回線別		平日（9：30～18：15） 応急対策室	左記以外 宿直室
N T T 回線	T E L	03－5253－7527	03－5253－7777
	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553

佐賀県

区 分 回線別		平日（8：30～17：15） 県危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 宿直室
N T T 回線	T E L	0952－25－7362 （0952－25－7107）	0952－24－3842
	F A X	0952－25－7262	

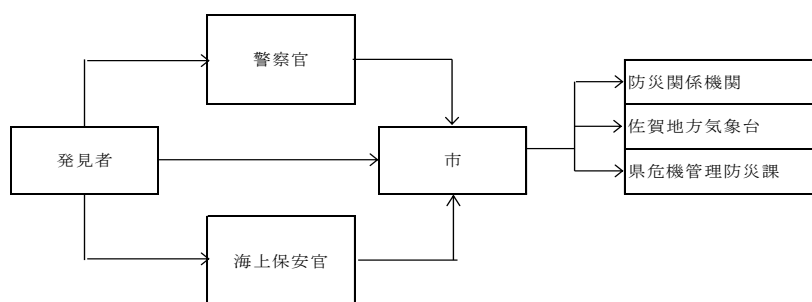
(4) 防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、市が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて市及び県へ通報又は連絡を行うものとする。

第4項 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

(1) 異常潮位

天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

(2) 地震動などにより引き起こされる現象

地表面の亀裂、がけ地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等

(3) その他地震に関するもの

群発地震、噴火現象

3 通報項目

(1) 現象名

(2) 発生場所

(3) 発見日時分

(4) その他参考となる情報

第5節 労務確保計画

第1項 実施責任

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第2項 労働者の確保

災害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保のための協力を要請を行う。

市は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

第3項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- 2 り災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救助物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の搜索、処理等（埋葬を除く）

第6節 従事命令及び協力命令

市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市職員、市長若しくはこの職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類

1 従事命令等の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	執 行 者	根 拠 法 令
災 害 応 急 対 策 作 業 (応急措置一般)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知事 (委任された場合は市長)	災害対策基本法第71条 第1項、第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知事	災害救助法第7条、8条
災 害 応 急 対 策 作 業 (災害応急対策全般)	・ 従事命令	市長	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・ 措置命令	警察官	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要があるときの協力	・ 協力命令	海上保安官	海上保安庁法第16条
消 防 作 業	・ 従事命令	消防団員、消防吏員	消防法第29条第5項
水 防 作 業	・ 従事命令	水防管理者（市） 水防団長 消防機関の長	水防法第24条

2 従事命令又は協力命令の対象者

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	1 医師・歯科医師又は薬剤師 2 保健師・助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長・警察官・海上保安官の従事命令	市内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による従事命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第 2 項 発動方法等（補償等を含む）

1 従事命令等の公用令書の交付

- (1) 災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第 8 1 条、同法施行令第 3 4 条）

市長は、従事命令又は協力命令を発したとき、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。

- (2) 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第 7 条に定めるところによる。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

市は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動を要請する。

第1項 災害派遣要請基準

- 1 災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて人命又は財産の保護のため必要があると認める場合
- 2 自衛隊の災害派遣要請について、市から要求があった場合
(一般に、公共性、緊急性、非代替性の要件が必要とされる)

第2項 災害派遣要請の手続

- 1 要請者
知事（他に、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）
(※市長は、知事に対し自衛隊派遣要請を要求する。)
- 2 要請先

区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署	連 絡 先
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	久留米市国分町 100 (0942)43-5391
	九州補給処長	装備計画部企画課	吉野ケ里町立野 7 (0952)52-2161
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	福岡県春日市原町 3-1-1 (092)581-4031

ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する次表の自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

3 要請の手続

市長は、次の事項を明らかにした文書をもって、県知事に対し、自衛隊の災害派遣出動の要請を行う。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

この要請は、総務班（総務・防災課）が担当し、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧

区分	部 隊 の 長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任
陸 上 自 衛 隊	西部方面総監	熊本市東区町 1-1-1 (総監部防衛部運用班)	(096) 368 - 5111	九州
	第4師団長	福岡県春日市大和町 5 - 12 (師団司令部第3部)	(092) 591 - 1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県
	西部方面 混成団長	久留米市国分町 100 (混成団本部第3科)	(0942) 43 - 5391	佐賀県(鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く)
	九州補給処長	神埼郡吉野ヶ里町立野 (企画課防衛班)	(0952) 52 - 2161	鳥栖市、神崎市、 三養基郡、神埼郡
海 上 自 衛 隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23 - 7111	九州(大分県、宮 崎県を除く) 及び山口県の一 部
航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊 司令官	福岡県春日市原町 3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581 - 4031	九州(宮崎県を除 く)、広島県、岡 山県、愛媛県、高 知県
	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町 西八田	(0930) 56 - 1150	
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋 1455-1	(093) 223 - 0981	

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

4 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

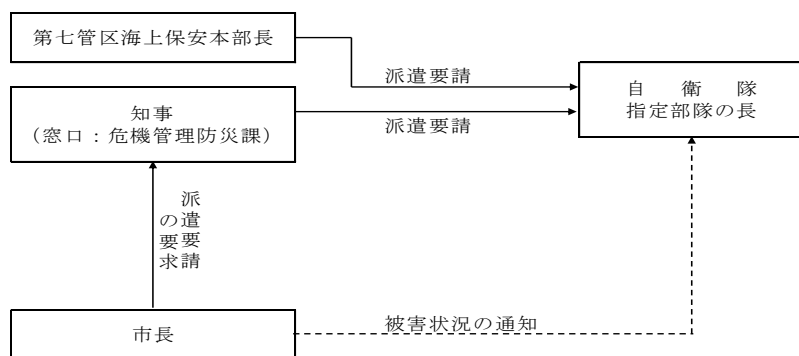
- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を2の要請先に通知することができる。
- (2) 市長は、通信の途絶等により、(1)の要求が知事に対しできない場合には、その旨及び災害の状況を、2の要請先に通知することができる。(この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊を派遣することができる。)市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

5 予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

※ 実例：平成4年5月～6月大分県風倒木処理において予防派遣を実施

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) ----- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

第3項 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。(自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる体制で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、県及び市、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

さらに被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早急に把握・整理するものとする。

自主派遣を行う際の判断基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第3の6の(2)のとおりである。

第4項 自衛隊の活動範囲

活 動 項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注※）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

（注※） 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3か月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第5項 派遣部隊への措置（受入れ体制）

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じる。

1 部隊の受入れ準備

- (1) 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- (2) 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- (3) 市は、必要に応じ派遣部隊の宿営施設及び駐車場の確保の準備その他受入れのための措置をとる。
- (4) 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長と市の計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じる。

2 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

3 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（総括対策部）に報告するものとする。

第6項 活動用資機材の準備

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等、自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので作業に必要なものは、すべて県又は市が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを市又は県で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2 相互連絡

県及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、予め相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第7項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、2以上の自治体の区域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第8項 撤収手続

1 撤収時期

災害派遣の目的が達成され、その必要性がなくなつたと認めるとき。

2 撤収方法

市長は、県知事に対し、自衛隊災害派遣の目的が達成されたと認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、派遣部隊の長及び自衛隊連絡班と十分協議して、災害派遣撤収要請の依頼をする。

3 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

様式 1 災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市長名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する理由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡職員
活動内容（負傷者の救出・救護・道路の啓開等）

- 4 その他参考となるべき事項

様式 2 撤収要請依頼書

		文 書 番 号	
		年 月 日	
佐賀県知事	様		
		市長名	
自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について			
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、 下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1 撤収要請依頼日時			
年 月 日 時			
2 派遣要請依頼日時			
年 月 日 時			
3 撤収作業場所			
4 撤収作業内容			

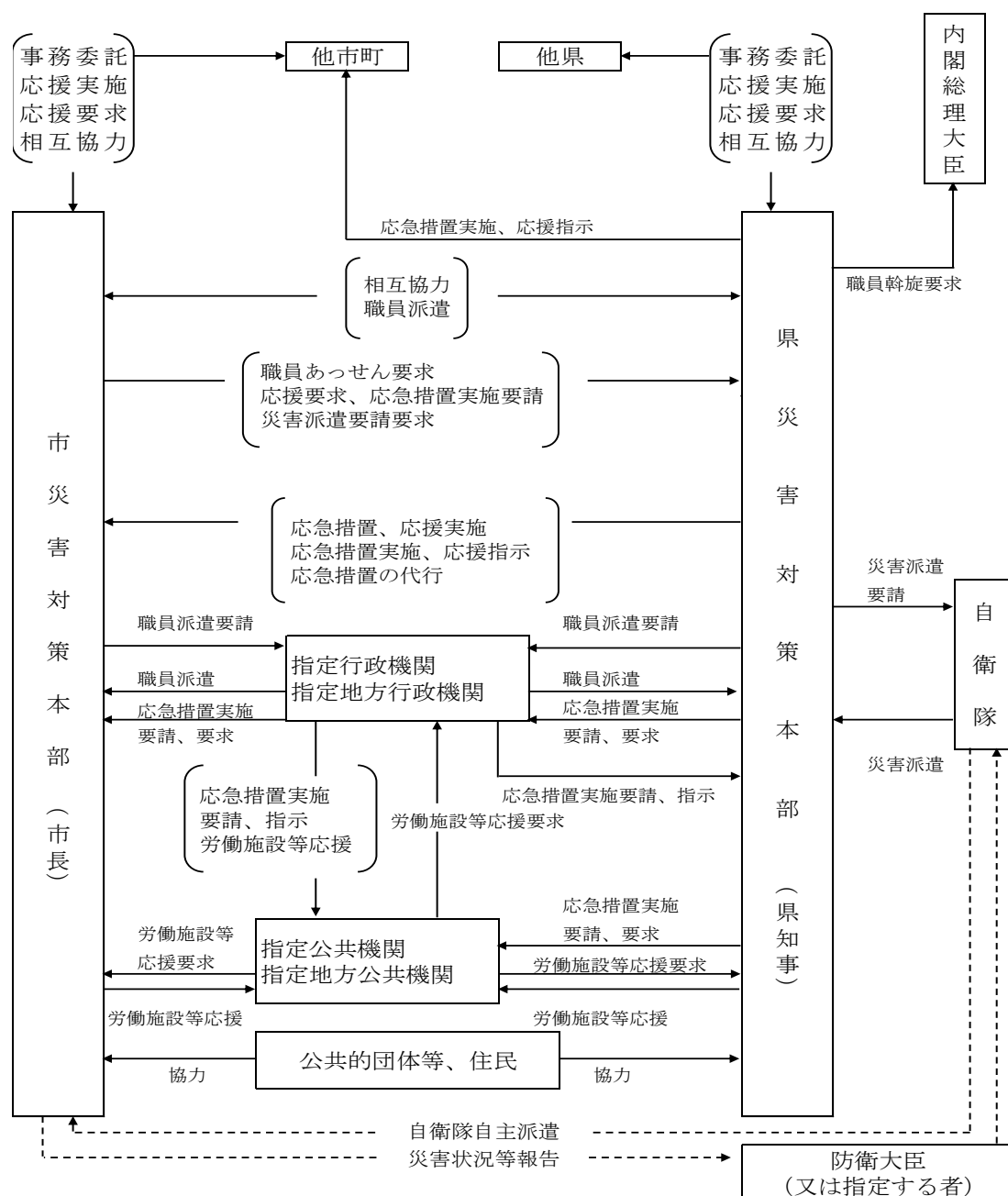
第8節 応援協力体制

災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、市及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、市は、災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、予め締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、予め関係機関相互で要請の手段、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定につとめるものとする。

【災害時の応急対策協力関係図】



第1項 相互協力体制

1 市が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

市は、災害応急対策措置を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

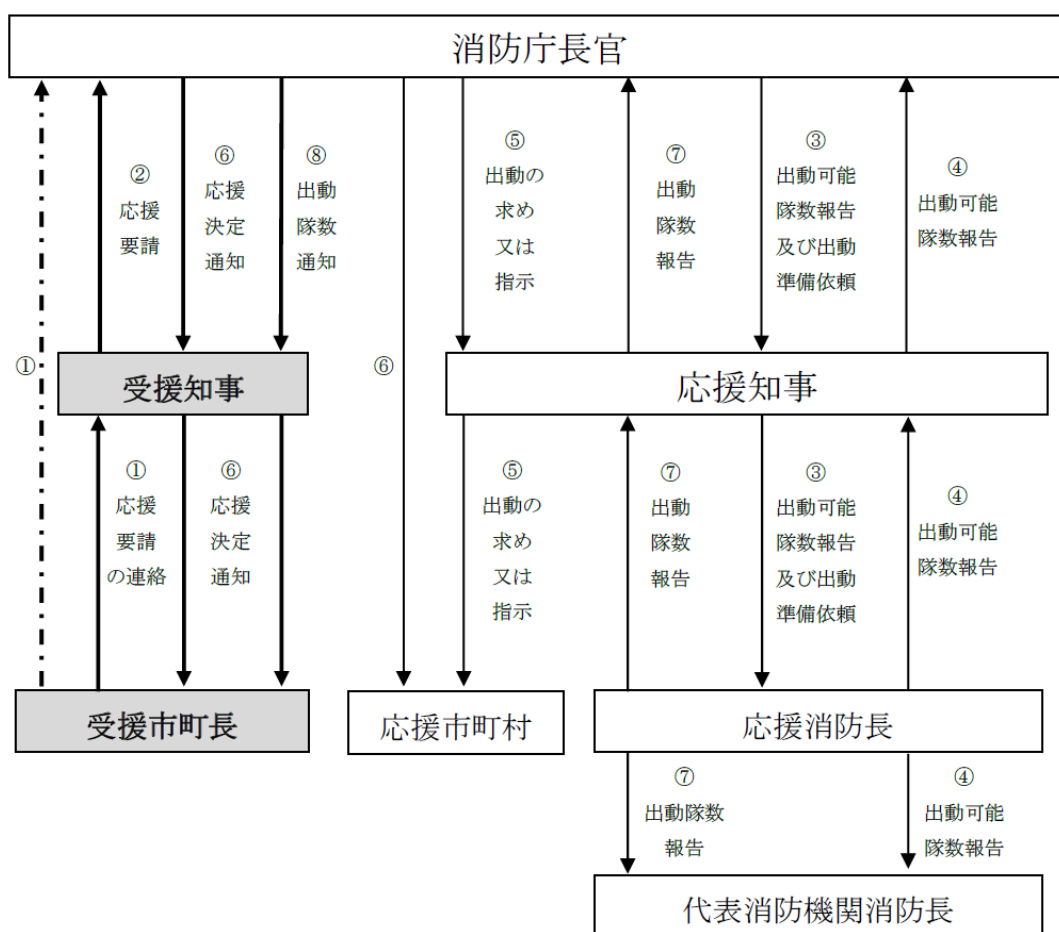
(第2章第2節第3項1《災害時の相互応援協定》参照)

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

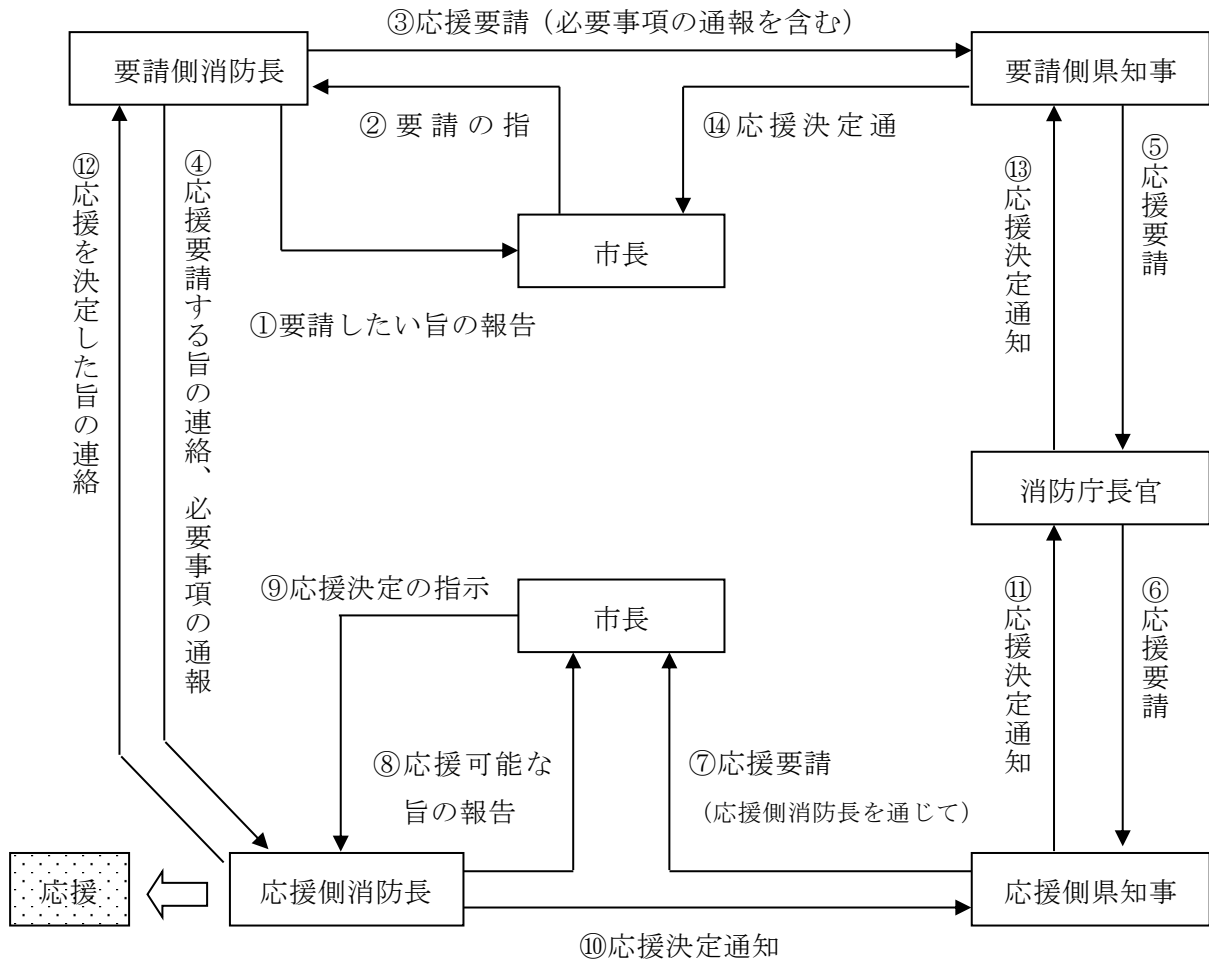
市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。

県は、要請の連絡を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。

【緊急消防援助隊の要請系統図】



<広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート>



(3) 県への応援要請又及び職員の派遣要請又は斡旋の要請

ア 市は、災害応急対策措置を実施するにあたり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策措置の実施について要請するものとする。

イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣の斡旋を求めるものとする。

ウ 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。

エ 要請必要事項

要請の必要事項は、下記のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

<市が実施する応援要請の必要事項及び根拠>

要請の内容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は災害応急対策措置の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (6) その他必要な事項	・災害対策基本法第67条 ・災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請(要求)	本章第6節自衛隊災害派遣計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	(1) 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 (2) 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他必要な事項	・災害対策基本法第29条 ・同法第30条 ・地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	緊急消防援助隊応援要請連絡票に掲げる下記事項 (1) 災害発生日時 (2) 災害発生場所 (3) 災害の種別・状況 (4) 人的・物的被害の状況 (5) 応援要請日時 (6) 必要応援部隊数 (7) その他の情報	消防組織法第44条

(5) 消防団との協力

消防団は、市や消防機関等との協力体制の下、災害発生時には下記の事項等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア 避難誘導活動

イ 河川やがけ地等の危険個所の警戒巡視活動

ウ 被災者の救出・救助活動

エ 土のう積み等の災害防除活動

オ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織(事業所等の自衛防災組織を含む。)は、市との協力体制のもと、災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア 地震発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力

イ 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力

ウ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力

エ 被災地域内の社会秩序維持への協力

オ その他の災害応急対策業務(地域、市の体制等を勘案して)への協力

(7) 民間団体の協力

災害時における民間団体への協力の要請は、次によるものとする。

組織の種別及び活動内容

団 体 名	活 動 内 容	協力要請の際の 担当課
行政区長会 (区 長 会)	ア 救援物資の配給 イ 災害情報の収集、報告 ウ 遺体の搜索及び救助の協力 エ その他災害応急措置	総務・防災課
赤 十 字 奉 仕 団	ア 災害時における看護奉仕 イ 炊出し、食料の配給奉仕等り災者の世話 ウ 救助物資(金)の配給及び整理 エ 災害現場の後始末	福祉課
民間ボランティア	ア り災者の救出 イ 災害応急復旧等作業の応援	福祉課

第2項 相互協力の実施

1 基本的事項

各防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、予め定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2 応援を受けた場合の費用の負担

- (1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり、応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。
- (2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。
 - ア 派遣職員の旅費相当額
 - イ 応急措置に要した資材の経費
 - ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
 - エ 救援物資の調達、輸送に要した経費
 - オ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

市は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、予め締結している相互応援協定等に基づき応援を要請する。

1 消防相互応援

市は隣接市町（隣接の県外市町を含む）と、消防機関は他の全消防機関と、予め締結している消防相互応援協定を締結に基づき、応援を求める。

（本編第3章第7節第1項1《消防相互応援協定》参照）

2 災害時相互応援協定

市は、予め隣接市町と災害時相互応援協定を締結し、これにより応援を求める。

（本編第2章第2節第3項1《災害時の相互応援協定》参照）

また、遠隔地の市町村からの支援が効果的であることから、県外市町村との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、輸送方法やルートの確認に努める。

第4項 受援のための措置

市及び防災関係機関は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業などからの支援・協力等を効果的・効率的にうける為、応援機関の受け入れに必要な措置を講ずるものとする。

第9節 通信計画

災害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳等により、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 多様な通信手段の利用

市は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

1 市防災行政無線

市民への情報伝達、消防団への出動命令等に利用する。

2 県防災行政無線

県との通信を基本とし、市町間及び関係機関との補完的な通信手段として利用する。(ネットワーク化した通信網＝メール、電話、FAX、映像、防災情報等のデータ送受信)

3 優先利用できる一般加入電話（災害時優先電話）

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者(公共機関等)からの申し出により協議のうえ設置している電話。

4 移動体通信（携帯電話）

対策本部各部相互、現地において応急対策に従事している者及び他の機関への発信の補完的な通信手段として利用する。(携帯電話等)

5 非常通信

災害発生により非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び、第74条第1項の規定に基づき、非常通信（無線局の目的外運用）を行う。

(1) 非常通信として取り扱える通信の内容

ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの。

イ 風水害の予報等に関するもの。

ウ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序又は緊急措置に関するもの。

エ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

オ 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

(2) 非常通信の発信資格者又は依頼者

ア 県、市、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社

イ 新聞社、通信社、放送局

ウ その他人命の緊急救助措置又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

(3) 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局

6 放送機関の利用

市は、災害発生時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告を要する必要があるその通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

但し、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

7 インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

8 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第2項 通信施設の応急復旧

1 防災関係機関の専用通信

市は、災害が発生した場合、重要通信を確保し、或いは被災した市防災行政無線施設を迅速に復旧するため応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

2 災害対策用移動通信機器等

市及び県は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受けるものとする。

第 10 節 救助活動計画

災害により救助すべき者が発生した場合には、消防署、市、県、県警察、及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、市内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防署等が行う救助活動に協力するよう努める。

第 1 項 自主防災組織等の救助活動

災害が発生した場合、市内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防署等が行う救助活動に協力するよう努める。

- ア 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- イ 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- ウ 救助活動に当たっては、可能な限り消防署などと連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防署などに連絡し、早期救助を図る。

第 2 項 救助活動

1 消防署及び市

(1) 救助活動

ア 現地調整所の設置

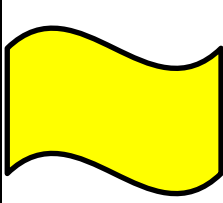
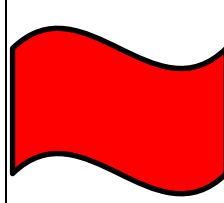
市及び県は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMA T）の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手順、情報通信手段等の情報共有等部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救助所を含む）に収容する。

イ 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を防災ヘリ等に容易に把握させるために情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね 2 m × 2 m の布

	避難者がいることをしめす。（黄色）		避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることをしめす。（赤色）
---	-------------------	--	--

(2) 応援要請

ア 消防署は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 市は、消防署との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

ウ 市又は消防署は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

エ 市又は消防署は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

オ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3) 拠点等の確保

市は、道の駅及び嬉野温泉駅周辺施設等の市有施設等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等のための拠点として使用させるなど、救助、救命活動への支援を行うものとする。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに救助を行う。

3 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消防署及び市、その他の防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。
- (2) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (3) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (5) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- (6) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

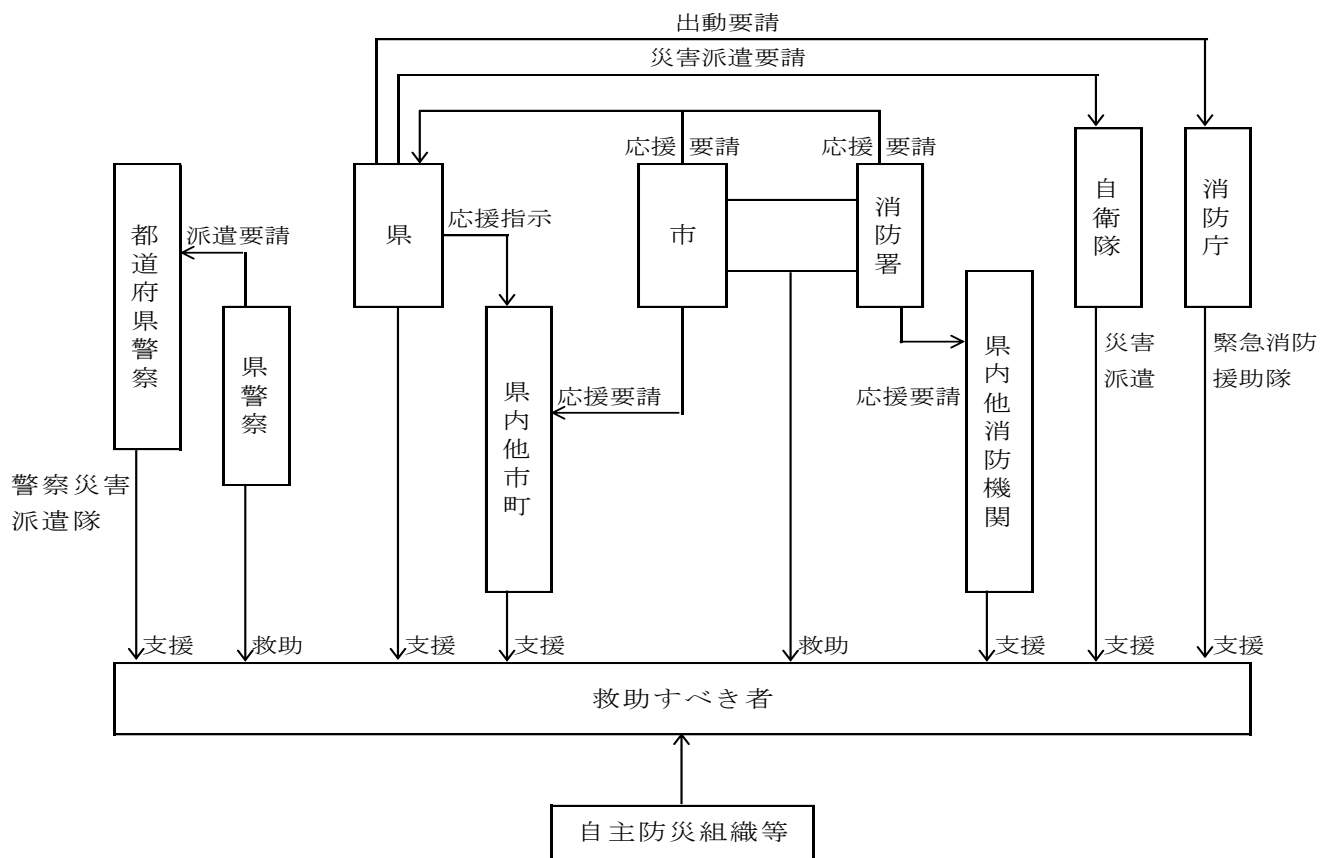
4 県警察

県警察は、消防署及び市、その他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に講じるとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

5 自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防署及び市、県警察、その他の防災関係機関と協力して救助活動を行う。



第11節 保健医療福祉活動計画

災害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び鹿島藤津地区医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効果的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、市は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第1項 保健医療福祉活動

1 医療機関における保健医療福祉活動の確保

(1) 公的医療機関

災害時に、市は、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターにおいて必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して保健医療福祉活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して保健医療福祉活動の協力を求める。

(2) 民間医療機関

鹿島藤津地区医師会は、災害時に市から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、保健医療福祉活動の確保を図るよう要請する。

2 救護所の設置、運営

(1) 設置

市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、適当な場所に救護所を設置してもらうよう要請する。

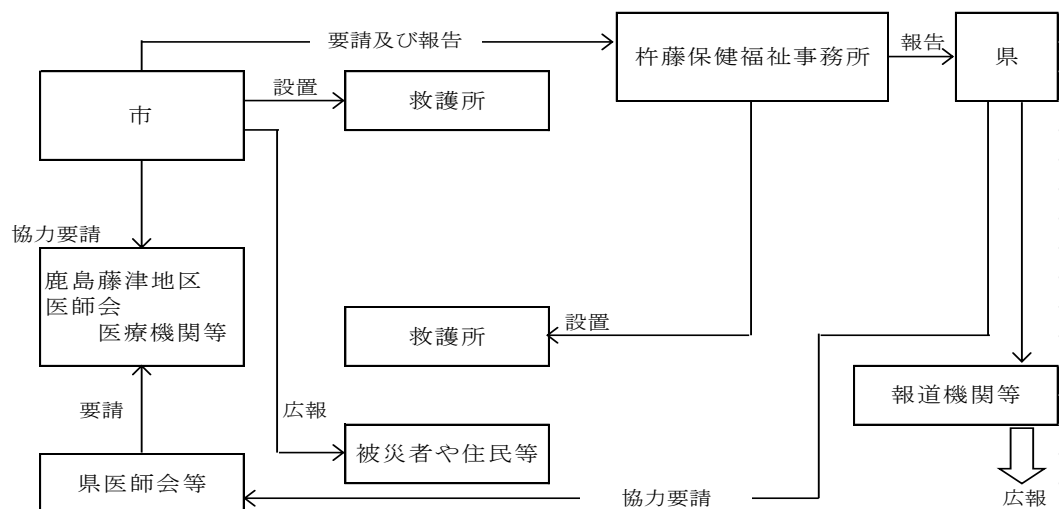
県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、適当な場所に救護所を設置する。

(2) 広報、報告

市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や市民等に対し、防災行政無線、広報車等により設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し報告する。

(3) 運営

市は、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸業者等から調達する。



3 保健医療活動チーム

(1) 活動

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

(2) 種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	名称
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム（DMAT） ※ロジスティクスチーム含む
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ
	佐賀県医師会	医療救護班（JMAT佐賀）
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム（DPAT）
	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム（JMAT）
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班
	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班
	国立大学病院	医療救護班
	その他	その他の医療救護班等

(3) 市からの県への派遣要請

被災した市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン
は、被災した市に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

4 医療救護班の編成、派遣

災害発生時の傷病者に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関が予め設置している次の医療救護班（医師1名、保健師又は看護師2名、事務職員及び運転手各1名の計5名で構成）が、救護所等において実施する。

- (1) 市医療救護班
- (2) 県医療救護班
- (3) 佐賀県医師会医療救護班
- (4) 災害拠点病院医療救護班
- (5) 独立行政法人国立病院機構医療救護班
- (6) 国の医療救護班
- (7) 日赤医療救護班
- (8) 赤十字現地医療班

市は、災害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

県は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、予め設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。

県は、医療救護班全部を派遣しても、十分に対処できないと認める場合は、県医師会、災害拠点病院に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、独立行政法人国立病院機構及び国に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに必要と認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合又は災害救助法が適用され、県から委託を受けた場合は、医療救護班（医師1名、看護婦3名、事務員1名及び運転手1名の計6名で構成）を派遣する。

5 人工透析対策

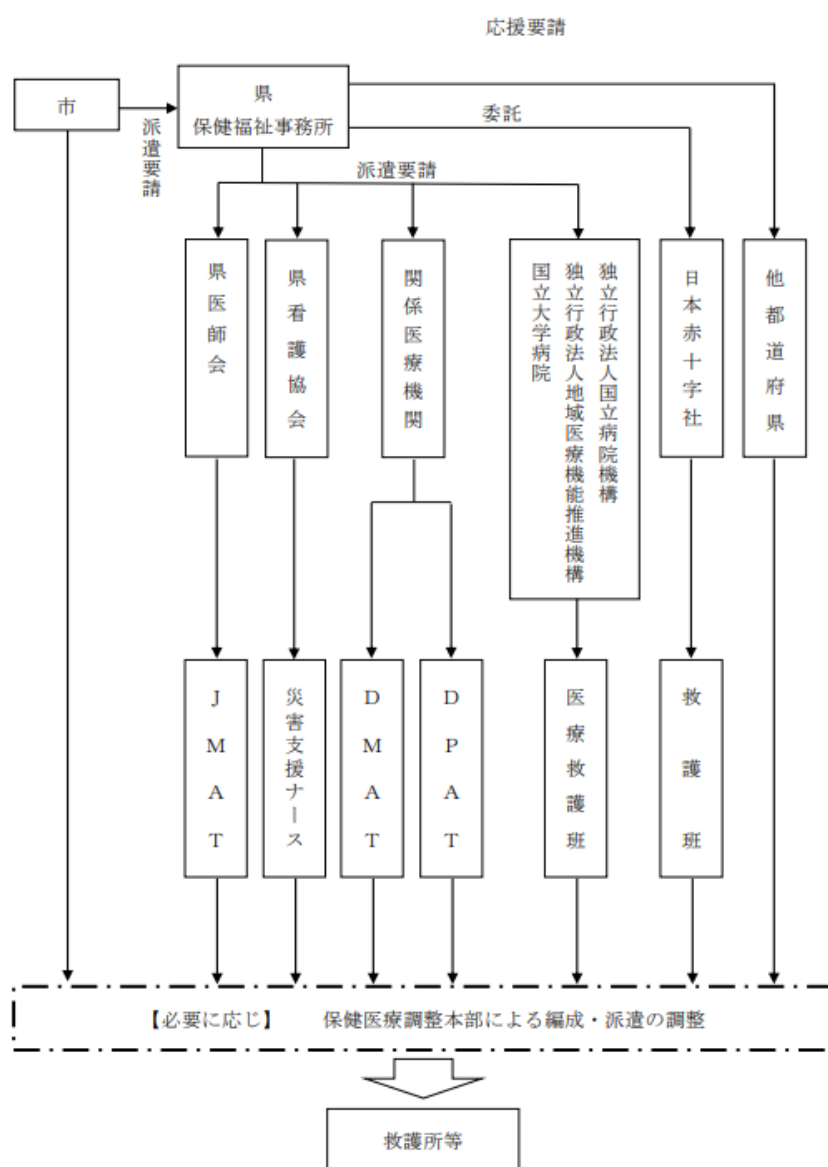
市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報誌、報道機関を通して患者・患者団体等に的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。
また、市及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など
広域的な情報収集を行う。

6 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災市民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、健康づくり課が中心となり、保健福祉事務所と連携して、県精神保健福祉センター及び公的・民間医療機関及び佐賀県看護協会の協力によるメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災市民に対する相談体制の確立に努める。



第2項 医療品、医療資機材の調達

1 需給状況の把握

市は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市

ア 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2) 県

ア 市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会及び佐賀県医科器械組合に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ 保健医療活動チームからの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する

ウ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

エ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

3 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所などにおける医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品、医療資機材の臨時保管場所等において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

第3項 医療施設の応急復旧

市内の医療機関は、災害時には速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、電話、水道等のライフラインの復旧についてライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。

県は大規模停電発生時には、直ちに、あらかじめリスト化した医療施設の非常用電源の設置状況等に踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電機事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国（経済産業省）や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第4項 医療ボランティアへの対応

県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

災害発生時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、次により対応するものとする。

1 登録窓口の設置、広報

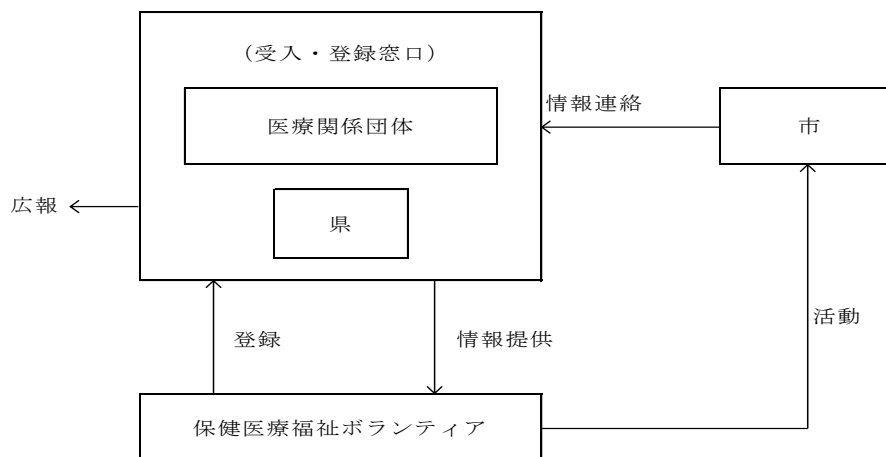
県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、医療ボランティアの受入・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2 情報提供等

市は、市内において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している保健医療福祉ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品を携行すること。
- (2) 可能な範囲で、医療品、医療資機材の携行に努めること。
- (3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと。
- (4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び市町他、関係者の指示に従うこと。



第 12 節 消防活動計画

地震発生後には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

被災地の市民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努める。

消防署は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消防活動を実施する。

市は、消防署の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第 1 項 出火防止、初期消火

市、消防署は、地震発生時に、市民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。

市民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第 2 項 消火活動

消防署、市は、地震により火災が発生した場合は、この嬉野市地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難の指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

第 3 項 応援の要請

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防署、市は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、予め締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる消防活動を実施する。

3 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

消防署、市は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応

援実施要綱」に基づく広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第 13 節 救急活動計画

消防署は、災害発生時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

1 救急活動

消防署は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

消防署は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

市、消防署は、災害発生により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能若しくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

3 後方医療機関の情報の把握

消防署は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入の可否等の情報を把握する。

4 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防署に対する応援要請

消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、予め締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他の消防署に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防署は、可能な限り応援する。

(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

消防署及び市は、県内の消防力をもってしても対処できない場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第 14 節 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第 15 節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1 水防活動

災害発生に伴い、河川、ため池、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川、ため池、農業用排水施設等の管理者は、速やかに、次により水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検・補修

河川、ため池、農業用排水施設等の管理者及び施工者並びに下水道施設管理者は、災害発生により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行い、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

災害発生により河川、砂防施設等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水が浸入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

市は、被災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

3 風倒木対策

市は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去など応急対策を講じる。

第 16 節 避難計画

災害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から市民の人命、身体を保護するため、市は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、市民及び関係機関等へ伝達する。

第 1 項 高齢者等避難、避難指示

1 高齢者等避難、避難指示の発令

高齢者等避難、避難指示を実施する者は、事前に策定した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(1) 避難が夜間になる場合の日没までの避難

市は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努めるものとする。

(2) 屋内での退避等の安全確保措置

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 市に対する助言

市は、避難指示等の発令の判断にあたって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求めるものとする。防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

高齢者等避難、避難指示の概要法的根拠等
(災害対策基本法については「災対法」と表記)

実施責任者	○避難指示等 (□根拠・◇要件)	内容	対象者	備考
○市長 ○知事 (市の全部、大部分の事務を行うことができなくなった場合には市長に代わって実施しなければならない。) ○ 警察官 (市長が指示することができないとき、又は、市長から要求があったとき)	○ 高齢者等避難 □ 法的根拠がない。 ◇ 避難行動要支援者が避難を開始しなければならないときに行う。	避難行動要支援者に対する立ち退き指示。 その他の者への立ち退き準備情報の提供。	必要と認める地域の市民等	市長が行った場合は、知事に報告する。 警察が行った場合は、市長に通知する
	○ 避難指示 □ 災対法第 60 条第 1 項 ◇ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに行う。	避難のための立退きの勧告。 指定緊急避難場所、避難場所の指示。		
	○ 避難指示 □ 災対法第 60 条第 1 項 ◇ 上記の場合で、急を要すると認めるときに行う。	避難のための立退きの指示。 指定緊急避難場所、避難場所の指示。		
	○ 屋内での退避等の安全確保措置のための措置 □ 災対法第 60 条第 61 条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する第 20 条 ◇ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。	屋内での待避等の安全確保措置の指示		

実施責任者	○避難指示等（□根拠・◇要件）	内容	対象者	備考
○知事 ○知事の命を受けた県職員 ○水防管理者	○ 立ち退き指示（緊急） □ 水防法第 22 条 ◇ 洪水・高潮の氾濫・津波により著しい危険が切迫していると認められる場合	立ち退きの指示（緊急）を行う	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、管轄警察署に通知する。
○知事 ○知事の命を受けた県職員	○ 立ち退き指示（緊急） □ 地すべり等防止法第 25 条 ◇ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	立ち退きの指示（緊急）を行う	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知する。
○警察官 ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合）	○ 警告 □ 法的な根拠がない ◇ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合	警告を発する	その場に居合わせた者 その事物の管理者 関係者	警察官がおこなった場合は、公安委員会に報告する。 自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告する。
	○ 避難措置 □ 警察官職務執行法第 4 条 自衛隊法第 94 条 ◇ 警告を発する場合の状況で特に急を要する場合	避難の措置を講じる	危害を受ける虞のある者	

2 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難路
- (4) 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び市民への伝達

(1) 関係機関への連絡

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（市、県、県警察、海上保安部、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）に対して、速やかにその内容を相互に連絡する。

(2) 市民への伝達

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次のあらゆる手段を活用し、当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

市民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者、避難行動要支援者施設及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防署、消防団、行政区長、民生委員・児童委員等を活用する。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ サイレン、警鐘

エ ケーブルテレビ

オ テレビ、ラジオの放送

カ 携帯電話（緊急速報メール）

キ その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ等）

第2項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により迅速かつ的確に行う。

(災害対策基本法については「災対法」と表記)

(●：市関連、○：県等関連)

実施責任者	避難指示等 (要件・根拠)	内容	対象者	備考
●市長（市長の委任を受けた市職員を含む） ○知事 (市の全部、大部分の事務を行うことができなくなった場合には市長に代わって実施しなければならない。) ○警察官又は会場保安官 (市長等が現場にいないとき、又は市長等から要求があったとき) ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(市長等、警察官がその場にいない場合)	● 待避命令 【根拠】 災対法第 63 条 73 条 【要件】 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。 ●知事が行う場合は、その旨公示すること。

第3項 避難誘導等

1 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘

導を行う。

(2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援者や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じ、運送業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要がある時に限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた避難支援者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両、船舶等を準備し、援助するものとする。

(2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受け入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受け入れについては、災害の状況に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域避難のための要求を当該市町に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難への対応

(1) 市は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、市民に対し、予め広報誌を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

(2) 市民は、避難指示等が出されなくても、「自分の命は自分で守る」という考えの下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

また、土砂災害警戒区域、危険箇所等の住民については、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように努める。

(3) 市民が自主的に避難を行う場合には、市は求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、円滑な受け入れを図るよう連絡する。

第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、予め避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1 学校等

公立の学校は、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の在校時に、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、予め定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

私立保育園・幼稚園も、これに準じるものとするが、連絡先は市及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、予め機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、

外来患者及び見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたい県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要性を認める場合は、予め施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させたい県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

災害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

市は、被災施設からの転所が市内の他の施設では対処できない場合は、近隣市町に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防署等と連絡をとりながら直ちに救助活動を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、予め定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

第5項 指定緊急避難場所の設置・指定避難所の開放・開設運営

市は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、市地域防災計画や予め作成したマニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに開放・開設し、適切に運営する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令と合わせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

市は、避難指示発令時に指定避難所等の開設が完了していないという事態を極力避けるため、避難準備情報の発令段階から指定避難所を開設し始めるなど、避難指示発令までに開設し終えるように努めること。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶に孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

なお、災害が激甚であるなどにより被災市内に避難所を設置することが困難な場合は、市は、「本節第3項第2(2)」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等にかかる支援要請等を行うものとする。

2 指定避難所の運営管理等

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。

また市は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市及び県は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模に鑑み、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要時応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要支援者の居住や安否確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況などの把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じ、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物業者等から必要な支援が得られるよう、連携に努める。

(3) 男女双方の視点への配慮

市は、指定避難所運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、LGBT など多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

さらに、女性や子供に対する暴力等を予防するため、トイレ、更衣室及び入浴施設等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選定し、照明を付けるように努める。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料に関する配慮

市等の地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニー

ズの把握やアセス実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるように、食事の原材料表示に努める。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食の品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性や子供への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症(通称「エコノミークラス症候群」)を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル(厚生労働省通知)」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出するなど長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者(児)等)に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師などによる巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達などにより、生活環境の確保が図られるように努めることとする。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(10) 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大が見られる場合は、防災担当部局及び保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(12) 家庭動物等への対応

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物等と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

第 17 節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

災害発生時に避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、市は、関係機関と相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第 1 項 被災住宅地の危険度判定

1 広報活動

市は、災害の影響により被災宅地で二次災害の恐れがあると認める場合は、連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災住宅地の危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

県は、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、他県に対し、応援を要請する。

第 2 項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等

1 応急仮設住宅の提供

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮したバリアフリー化仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資機材は、予め把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常対策本部等を通じて、または直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、行政区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。

3 民間賃貸住宅等の活用

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

市は、避難者が入居する住宅として活用可能な民間賃貸住宅・旅館の情報提供を関係団体に対して要請することができる。

また、状況に応じて民間賃貸住宅・旅館の借り上げにより応急住宅を確保する。

第3項 被災住宅の応急修理

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

第4項 公営住宅等の提供

1 公営住宅の提供

(1) 公営住宅

市及び県は、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用して、避難者を入居させるものとする。

このための連絡・調整窓口として、県は、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供

を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

さらに、県は、必要と認める場合は、「九州山口 9 県災害時相互応援協定」に基づき、他県内の公営住宅の提供について要請する。

(2) 職員宿舎

市及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。

2 企業等の施設の供与

市及び県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他の施設の供与について協力を要請する。

第 5 項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

県は、被災建物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び市への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び市は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 18 節 警備活動、交通及び輸送対策計画

災害時において、救助、救急、医療、水防活動、消火活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者及び県警察は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策に実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第 1 項 災害警備活動、治安維持活動(県警察等関係機関との連携)

市は、県警察等関係機関と連携し、被害情報の収集、救出救助、避難誘導等、社会秩序の維持等に努めるとともに、緊急通行路確保のための陸上交通規制についても連携する。

また、多数の死者が発生した場合の検視・遺体安置場所については、医師、歯科医師等に配慮して、市は県と連携・調整のうえ場所の確保に努める。

第 2 項 交通対策

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、建設業者との協定に基づき、被害状況の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

道路管理者及び県警察は、緊急交通道路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機をはじめとする交通安全施設の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去

道路管理者は、県警察、消防署、自衛隊等と連携し、緊急交通路、緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者は、災害により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに速やかに応急復

旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

カ 交通マネジメント

市は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

県は、市から交通マネジメントの要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に迂回ルートや交通規制などの検討を行う災害時交通マネジメント検討会の開催を要請するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

道路管理者は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、県警察と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用制限及び運転者の取るべき措置等について広報を実施する。

2 災害時における運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 避難等のために原則として、車両を使用しないこと。
- (3) 通行禁止等の交通規制が行なわれたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- (4) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第3項 陸上・航空の対策

1 陸上交通

県警察は、交通安全施設の復旧、障害物の除去等及び道路の応急復旧を行うとともに、通行の禁止又は制限に関することについて警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、徹底した広報を実施する。

2 航空交通

市は、災害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行なわれるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

第4項 輸送対策

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、災害時において、所管する災害応急対策を実施するため人

員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

※ 注意事項 人命の安全・被害の拡大防止・災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

(1) 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第2段階（災害応急対策時）

- ア 上記（1）の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 上記（2）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又は予め把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

市で必要となる車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

市から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達又は斡旋に努める。

(1) 車両

- ア 各災害時応援協定に基づき関係機関に要請
- イ 九州運輸局佐賀陸運支局に対して車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
- ウ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- エ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 鉄道

- ア 九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社九州支社に対して協力を要請

(3) 航空機（ヘリコプター）

- ア 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対して応援を要請
- イ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請
- ウ 県消防防災ヘリコプターを出動

4 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、災害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている場合は、県又は県公安委員会（県警察）に対し、緊急通行車両である旨の確認証明（証明書及び標章の交付）を受け、緊急輸送を行わなければならない。

緊急車両の確認事務は、原則として県公安委員会（県警察）が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害時における緊急通行車両の迅速な確認手続のため、緊急通行車両の事前届出を実施する。

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第 19 節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

市は、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

県は、備蓄物資や調達物資等が適正かつ円滑に被災者に供給できるよう市及び防災機関等と連携し食料、飲料水、及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。

なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物等の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第 1 項 食料の供給計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難者、被災者等に対し、食料の応急供給を行う必要が生じた場合は、市は迅速かつ的確な食料の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのペットボトル飲料の供給にあたっては、第 2 項「飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携を取りながら、対応を行うものとする。

1 調達方法

(1) 市

市は、独自で確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

ア 自ら備蓄している食料等を供給する。

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請する。

ウ 近隣市町との相互応援協定に基づき、近隣市町に対し、食料等の提供を要請する。

エ 県に対し、支援を要請する。

オ 県等から提供を受けた食料の等を被災者に適正かつ円滑に配分することができるよう予め体制を整備する。

(2) 県

県は、市から要請があった場合、又はその必要があると認めた場合は、食料を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

ア 独自で備蓄している食料等を提供する。

イ 県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。

ウ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達を行う。なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品(育児用調製粉乳等)や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。

エ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3) 米穀の供給量

被災者、災害援助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり、精米300グラムの範囲内とする。

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

市は、災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

3 炊出し、給与

市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部(地域奉仕団)、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおける炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

① 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

② 器具

学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

③ 立会

炊出しに当たり、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

④ その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、市から県(県庁)に援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

第2項 飲料水の供給計画

災害発生時に水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市及び県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのペットボトル飲料の供給にあたっては、前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食糧の供給を行う関係機関と連携を取りながら、対応を行うものとする。

1 水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第22節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

2 応急給水

(1) 市

市は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

ア 水は、水道事業者等の支援を得て浄水場及び配水場からの確保が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽及び防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ 必要に応じ水道事業者等の支援を得て水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 拠点給水は、市役所、避難所等住民の状況に適した場所において実施するが、必要に応じて水道事業者等の支援を得て浄水場及び配水場等で実施する。

エ 予め把握していた所有機関等から調達し、給水車、トラック等による応急給水を実施する。

オ 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に市民への周知徹底を図る。

カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2) 県

県は、市からの要請があった場合又は自らその必要があると認めた場合は、市の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

ア 被害の程度や市による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

イ 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 必要に応じ、県内の他の市町の応援、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との相互応援に関する協定」に基づく応援を求める。

エ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画

災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣 類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、皿、はし等
日用品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき（口腔ケア）用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットコンロ、カセットガストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

2 調達方法

(1) 市

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自ら備蓄していた生活必需品を放出する。

備蓄分では不足する場合、予め把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 県

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、市町ごとに供給品目、数量等を把握したうえで、自ら予め備蓄していた生活必需品等を放出し、又は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結している事業者など、予め把握していた調達可能業者から調達し、市に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

3 調達した生活必需品等の集積場所

市は、供給作業の効率を図るため、業者又は県から調達した生活必需品等を、予め定めている場所に一旦集積し、ここを拠点として被災者に供給するように努める。

県は、同様に、業者又は他の市町村あるいは九州・山口の県から調達した生活必需品等を、次のうちから適当な場所に一旦集積し、ここを拠点として市町に供給する。

《県が指定する輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型多目的広場「朝日 I & R ドーム」	嬉野市

4 供給

(1) 基本方針

災害が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災地への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合は、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

支援物資＝調達物資・緊急物資

※調達物資＝市町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資

※緊急物資＝国民、民間事業者、県、国等から提供を受ける物資

(2) 災害が小規模で、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合には、市は調達物資及び義援物資について可能な限り提供元に避難所まで直接配送を依頼するものとする。

(3) 支援物資の受付・配送体制の整備の留意点

発災直後は、市民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要となると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、市はこれに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国

による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、市が主体的に実施できるよう体制を整備する際は留意するものとする。

(4) 供給

市は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要であると考えられる物資を検討し、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資が被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

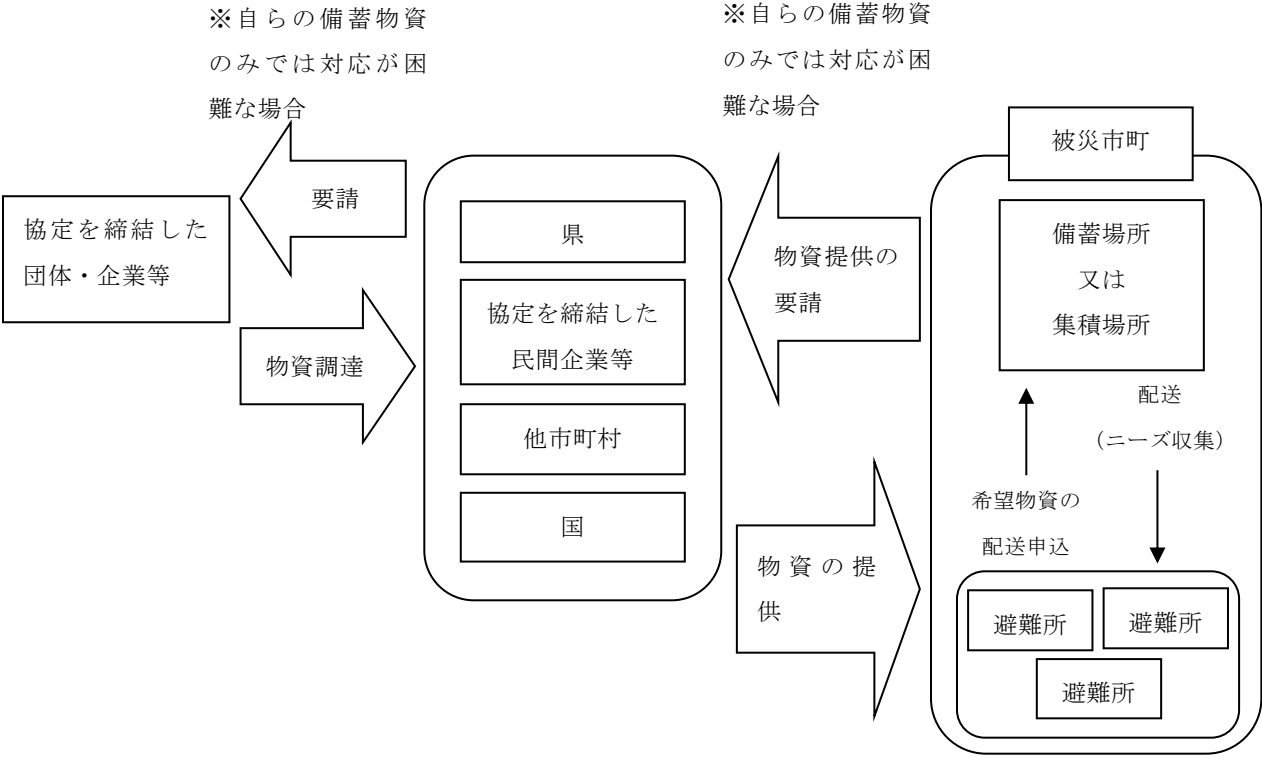
供給作業の効率化を図るため、支援物資は予め定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後被災者に配送する。

ただし、災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町に対して支援物資の配送について支援を要請する。

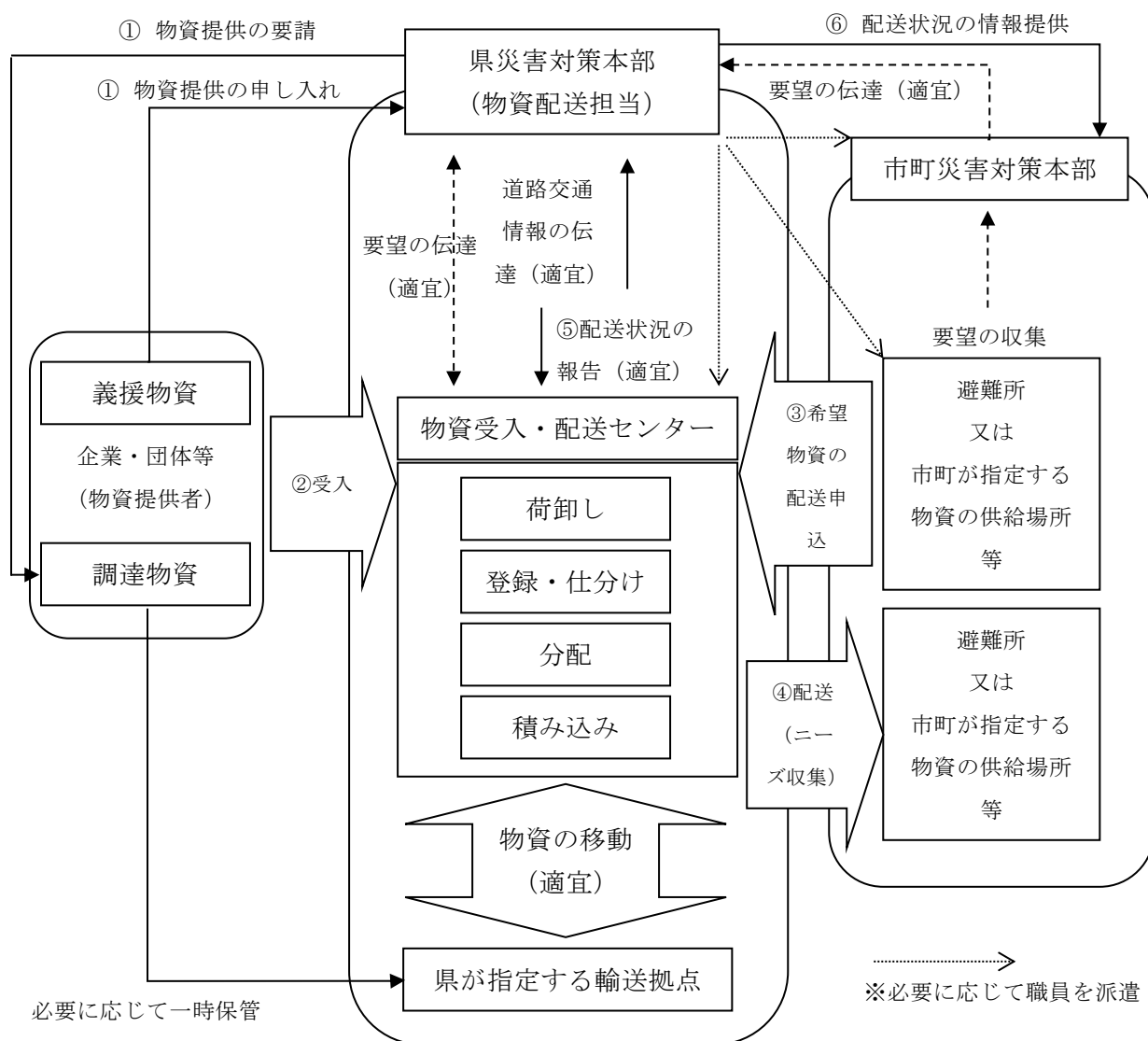
なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

また、在宅での避難者応急仮設住宅などへの避難所以外で避難生活を送る者に対して、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資等の供給を行うよう配慮する。

【市町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



第 20 節 広報、被災者相談計画

災害発生時においては、被災地や隣接地域の市民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市・消防署を中心に、市民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するように努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防署、行政区、民生委員・児童委員等を活用するように努めるとともに在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第 1 項 市民への情報提供

市は、県及び防災関係機関と緊密な連携をとり、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに市民に対し、防災行政無線、広報車、CATV、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ、次の各種の情報を提供するものとする。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、報道機関の協力を得て正確な情報の提供を迅速に行うとともに、被災者が随時入手したいと思う「安否・交通・各種問い合わせ先等の情報」を必要に応じてインターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるように努める。

被災者への状況提供にあたっては、市は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 災害広報の実施

市が保有する媒体を活用して広報を実施し、被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請するとともに、市の地域内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは県警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

市の地域内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは県警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 一般広報

(ア) 広報内容

【風水害時】

- a 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報
 - (a) 雨量、河川水位、潮位等の状況
 - (b) 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
 - (c) 市民のとりべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - (d) 避難の必要の有無等（警戒レベル等）

【地震災害時】

- b 地震発生直後の広報
 - (a) 地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、長周期地震動階級、余震の発生等今後の地震への警戒）
 - (b) 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、大津波警報等発令状況）
 - (c) 市民のとりべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼掛け）
 - (d) 避難の必要の有無等（大津波津警報等や避難指示発令を察した場合は、即時広報）

【共通】

- c 災害発生直後の広報
 - (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
 - (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
 - (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - (g) 安否情報の確認方法（関連サイトの URL や災害用伝言サービス等の案内）
 - (h) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- d 応急復旧活動段階の広報
 - (a) 市民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - (b) 食料、飲料水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、し尿処理・衛生に関する状況、学校の臨時休業の情報等）
- e 外部からの支援の受入れに関する広報
 - (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
 - (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する情報
- f 被災者に対する広報
安否・生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- g その他の必要事項
災害用伝言サービス（171）の登録・利用呼びかけなど

(イ) 広報の方法

市は、保有する以下の広報手段を最大限に活用した災害広報を実施するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るものとする。

なお、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県危機管理防災課〔総括対策部〕に報告する。

また、災害により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

- a 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、CATV、ラジオ放送（必要に応じて臨時災害放送局【災害 FM】の活用）等による広報
- b 広報車による広報（消防広報車を含む）
- c ハンドマイクによる広報
- d 広報誌、掲示板による広報
- e インターネットによる広報
- f 携帯電話等の通知機能（防災ネットあんあん、緊急速報メール）による広報

イ 報道機関を通じた広報

市広報担当課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町にまたがる広域的な災害のときは、必要に応じ、県による報道機関調整を要請する。

2 防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、市、県及び報道機関に要請して広報を依頼する。

(1) 広報の内容

市及び県の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携をとりながら広報活動を実施する。また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県危機管理防災課〔総括対策部〕に報告するものとする。

(3) ラジオを活用したライフライン被害等の災害広報

市は、ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に市民に広報するため、県、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関と連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

第2項 被災者相談

市、県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り市民等からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速な対応を行う。

市は、必要と認める場合は、市民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各課の相談職員を配置した相談窓口を設置する。防災関係機関も、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

第3項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について、住民から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中には、配偶者からの暴力を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者などが含まれる場合は、その加害者に居所が知られることの無いよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第 21 節 文教対策計画

市内にある学校等及び設置者は、災害発生時における生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の応急復旧、応急保育又は応急教育（以下「応急教育等」という。）の円滑な実施を図り、保育・学校教育の早期回復に努める。

第 1 項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休業等の措置

学校等は、災害の発生時又は発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

2 登下校に関する措置

学校等は、災害発生時又は発生のおそれがあるときは、危険区域の状況把握を行ったうえ登校等の可否を検討し、可能と判断した場合は、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 応急救助及び手当

学校等は、災害発生により学校等内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当での措置を行う。

第 2 項 学校等施設の応急復旧

1 被害状況の把握、報告

公立の学校等は、災害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて市に協力を求め、二次災害の防止のため砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を市に対し報告する。報告を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

私立の学校等も同様に学校等施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者へ報告するとともに市及びその他必要な機関に対し連絡する。

2 応急復旧

公立の学校等の設置者は、学校等から報告を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した学校等施設の応急復旧を行う。

私立の学校等の設置者も同様に被災した学校等施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育等の実施

学校等及び設置者は、災害により学校等施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合であっても、次により応急教育等を実施する。避難者を収容している場合でも、できるだけ早く保育又は授業再開ができるよう努める。

1 応急教育等の実施場所

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

2 応急教育等の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校等施設等（設備を含む。）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、保育又は授業の再開に努める。
- (3) 応急教育等の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散保育又は授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

設置者は、災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

ア 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある義務教育諸学校の児童・生徒に対して行うものであり、当該児童・生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある義務教育諸学校の児童・生徒に対しては市が、高等学校（定時制及び通信制課程並びに特別支援学校高等部を含む）の生徒に対

しては県が、それぞれ必要な学用品を支給する。

(支給の対象となる学用品)

ア 教材

当該校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材(準教科書、ワークブック等)で教育委員会に届け出又は承認を受けているもの。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合は、設置者と連絡を取り、必要な措置を講じる。

給食センターが避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援

市は、高校生の被災状況を把握した場合は、速やかに県に報告する。県は、災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除し、又は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第5項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担により予め指定された職員が、地域市民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援する。

収容場所の開設順序としては、体育館→特別教室→普通教室の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市立学校は市教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ併せて報告する。

第 22 節 公共施設等の応急復旧計画

災害発生により公共施設等が被害を受けた場合は、市、国、県及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう速やかに応急復旧を実施する。

建設業界や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば応急復旧するが、その際は、市民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第 1 項 道路、橋梁

1 被害状況等の把握・連絡

各道路管理者は、災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに県警察、市及び県に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第 2 項 河川

1 被害状況等の把握・連絡

河川管理者等は、災害により各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な対策を実施する。

2 応急復旧

河川管理者等は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第 3 項 砂防施設等

1 被害状況等の把握・連絡

砂防施設等の管理者は、災害により砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊

等による二次災害の危険性について調査し、市、県に対し、この結果を連絡する。
災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な対策を実施する。

2 応急復旧

市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に関係機関や市民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、崩落土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

1 被害状況等の把握・連絡

治山施設等の管理者は、災害により治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な対策を実施する。

2 応急復旧

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 農地農業用施設

1 被害状況等の把握・連絡

市、農業用排水施設管理者は、災害により農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。

2 応急復旧

市、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第6項 官庁施設

官庁施設の管理者は、官庁施設が災害応急対策の際の中核となることから、被害を受けた場合は、速やかに機能回復を図る必要があることを踏まえ、災害発生時には、建物構造、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講じるものとする。

この場合、建築物応急危険度判定士、その他建築・設備技術者等と連携を取りながら行うこととする。

第 23 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

災害発生により、市民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同事業者等に対し応援を要請する。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握に努め、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

市は、国及び県と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して復旧状況等の広報に努める。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第 1 項 水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者は、被害状況を迅速に把握し、嬉野市管工事協同組合と連携をとりながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び近隣水道事業者、水道用水供給事業者等の応援を要請する。

また、市は、県及び市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

第 2 項 下水道施設

市は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び市民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

第 3 項 電力施設

九州電力送配電株式会社は、災害が発生した場合は、予め作成している防災業務計画に基づき電力施設に係る災害応急対策を実施する。

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員しても、なお応援が必要と判断される場合は、市及び県に対し、広報、復旧資機材置場及び仮設用用地の確保等の協力要請を行う。

第4項 電話施設

西日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害が発生した場合は、予め作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。

必要な場合は、市に対し、燃料、食料等の特別配給等の応援の要請又は協力を求める。

第 24 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧用資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又は予め把握していた供給可能業者等からの調達により確保する。

第 1 項 災害対策用機材、復旧資材等の調達

1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、予め把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し斡旋を要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市から斡旋の要請があった場合には、予め把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、斡旋を要請する。

2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又は予め把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第 2 項 木材の調達

1 需要状況の把握

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体と協力し、木材等の需要状況を把握する。

県は、市、県森林組合、県木材組合その他の関係団体等と協力し、木材の需要状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市は、需要状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体に対し、木材の供給の要請を行う。

(2) この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、調達又は援助を要請する。

(3) 県は、市からの要請があった場合又は需要の状況から必要と認める場合は、森林組合等の関係団体等に対して木材供給の要請を行う。

第 25 節 福祉サービスの提供計画

災害発生時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないよう、市及び県は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第 1 項 対象者の状況の把握

1 高齢者、障がい者

市は、災害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、居宅介護支援事業者等を中心とした調査チームを編成するなどにより避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、高齢者、障がい者等の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

市は、災害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第 2 項 高齢者及び障がい者対策

1 緊急保護

市及び県は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある要援護者について、一時入所等の取り扱いが円滑、的確に行われるよう手続きの弾力的な運用等による緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

市及び県は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等へのホームヘルパーサービス、デイサービス等の在宅福祉サービス体制を緊急に整備するものとする。

また、保健・医療及び福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど万全の措置を講じる。

3 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

第3項 要配慮者対策

災害発生時の発生に際しては、この災害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

- 1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 要配慮者に対する介護支援事業者、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも被災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、被災後2～3日目から全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。
- 3 医療的ケアを必要とする者に対して、担当課が連絡を取り合い、速やかに避難場所と電源の確保に努める。

第4項 児童対策

1 保護等

市及び県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2 メンタルヘルス対策

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスカケアを実施する。また、必要に応じて児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第 26 節 ボランティアの活動対策計画

災害発生時に、多くのボランティアの申出がある場合は、市、県及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第 1 項 受入れ体制の整備

市及び県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、日本赤十字社佐賀県支部、嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関が行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

県等又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委任する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、速やかにボランティアの受入れ等のための体制を整備する。

第 2 項 ニーズの把握、情報提供

佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は県と連携し、被災市町におけるボランティア活動の後方支援を行う災害救援ボランティア活動本部を設置し、必要な情報の収集・提供に努めるものとする。

市は、災害救援ボランティアセンターを設置する嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関及び県に対し、情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、県本部等関係機関との連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成、登録している団体等に対し、必要に応じて市への支援を要請する。

《災害救援ボランティアセンターの業務》

- 1 災害及び被災状況の情報収集
- 2 ボランティアニーズの把握
- 3 ボランティアの受付、登録
- 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- 5 ボランティアの派遣・撤収の指示
- 6 ボランティア活動の記録

- 7 災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達
- 8 関係機関との連絡調整

第3項 支援

市は、必要に応じボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第 27 節 観光客対策

市は、災害発生時、観光協会、商工会及び嬉野温泉旅館組合と連携して観光客の安全を確保する。この際、「防災アプリ（仮称）」等のデジタル技術を積極的に活用し、観光客の所在地の危険度、最寄りの避難所及びそこまでの経路等を提供する等、地形に不慣れな観光客の安全を確保するための行動を補助するように努める。

1 旅館・ホテル等宿泊客

旅行者が旅館・ホテル等に宿泊している時に災害に遭遇した際、市外への避難が困難である場合、現在宿泊している施設での避難を基本とする。しかし、当該施設での避難が困難又は危険である場合は、最寄りの避難所へ誘導し、安全を確保する。

2 日帰り客

宿泊を伴わない旅行者が市内で災害に遭遇した場合、安全な市外への避難（帰宅）を基本とする。しかし、市外への道路及び公共交通機関等が利用不可能である場合、最寄りの避難所へ誘導し、安全を確保する。

3 デジタル技術を活用した避難誘導等の追及

県外者が多く集まる観光地では、災害発生時の混乱により観光客を「誰一人残らず」安全な場所へ誘導することが困難である。そのため「防災アプリ（仮称）」等のデジタル技術を積極的に取り入れて、観光客の所在地の危険度、最寄避難所及びそこまでの経路等をAI技術により自動的に提供する等地形に不慣れな観光客の安全を確保するための行動を補助するように努める。

第 28 節 スポーツ合宿（キャンプ）参加者対策

市では、プロスポーツ選手のキャンプ及び学生等の合宿等を受け入れていることから、市内滞在中の災害発生時には、関係者との連携により安全を確保する。この際、「防災アプリ（仮称）」等のデジタル技術を積極的に活用し、合宿（キャンプ）参加者の所在地の危険度、最寄避難所及びそこまでの経路等を提供する等、地形に不慣れな合宿（キャンプ）参加者の安全を確保するための行動を補助するように努める。

1 屋外で災害に遭遇した場合

災害の状況により、屋外の安全な場所に一時避難した後、宿泊施設に避難することを基本とする。

2 宿泊施設で災害に遭遇した場合

合宿（キャンプ）参加者が旅館・ホテル等に宿泊している時に災害に遭遇した際、市外への避難が困難である場合、現在宿泊している施設での避難を基本とする。しかし、当該施設での避難が困難又は危険である場合は、最寄の避難所へ誘導し、安全を確保する。

3 デジタル技術を活用した避難誘導等の追及

災害発生時の混乱により合宿（キャンプ）参加者を「誰一人残らず」安全な場所へ誘導することが困難である。また、運動施設内や屋外においては勤務員（地元民）が近くにいない事も想定されることから、「防災アプリ（仮称）」等のデジタル技術を積極的に取り入れて、合宿（キャンプ）参加者の所在地の危険度、最寄避難所及びそこまでの経路等を AI 技術により自動的に提供する等地形に不慣れな合宿（キャンプ）参加者の安全を確保するための行動を補助するように努める。

第 29 節 外国人対策

市は、災害発生時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

県は、地震発生時に佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

1 救護

市は、地震発生時に、必要と認める場合は、外国語が話せるボランティアの協力をえながら、外国人の安否確認、避難誘導、救助活動を行う。

2 生活支援

(1) 情報提供

市及び県は、必要に応じ報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

市は、防災行政無線を活用しての情報提供においては、日本語の他、英語、中国語、韓国語を用い外国人の生活支援を行う。

(2) 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティアの協力を得ながら、相談体制を整備する。

3 支援

県は、市からの要請等に応じ、外国語が話せる者を確保するため、県内の他市町、他県に対し、関係職員等の派遣を要請する。

また、県は、必要に応じてボランティア活動、またその支援活動の拠点となる施設の提供に協力するものとする。

第 30 節 帰宅困難者対策

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した時は、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第31節 義援物資、義援金対策計画

災害発生時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、市及び県は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付し、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資

市及び県は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

1 受付

市及び県は、速やかに義援物資の受付に関する窓口を設けるとともに集積場所を決定し、義援物資の受付体制を整備する。

《受入の基本方針》

- (1) 企業・団体からの大口受入を基本とし、個人からの物資は原則受け取らない。
(個人には、義援金としての支援に理解を求める)
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- (3) 物質の梱包は、単一物資梱包とし、概則に品目を明示する。
- (4) 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

2 情報提供

市及び県は、円滑な物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

- (1) 受付窓口
- (2) 受入を希望する義援物資と受入を希望しない義援物資のリスト
(被災地のニーズに応じて逐次改める。)
- (3) 送付先(集積場所)及び送付方法(梱包方法を含む)
- (4) 個人からは原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

3 受入れ、仕分け、配分

市は、集積場所において、必要に応じ書類を整備するなど、義援物資を円滑に受け入れ、適切に保管する。

また、自ら直接受け入れた物資及び県から配分された物資を、被災者の状況に

応じ、公平に行きわたるよう配慮して、被災者に対し配布する。

第2項 義援金

1 受付

県は、義援金の受付体制を整備する。

市は、必要に応じて義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。

佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

2 受入、保管、配分

市は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管し、予め基本的な配分方法を決定するなどして迅速かつ公平に被災者に対し支給する体制を構築する。

第 32 節 災害救助法の適用

第 1 項 救助の本質

- 1 災害救助法による救助は、災害の発生に際して食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- 2 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- 3 国の責任において行われ、市、県、日本赤十字社その他の団体及び市民の協力の下に行われる。

第 2 項 実施主体

- 1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市長はこれを補助する。
救助に関する職権の一部を市長に委任したときは、市長が救助を実施する。
- 2 日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第 3 項 適用基準

災害救助法による救助は、被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに、市町ごとに行う。

- 1 市町おける住家の被害が、下表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数 A に達したとき。

市 町 の 人 口		被害世帯数 A	被害世帯数 B
5, 0 0 0 人未満		3 0 世帯	1 5 世帯
5, 0 0 0 人以上	1 5, 0 0 0 未満	4 0 世帯	2 0 世帯
1 5, 0 0 0 人以上	3 0, 0 0 0 未満	5 0 世帯	2 5 世帯
3 0, 0 0 0 人以上	5 0, 0 0 0 未満	6 0 世帯	3 0 世帯
5 0, 0 0 0 人以上	1 0 0, 0 0 0 未満	8 0 世帯	4 0 世帯
1 0 0, 0 0 0 人以上	3 0 0, 0 0 0 未満	1 0 0 世帯	5 0 世帯
3 0 0, 0 0 0 人以上		1 5 0 世帯	7 5 世帯

注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により柔化を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の $1/2$ 世帯、床上浸水の場合は $1/3$ 世帯として換算する。

- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市の町の被害世帯数が当該市町の人口に応じ、前表、左欄の被害世帯数Bに達したとき。
- 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- 4 市町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

第4項 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、市及び県においては、予め建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

- 1 住家
現実とその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。
- 2 世帯
生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。
- 3 死者
当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
- 4 行方不明
当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
- 5 負傷
災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要があるもの。そのうち、重傷は1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1ヶ月未満で治癒できる見込みのものをいう。

6 全焼、全壊、流出

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。

7 半焼、半壊

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部（全焼（壊）と同様。）の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。

8 床上浸水

上記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

9 床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10 一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第5項 救助の種類

市長が行う救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第33節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

災害発生時に多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察による検視のほか、市は的確に搜索、処理収容、火葬を実施する。

第1項 搜索

市及び消防署は、国、県、自衛隊、県警察等の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

第2項 処理収容

1 検視、身元確認

市及び消防署は、被災現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

県警察は、市及び消防署から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体又は遺体の引き渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。また、県警察は、遺体が身元不明の場合は、遺体周辺にあるもので身元確認の資料となり得る物について回収し、これらをもとに県歯科医師会の協力を得るなどして身元の確認に努める。

2 遺体の収容

市は、必要に応じ、遺体の一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

市は、県警察から引き渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

また、市は、予め把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置・収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

市は、遺体の識別等のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

4 遺族への遺体引渡し

市は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引き渡しが困難な場合な

ど必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場で処理できない場合等は、予め締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し火葬等の実施を要請する。

県は、市から要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、市町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

第 34 節 廃棄物の処理計画

災害発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第 1 項 役割

- (1) 収集運搬資機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損個所の措置を行う。
- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県へ報告する。
- (3) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレやごみの小型焼却炉を設置する。

2 県

- (1) 市町の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。
- (2) 市から要請があった場合、又は被災市の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を被災市の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等の斡旋又は紹介をする。
- (3) 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

3 市民、事業者

- (1) 市民及び事業者は、災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第 2 項 し尿の処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

<仮設トイレの調達>

(1) 市

市は、予め避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するものとするが必要量が確保できない場合、県に対し支援を要請する。

(2) 県

県は、予め供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市から供給要請があった場合、「災害時における応急対策資機材の調達・設置に関する協定」に基づく要請を行うなど、その斡旋に努める。

需要が県内の供給能力を越える場合、国及び他県に供給を要請する。

2 処理方法

市は、次により、し尿処理を実施する。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量見込み、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により、災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (3) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。
- (4) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により処理班を編成する。
- (5) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合は県へ支援を要請する。
- (6) 必要に応じ地域内に臨時貯留槽を設置する。
- (7) 県は、市町の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体の調整を行う。
- (8) 県は、被災地域の市から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったとき、または必要に応じ、「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合及び佐賀県環境システム事業協同組合に支援協力を要請する。
- (9) 県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援を要請する。

第3項 ごみの処理

1 市

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 事前に策定した災害発生時の廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実行計画を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法(家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自転車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法)に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを市民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体(被害を受け、建替えが必要な建築物の取り壊しのことをいう。)等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬業者や市民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 県

必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。市が被災し、災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

3 国

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する

指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町長から要請があり、かつ、当該市町における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市町に代わって実施する。

第 35 節 防疫計画

災害発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号、以下「感染症法」という。）に基づき、市及び県は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

1 防疫活動

市及び県は、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、災害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2) 疫学調査及び健康診断の実施

ア 疫学調査

県は、災害の規模に応じ、市、地区衛生組織及び地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次疫学調査を実施する。

イ 健康診断

県は、疫学調査の結果、必要があると認めるときは、感染症法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により、健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ 感染症患者等に対する入院勧告

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第 19 条及び第 20 条の規定により、入院の勧告又は措置を行う。

(3) 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4) 消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 27 条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し、消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第 14 条の規定により行う。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 28 条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する市に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

(6) 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7) 臨時予防接種

市は県の指示に従い、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は機関を指定し、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(8) 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要があると認めるときは、感染症法第31条第2項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。

その場合、市は感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な風水害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し報告する。

また、県は、市から報告のあった情報を国に対し報告する。さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し、県民に対し広報する。

3 支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

(1) 市に対し、応援のための職員を派遣する。

また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。

(2) 市に対し、防疫用資材等の斡旋を行う。

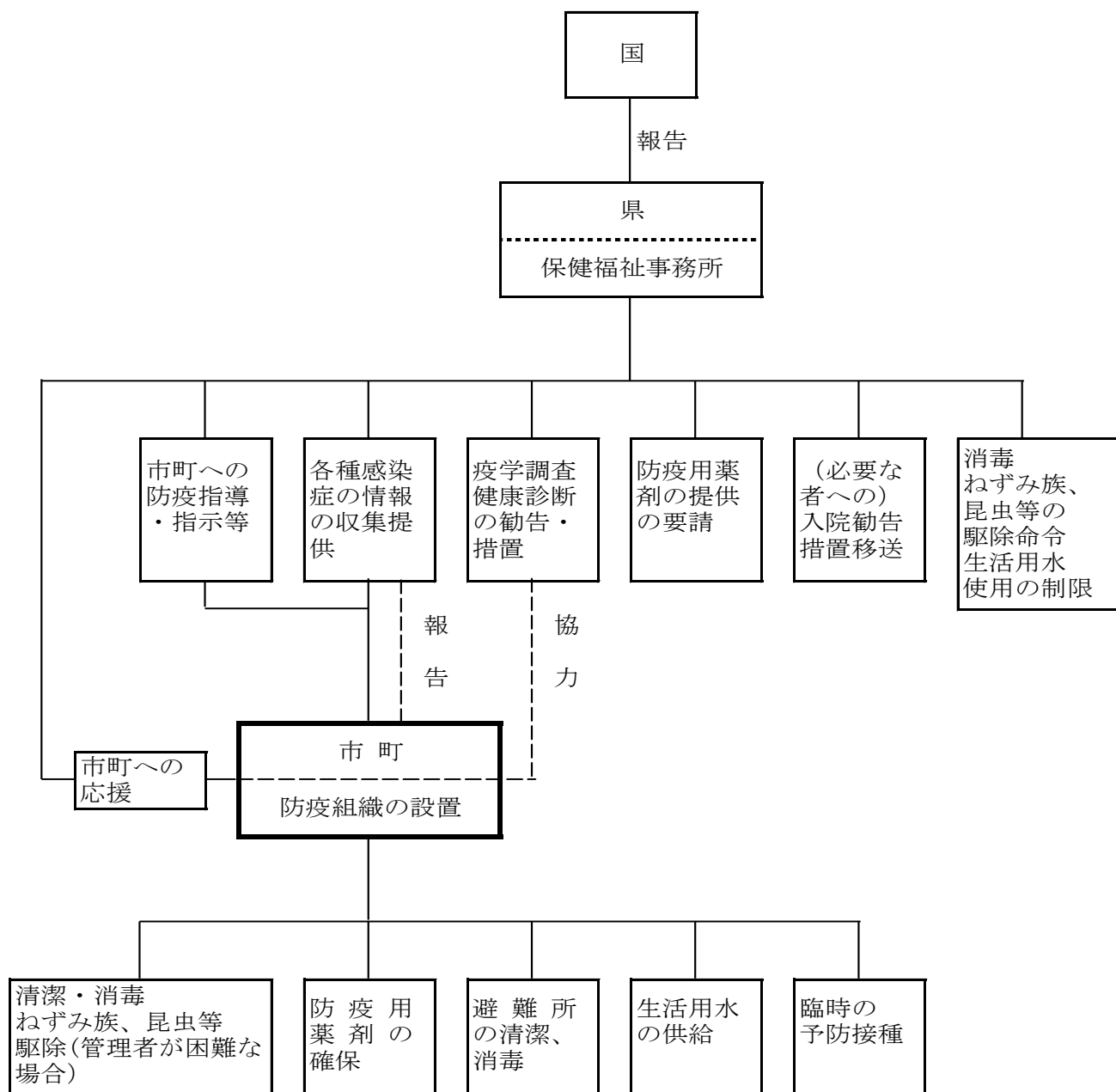
(3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足するおそれのある場合、国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。

【 防 疫 業 務 】



第 36 節 保健衛生計画

災害発生時において、市及び県は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために、必要な行動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第 1 項 被災者等の健康管理

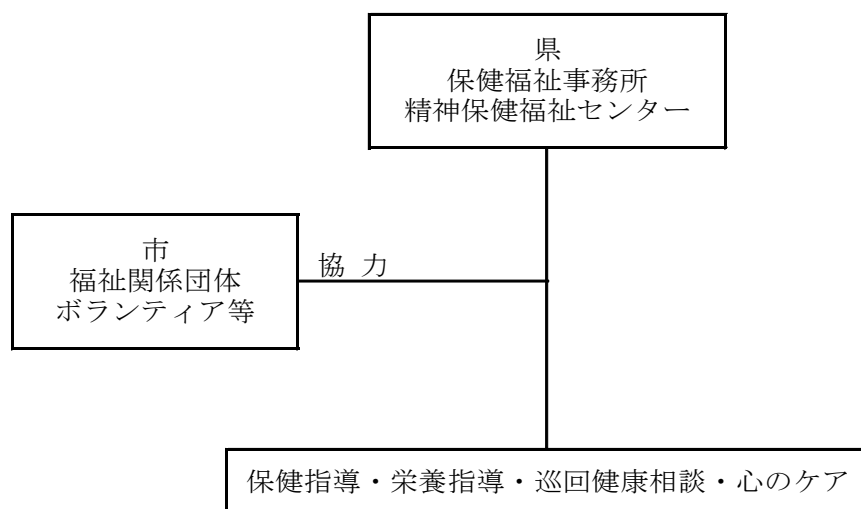
市及び県は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、「佐賀県災害時こころのケアマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携・協力して実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災者に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。



第 37 節 病虫害防除、動物の管理等計画

第 1 項 病虫害防除

市は、風水害時における病虫害のまん延を防止するため、県及び佐賀県農業協同組合等と連携して、被災農家に対し必要な防除対策を講じるよう指導する。

1 既設防除器具の活用

2 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病虫害については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

3 防除薬剤の確保

防除薬剤は、佐賀県農業協同組合や農薬卸売業者からの調達を図るが、不足する場合には、市は、県及び佐賀県農業協同組合等と連携のうえ、その調達の斡旋に努める。

第 2 項 家畜の管理、飼料の確保

1 避難対策

市は、災害が発生し、地震による畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の家畜の避難施設を設置するものとする。

2 県による防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師の協力により救護班を編成し、「健康検査と傷病家畜の応急救護」、「畜舎等の消毒」、「家畜伝染性疾病的予防注射」を実施する。

市は、県から家畜の管理指導に関して要請がある場合は協力するものとする。

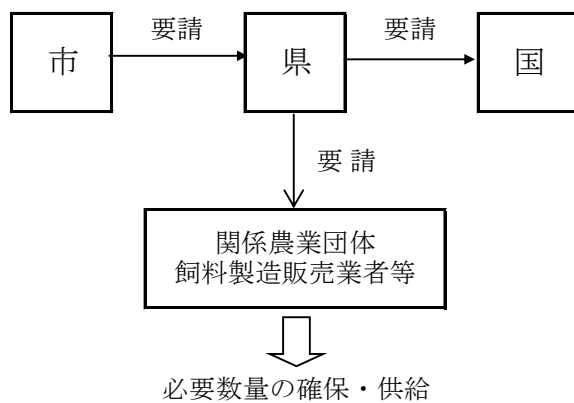
3 管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

市は、県から家畜の管理指導に関して要請がある場合は協力するものとする。

4 飼料の確保

市は、風水害により飼料の確保が困難になった場合は、県に対して要請を行う。



第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

市及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防な祖衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

第 38 節 危険物等の保安計画

第 1 項 火薬類事業者との連携

1 被害状況の把握、連絡

火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）は、災害発生により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のため予め定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防署、県警察、県及び市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

火薬類事業者は、災害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察は、市及び県と連絡をとり、県警察が必要と認める場合は、県警察により火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、市は、警戒区域の設定並びに付近市民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。

県警察、海上保安部は、市からの要求により、火薬類事業者に対し、必要な限度において、災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。実施した場合は、その旨を市に通知する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) 被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。
- (2) 火薬類荷役中の船舶に対し、※荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- (3) 港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- (4) 被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

※荷役（にやく＝船への荷の積み卸し）

4 応援要請

火薬類事業者は、被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業者等に対し、協力を求める。

第2項 高圧ガス事業者との連携

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガスを販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、災害発生により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため予め定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

被害の規模に応じ、消防署、県警察、県及び市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、災害発生により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察は、県及び市と連絡をとり、必要と認める場合は、高圧ガス事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに警戒区域の設定並びに付近市民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

県警察は、市から要求があったときは、高圧ガス事業者に対し、必要な限度において災害を拡大させるおそれがあると認められる施設等の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。実施した場合は、その旨市に通知する。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び科学製品類

1 被害状況の把握、連絡

石油類及び化学製品類関係の事業所の管理者等は、災害発生により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

被害の規模に応じ、消防署、県警察、県及び市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

石油類及び化学製品類関係の事業所の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- ① 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- ② 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ③ 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- ④ 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防署は、必要に応じ、石油類関係の事業所の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察は、必要に応じ、高圧ガスに対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

石油類関係の事業所の管理者等は、被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、予め締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4項 放射性物質

(放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者(以下「放射線同位元素等の使用者」という。))

放射線同位元素等の使用者等は、災害発生により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等)に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- ① 発見した場合は、直ちに、その旨を県警察に通報する。
- ② 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- ③ 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- ④ 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- ⑤ 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- ⑥ その他必要な防止措置を講じる。

第5項 毒物・劇物取扱者との連携

(毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者(以下「毒物・劇物取扱者等」という。))

毒物・劇物施設が災害発生により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

- 1 毒物・劇物取扱者等は、直ちに、県、保健福祉事務所、県警察及び消防署に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- 2 県、県警察及び消防署は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。
 - (1) 情報収集、被害区域の拡大防止
 - (2) 警戒区域の設定
 - (3) 市民に対する周知
 - (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
 - (5) 原因の特定・原因者に対する指導

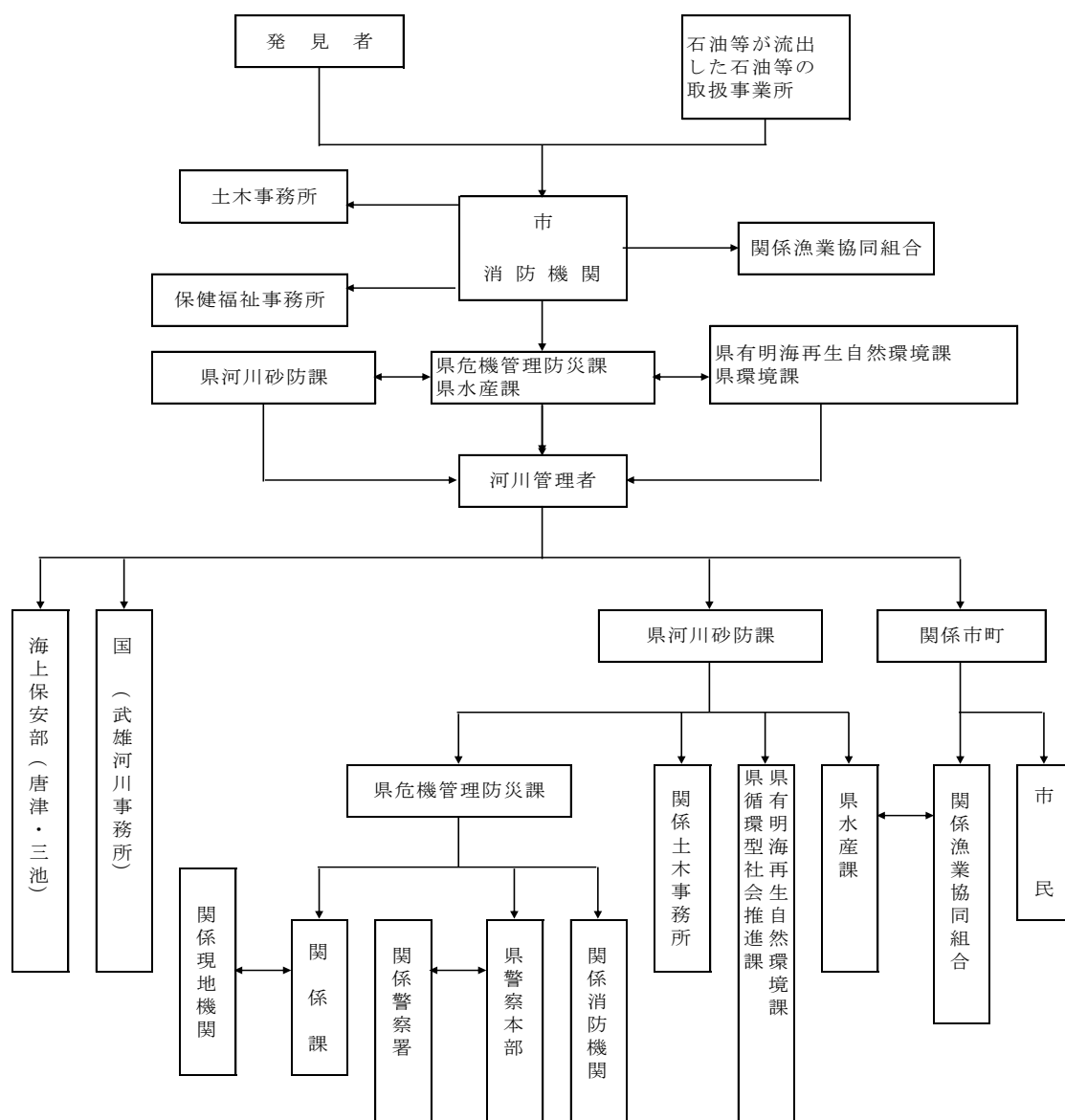
第 39 節 石油等の大量流出の防除対策計画

災害発生により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 通報連絡の系統



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 市民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺市民等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺市民等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

ア 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

イ 主な応急対策

- (ア) 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- (イ) 流出石油等の拡散防止
- (ウ) 消火対策等
- (エ) 漂着石油等の処理
- (オ) 流出石油等の防除資機材の調達

第 40 節 孤立地域対策活動

災害発生時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域市民の生活に大きな支障が生じることから、県及び市は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

市及び各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、N T T回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

市は、ヘリコプターによる輸送を含めたあらゆる手段による輸送について、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力を要請する。

3 道路の応急復旧による生活の確保

市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第 41 節 生活再建対策

市は、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再生支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。市の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web 会議システムを活用し、各市に映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第 42 節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、災害発生時・発生後の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に発災当初の 7 2 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき業務を時系列的に示すと下記のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることも留意が必要である。

また、市及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期については検討するように努めるものとする。

【風水害対策に係る嬉野市災害対策本部における災害応急対策の着手時期】

気象
警報等
の
発
表
中

【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】

- ◇災害対策連絡室の設置
- ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動
- ◇気象情報等の広報
- ◇避難準備（避難行動要支援者避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始
- ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保

【氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】

- ◇警報等の情報の伝達
- ◇避難指示の発令、避難開始
- ◇避難指示等の広報

発災（大規模風水害）

災害発生
～24時間
(初期)

【人命優先に活動する時期】

- ◇防災活動体制の確立（職員の参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料確保）
- ◇災害情報の収集・連絡
- ◇人命救助活動、警備活動
- ◇自衛隊の出動準備要請、派遣要請、連絡調整
- ◇救急救命医療活動の確保、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請
- ◇輸送ルートの確保、応急対策に必要な人員及び物資の緊急輸送
- ◇被害情報・避難所情報など住民への情報提供、知事等の緊急メッセージ発出
- ◇帰宅困難者対策、外国人対策
- ◇国への被害状況報告
- ◇水防活動と二次災害防止活動
- ◇行方不明者の搜索

災害発生
～72時間
(中期・
終息期)

【被災者支援を開始する時期】

- ◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備
- ◇応援要請(緊急消防援助隊の派遣要請、国の機関等への応援要請、警察災害派遣隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請)
- ◇救急救命医療活動等の支援、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧
- ◇避難所へ仮設トイレ設置・し尿処理
- ◇被災者相談窓口の設置
- ◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の調達供給
- ◇災害対策用機材・復旧資材等の調達
- ◇孤立地域対策(通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送)
- ◇ボランティアセンターの設置
- ◇災害救助法の適用
- ◇義援物資・義援金の受付窓口の設置、希望物資の情報提供

風水害の終息

終息後
～72時間

【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】

- ◇公共施設等の点検・応急復旧
- ◇被災者等の健康管理、食品衛生管理
- ◇孤立地域の道路等の応急復旧
- ◇災害救助法の適用
- ◇義援金の受入・義援物資の受入、仕分け、配分
- ◇ボランティアの受入
- ◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- ◇疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
- ◇災害廃棄物(ガレキ等)の仮置場設置、受入

終息後
～1週間

【被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期】

- ◇公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理
- ◇被災者の心のケア
- ◇医療、住宅、融資等の相談窓口の確立
- ◇被災生徒へ授業料免除等への支援
- ◇災害廃棄物(ガレキ等)の処理
- ◇家畜の避難等、家庭動物の保護

終息後
～1か月

【本格的な被災者の生活再建が行われる時期】

- ◇応急仮設住宅の建設
- ◇教育の再開
- ◇義援金の配分
- ◇被害者生活再建支援法の適用

※災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

発災(震度6強)

～1時間

【情報収集に全力を上げつつ、人命優先に活動する時期】

- ◇地震、津波の情報伝達
- ◇防災活動体制の確立(職員参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料の確保)
- ◇災害情報の収集・連絡、国への被害状況報告
- ◇人命救助活動、初期消火活動、医療機関における医療活動、警備活動
- ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保
- ◇自衛隊への出動準備要請、派遣要請、連絡調整
- ◇広報活動(被害情報・避難所情報など住民への情報提供、知事等の緊急メッセージ発出)

～24時間

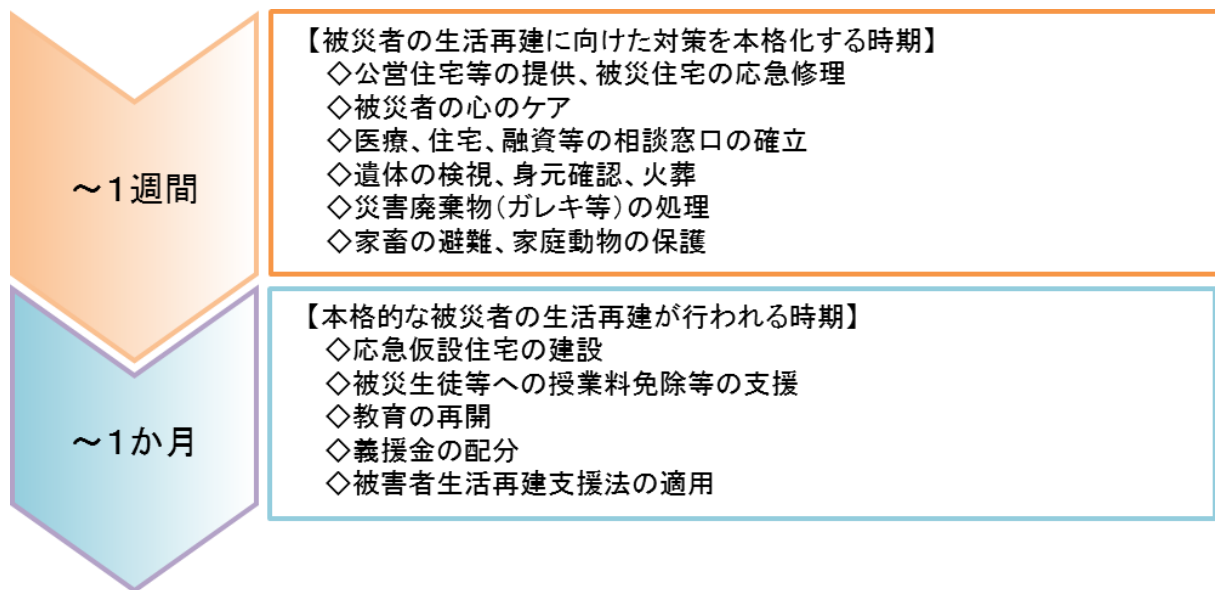
【人命救助を本格化するとともに、被災支援を開始する時期】

- ◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備
- ◇応援要請(国の機関等への応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請、警察災害派遣隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請)
- ◇救急救命医療活動等の確保・支援、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣要請、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧
- ◇行方不明者の捜索 ◇被災者相談窓口の設置
- ◇輸送ルート確保、道路・海上交通の応急復旧
- ◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の物資の調達及び供給
- ◇ボランティアセンターの設置 ◇外国人対策、帰宅困難者対策
- ◇災害対策用機材・復旧資材等の調達、公共施設等の応急復旧
- ◇孤立地域対策(通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送)
- ◇避難所への仮設トイレの設置・し尿処理
- ◇災害救助法の適用 ◇遺体の一時安置所の確保
- ◇義援物資・義援金の受付窓口設置、希望物資の情報提供
- ◇被災者等の健康管理、食品衛生管理
- ◇被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定

～72時間

【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】

- ◇義援金の受入
- ◇義援物資の受入、仕分け、配分
- ◇ボランティアの受入
- ◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- ◇疫学調査、健康診断、被災地への防疫処置
- ◇災害廃棄物(ガレキ等)の仮置場設置、受入



※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り、円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて要配慮者等の参画を促進するものとする。

市は、県から必要な助言、指導を受ける。

第2項 迅速な原状復旧

市及び県が迅速な原状復旧を目指す場合、市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

県は、指定市以外の市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

1 復旧事業の対象施設

- (1) 公共土木施設
(河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園)
- (2) 農林水産施設
- (3) 都市施設
- (4) 上水道
- (5) 社会福祉施設
- (6) 公立学校
- (7) 社会教育施設
- (8) 公営住宅
- (9) 公立医療施設
- (10) ライフライン施設
- (11) 交通輸送施設
- (12) 市営浄化槽
- (13) その他の施設

2 資金の確保

市、県及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

- (1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
 - エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫負担補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
 - オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
 - カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
 - キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (2) 地方債の発行が許可される主なもの
 - ア 補助災害復旧事業
 - イ 直轄災害復旧事業
 - ウ 単独災害復旧事業
 - エ 公営企業災害復旧事業
 - オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭

和37年法律第150号)に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、市及び県は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体との連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、処理施設を確保し、計画的な収集、運搬、及び処分をはかることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業員の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興

1 防災まちづくり

市は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、市民の理解を求めながら復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成にあたっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興計画方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や土地区画整理業者、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 河川等の治水安全度の向上
- (3) 土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等
- (4) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、港湾など）及び防災安全街区の整備

- (5) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (6) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (7) 耐震性貯水槽の設置等

県は、市が勧める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

2 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

市及び県（教育委員会等）は、災害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

市及び県は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、国や県・他市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1項 被災者相談窓口の設置

市は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

また、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運営・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

1 罹災証明書の交付

- (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- (2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市間の調整を図るものとする。

2 被災者台帳の作成等

- (1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

- (2) 県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

1 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第97号）の定めるところにより、災害により死亡した市民の遺族等に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第97号）の定めるところにより、災害により被害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給する。

3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、予め定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給にかかる被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備などを図る。

さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4項 就労支援

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、地域の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

また、市は、県を通じて佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

第5項 租税の徴収猶予、減免

1 国税

- (1) 国税の期限の延長（国税通則法第11条、同法施行令第3条）
国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長
【理由のやんだ日から2ヶ月】
- (2) 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）
- (3) 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）
- (4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

2 県税

- (1) 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2）
申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長
【2月以内】
- (2) 県税の徴収猶予（地方税法第15条）
【1年（やむを得ない場合2年）以内】
- (3) 県税の減免
 - ア 個人の県民税（地方税法第45条）
 - イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）
 - ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）
 - エ 鉦区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）
 - オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
 - カ 狩猟税（地方税法第700条の62、県税条例第170条）

3 市税

- (1) 市税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、嬉野市税条例第18条の2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長
- (2) 市税の徴収猶予（地方税法第15条）
- (3) 市税の減免
 - ア 市民税（地方税法第323条、嬉野市税条例第51条、嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例第3条）
 - イ 固定資産税（地方税法第367条、嬉野市税条例第71条、嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例第4条、5条、6条）
 - ウ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、嬉野市税条例第139条の3）
 - エ 国民健康保険税（地方税法第717条、嬉野市国民健康保険税条例第26条、嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例第7条）

※特別徴収義務者に係るものを除く。

第6項 国民健康保険税制度等における医療費負担、保険料の減免

市及び国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより次の措置を講じる。

1 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予（地方税法第15条）
- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2）
- (3) 減免（地方税法第717条）
- (4) 延滞金の減免（地方税法第723条）

2 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取扱等

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（県、市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

第8項 生活資金の確保

1 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2 生活福祉資金

佐賀県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない母子家庭の母
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない父子家庭の父
- (3) かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある寡婦
- (4) 40歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母、寡婦及びかつて婚姻をしたことがない女子を除く。）

4 母子寡婦福祉資金貸付金

県は、被災した20歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。

第9項 住宅の供給、資金の貸付け等

1 公営住宅の提供

市及び県は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2 住宅資金の貸付け制度

第8項に記載

第10項 生活必需物資供給の調整、復旧用資機材の確保

1 生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要と供給の不均衡により物価が高騰しないよう、また買占め。売り惜しみが生じないように監視するとともに状況に応じ必要な指導を行う。

2 復旧用資機材の確保

市及び県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第 11 項 住宅に関する各種調査の違い等についての説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第3節 地域の経済復興の推進

第1項 農林業に対する復旧・復興金融の確保

市及び県は、風水害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた、関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは、農林業者の経営安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 農林漁業金融公庫資金（農林漁業金融公庫法）

第5章 津波災害対策

この津波災害対策計画は、地震などにより、発生する可能性のある津波に対処することを目的に各防災機関が処理すべき対策について、特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 津波に強い県土の形成

1 堤防、河川等の整備等

海岸管理者及び施行者、河川管理者は、河川堤防等河川管理施設の整備を図るとともに、各施設については地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図り、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

2 津波に強いまちの形成

県及び市は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとする。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所やそこに通じる避難路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

市の施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置箇所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

また、県や市の庁舎、消防署及び警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

国〔国土交通省等〕及び地方公共団地は、地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

国〔国土交通省〕は、津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するな

ど、道路における津波への対応を推進するものとする。

第2項 津波避難計画等の策定 沿岸市町

1 津波避難計画の策定

市は、地震等による津波災害の発生に備え、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」等を参考に、津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。なお、津波災害を防止するためには、防潮堤が整備されている場合であっても避難計画に関しては、避難者の安全に万全を期するため、これら施設が有する防止効果は考慮しないものとする。

【津波避難計画に記述すべき内容例】

- 目的
- 職員の初動体制
- 高齢者等避難、避難指示
- 水門等の閉鎖措置
- 避難計画
- 避難行動要支援者対策
- 避難対策の留意点
- 津波対策の教育、啓発
- 訓練の実施

2 地域住民、民間事業者との協働

市が避難計画を策定するにあたっては、県が作成した津波浸水想定区域図を参考に対象地域住民、対象地域内で活動している公共的団体、自主防災組織、行政が協働し、計画をまとめていくことが望まれる。

3 津波避難計画の見直し

津波避難計画の対象となる地域においては、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また防災に関する技術面の進歩もあることから、検討を加え、必要に応じ修正することが重要である。

第3項 避難収容活動 沿岸市町、防災関係機関

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成等

市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、津波災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、

住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

2 避難場所及び避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、市の施設、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して避難誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

(1) 指定緊急避難場所

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等を指定する。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 指定避難所等一覧表（津波被害）

《塩田町》

種類	公 共 施 設 名		行 政 区	収 容 人 員		管 理 者
				感染症対策		
				有	無	
指・緊	嬉野市塩田保健センター		塩田	2 5	1 0 0	市 長
指・緊	嬉野市中央公民館		塩田	1 5 0	6 0 0	館 長
指・緊	嬉野市コミュニティセンター (楠風館)		五町田第 4	9 3	3 7 2	市 長
指・緊	五町田小学校		五町田第 2	6 2	2 4 9	学校長
指・緊	塩田中学校		原町	1 2 8	5 1 3	学校長
指・緊	嬉野市社会文化会館		袋	1 2 5	5 0 0	市 長
指・緊	久間地区地域コミュニティセンター		光武	6	2 6	市 長
緊	佐賀県立嬉野高等学校 (塩田校舎)		町分	1 2 6	5 0 7	学校長
計	区 分		感染症対策			
			有		無	
	指 定 避 難 所	7ヶ所	収容可能数 589 人		収容可能数 2,350 人	
	緊急指定避難場所	8ヶ所	収容可能数 715 人		収容可能数 2,867 人	
	津波想定地区（塩田町）		真崎地区、福富地区、大牟田地区、三ヶ崎地区			

○感染症対策有：1人当たり占有面積を8㎡で計算（通路を考慮）

○感染症対策無：1人当たり占有面積を2㎡で計算（通路なし）

3 防災対応職員等の安全確保

防災関係機関は、消防署員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

第4項 防災知識の普及

1 防災知識の普及・啓発等

県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする

(1) 避難行動に関する知識

ア 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど

イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があることなど

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど

2 津波防災教育の推進

津波想定区域内の学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴等について継続的な津波防災教育に努める。

県及び市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制

各防災関係機関は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第1 活動体制

市は、市または有明海沿岸市町等に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は有明海における大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

1 災害対策連絡室

(1) 設置基準

- ア 市内で震度4の地震が発生した場合
- イ 有明海沿岸に津波注意報が発表された場合
- ウ 市内で震度3の地震が発生し、被害が発生した場合
で、行政経営部長が設置の必要性を認めた場合。

(2) 所掌事務

津波災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(3) 構成

- ア 災害対策連絡室長は、行政経営部長をもって充て、不在のときは、総務・防災課長が代理する
- イ 総務・防災課長
- ウ 防災担当職員
- エ 情報収集が必要となる所属
- オ 嬉野市災害対策組織にいう災害対策連絡室待機班

(4) 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長、副市長、市幹部職員等に対する災害対策連絡室設置の連絡は、嬉野市防災メールによるメール配信をもって行う。

勤務時間内は、嬉野市防災メールの他、庁内放送、電話等により迅速に連絡する。

2 災害警戒本部

(1) 設置基準

- ア 市内で震度5（弱）の地震が発生した場合（自動設置）
- イ 有明海沿岸に津波警報が発表された場合（自動設置）
- ウ 市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で、副

市長（不在のときは、行政経営部長）が必要と認める場合

エ 津波により大きな被害が発生した場合で、副市長（不在のときは、行政経営部長）が必要と認める場合

(2) 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(3) 構成

ア 行政経営部長

イ 総務・防災課長以下防災担当職員

ウ 応急対策が必要となる所属

エ 災害警戒本部長は、副市長をもって充て、不在のときは、行政経営部長が代理する。

(4) 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長、副市長、各策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、嬉野市防災メールにより行う。

勤務時間内は、嬉野市防災メール、庁舎内放送、電話等により、迅速に連絡する。

3 災害対策本部

(1) 災害対策本部

ア 設置基準

(ア) 市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

(イ) 有明海沿岸（佐賀県南部）に大津波警報が発表された場合（自動設置）

(ウ) 市内で震度 5 強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合

(エ) 津波により甚大な被害が生じた場合

イ 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関、公共機関等との連絡調整

ウ 設置場所

原則、塩田庁舎 2 階ホールに置くものとするが、使用できない場合は、嬉野庁舎総務・防災課若しくは、地震の影響により倒壊の恐れがないと認められる市の施設を選定する。

エ 配備体制

災害対策本部設置時には、原則として全職員が登庁し配備につく。

オ 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長、副市長、各策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、嬉野市防災メールにより行う。

勤務時間内は、嬉野市防災メール、庁舎内放送、電話等により、迅速に連絡する。

(3) 緊急初動班

ア 緊急初動班の設置

地震災害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で災害対策本部が設置された場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、行政経営部長の指示により、

緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、自主登庁したものの中から、行政経営部長が指定する。

緊急初動班長は、行政経営部長と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、行政経営部長から指示のあった事項について、その活動に当たる。

イ 緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

登庁後、行政経営部長から緊急初動班員として指定された緊急初動班の要員は、指示された緊急初動班の活動に当たる。

行政経営部長は、災害発生後 1 時間以内に、緊急初動班の要員として、概ね 5 名を確保するものとする。

ウ 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、総務・防災課に置く。

エ 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

(ア) 通信機材の確保

- a 通信機器の点検
- b 携帯用テレビ、ラジオ等の調達

(イ) 情報の収集

- a 警察、消防署、住民等からの情報収集
- b テレビ、ラジオによる情報収集
- c 職員が登庁時に集めた情報の収集

(ウ) その他緊急に必要な事項

- a 県への通報連絡
- b 本庁舎の電気、給水設備等の点検

(4) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生し、複数の対策本部の設置基準に該当する場合は、重複する要員の所在調整など効率的、効果的な体制の確保に努めるものとする。

(5) 県その他関係機関との連携

県に急災害現地対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。災害対策本部長（市長）は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ、災害対策本部に関係機関等の出席を求めるものとする。また、必要に応じ、関係行政機関、関係公共機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

4 職員の登庁

(1) 自主登庁の原則

職員は、次のいずれかに該当するときは、所属長からの指示を待つことなく

速やかに登庁する。

ア 「市内で震度 6 以上の地震が発生」又は「有明海沿岸に大津波警報が発表」されたことを覚知したとき

イ 嬉野市災害対策本部の設置を覚知したとき

また、その他市内に甚大な被害をもたらす災害等と自ら判断したときは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとするが、所属長等と連絡がとれない場合は、速やかに登庁する。

なお、旅行等で遠隔地におり、物理的に速やかな登庁が困難な場合は、所属長等にその旨を報告し、指示に従う。

(2) 登庁時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

イ 安否の報告

登庁前に、勤務先庁舎に連絡する等して総務・防災課又は、課長等に安否の報告を行う。

ウ 報告を受けた課長等は、自所属の職員だけでなく、自機関に登庁してきた職員の安否状況についてもとりまとめて総務・防災課に報告を行う。

エ 登庁場所

原則として自己の所属に登庁する。ただし、交通途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの庁舎に登庁し、総務・防災課長の指示に従う。

オ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で登庁する。

カ 登庁の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

キ 登庁時の携行品

登庁に際しては、可能な限り、3 日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

ク 登庁途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で登庁途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、随時災害対策本部にメールで報告する（登庁途中に報告が出来ない場合は、登庁後、速やかに報告する）。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な登庁に努める。

(3) 自宅待機

自宅待機をする職員に対しては、防災メール（職員メール）により連絡する。

自宅待機する職員は、安否状況を所属長等に報告した上で、原則として自宅での待機とする。その際には、所属長又は総務・防災課等との連絡が取れるよ

う留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属長等からの指示を待つ。また、待機の間は、自宅周辺での地域貢献や救出・救援活動等に積極的に参加する。

なお、自宅待機中に登庁の指示がなされた場合には、その旨を所属長等に報告し、速やかに登庁する。

第2 活動体制

市は、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は大津波警報の伝達を受けるなど、その発生のおそれ

がある場合には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

嬉野市地域防災計画やその他マニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、市内あるいは隣接市町に地震が発生した場合、若しくは市内に津波災害が発生し、又は大津波警報の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第2項 津波の情報伝達

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、市町及び防災関係機関は、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1 大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等

大地震発生時において、気象庁が発表する大津波警報・津波警報津波注意報及び津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

1 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大

の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。

国〔気象庁〕は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知するものとする。

津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大浪の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	巨大な津波が遅い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大浪の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される湯並みの最大浪の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、当該津波の襲来地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波情報の種類とその内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分」の表に記載)を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(*2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

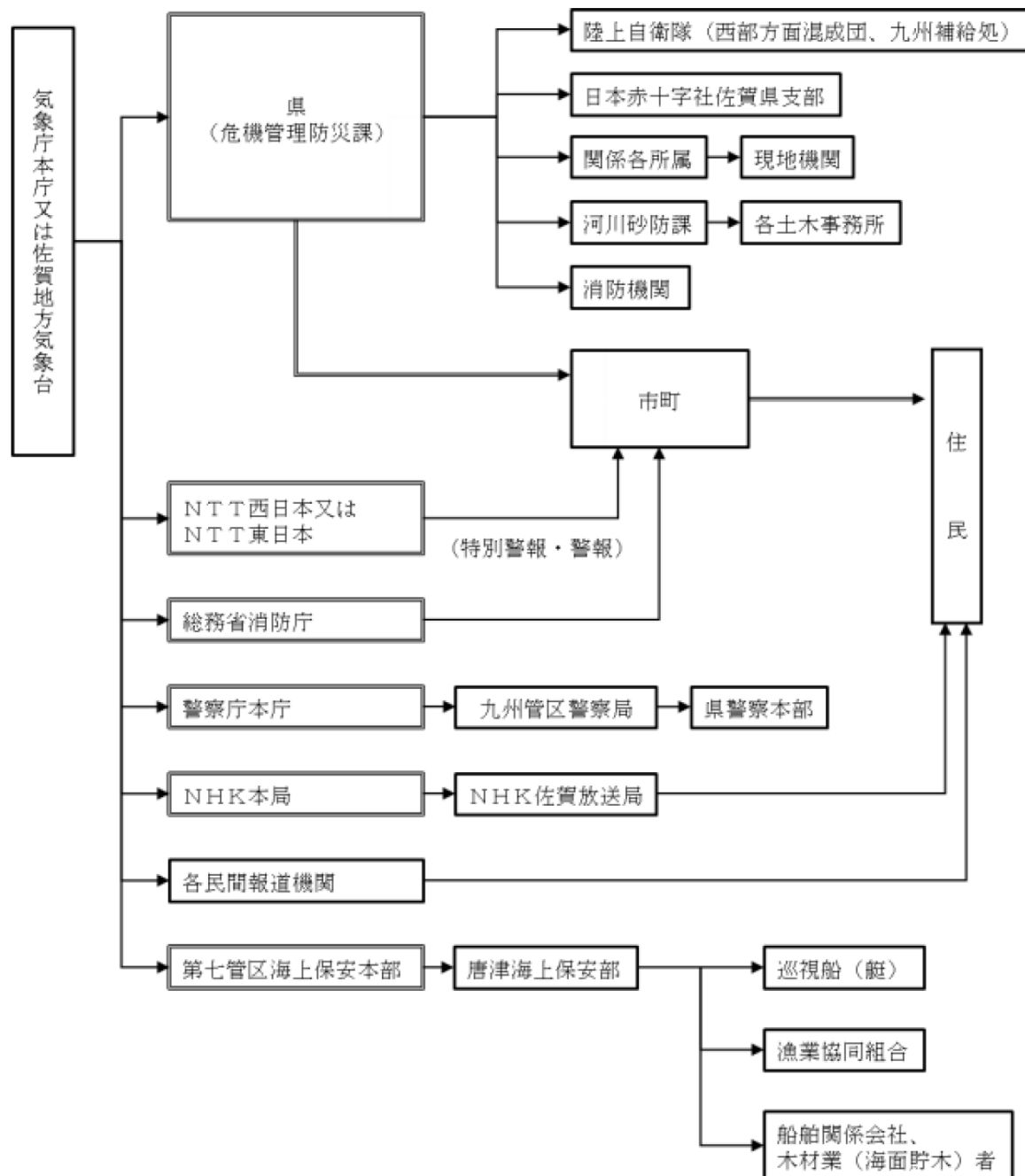
3 津波予報

発表基準	内容
津波が予想されないとき	(地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

第2 情報の伝達、防災関係機関

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

【地震及び津波に関する情報の伝達】



※1 () : 法定伝達先 (気象業務法施行令第8条第1号)

※2 (＝) : 大津波警報 (特別警報) の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (気象業務法第15条の2)

第3 関係機関による措置事項

1 気象台

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達
気象庁は、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、N T T 西日本又はN T T 東日本、NHKの機関等に通知する。
- (2) 津波予報区の範囲
予報区・・・佐賀県北部、有明・八代海

2 県

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市町及び消防機関に通知するとともに、関係本部（部）及び関係の防災関係機関に通報する。
この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。
- (2) 近地地震、津波等に係る情報の伝達
県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防機関、県警察に伝達するとともに、関係本部（部）及び関係する防災関係機関に通報する。
- (3) 地震・津波災害に関する重要な情報の伝達
地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防機関、県警察に対して伝達するとともに、関係本部（部）、関係する防災関係機関に通報する。
通報を受けた本部（部）は、直ちに、所属関係現地機関に通報する。
- (4) 防災関係機関等への大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法
市町、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

3 県警察

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報
県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。
- (2) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報
地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

4 市

県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考に以下により取り扱うものとする。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 大津波警報・津波警報（有明海）地震に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、嬉野市防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用し、市内全域に一斉に周知する。

この場合、必要に応じて警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

イ 河川沿の住民あるいは河川沿いで働いている施設の管理者等、伝達先に漏れないよう注意する。

ウ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2) 近地地震津波に対する自衛措置

ア 有明海で地震が発生した場合、気象台からの大津波警報・津波警報・津波注意報発表以前であっても津波が襲来するおそれがある。

強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに、次の措置を講ずる。

(ア) 有明海付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう高齢者等避難、避難指示を行う。

(イ) 有明海付近に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ 住民に対する大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達は、防災行政無線による緊急放送が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。

報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

ウ 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。

エ 市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、上記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

(3) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(4) 県からの大津波警報・津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

5 消防機関

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県又は市から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

(2) 近地地震津波に対する情報の伝達

消防機関は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに有明海付近住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3) 地震・津波災害に関する情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市町、県（危機管理防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

6 西日本電信電話株式会社

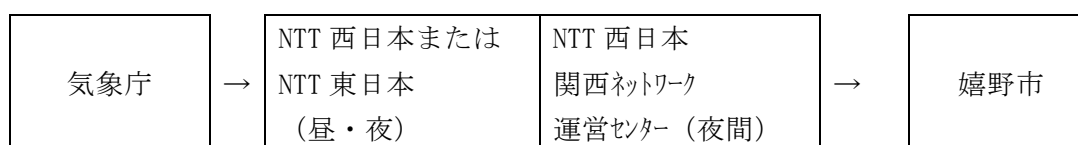
(1) 大津波警報・津波警報の伝達

気象庁からNTT西日本またはNTT東日本等へ伝達された大津波警報・津波警報について、気象業務法に基づき、FAXにより市に連絡する。

(2) 警報の取扱い順位等

警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、大津波警報・津波警報は他の警報に優先して取扱う。

【大津波警報・津波警報の伝達経路】



第3項 避難対策

第1 避難対策等

市及び消防機関は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに高齢者等避難、避難指示を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配慮者

に十分配慮する。

また、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。

避難対策にあたっては、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とするものとする。

市、消防機関、県警察及び防災関係機関は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、気象庁が発表する津波到達予想時刻も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

第4項 水防対策等

第1 水防対策等

県、水防管理団体は、津波警報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

国土交通省及び県は、あらかじめ指定した河川及び海岸において堤防の漏水・沈下等又は津波によって災害が発生するおそれがあるときは、水防法第16条第1項に基づき、水防警報を発令する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき及びその他の河川において水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

第5項 津波に対する自衛措置

第1 津波に対する自衛措置

有明海付近の住民、観光客等は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報・津波警報・津波注意報や避難指示等を待たず、急いで緊急避難場所に避難するとともに、避難後には、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

第6項 防疫活動

第1 防疫活動

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。

第 3 編 原子力災害対策

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号以下「原災法」という）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共団体等の防災機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、「嬉野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「嬉野市地域防災計画（第2編風水害及び地震・津波災害対策）」によるものとする。

市は、原子力災害対策編を作成するに当たって、佐賀県地域防災計画と整合性を図るとともに、県は、当市の原子力災害対策編の作成に協力するものとする。

なお、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国・県の計画の見直しにより修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

第3節 原子力発電所からの距離

第1項 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

- 1 予防的防護措置を準備する区域(Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。)

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所3号機及び4号機においては、その範囲からおおむね半径5kmの円内を含む地域とし、県内では玄海町の一部、唐津市の一部である。

- 2 緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone。以下、「UPZ」という。)

UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき緊急防護措置を準備する区域であり、玄海原子力発電所1号機及び2号機は、その範囲を発電所からおおむね半径5kmの円内を含む地域とし、3号機及び4号機においては、その範囲を発電所からおおむね半径30kmの円内を含む地域であり、県内では、PAZを除く玄海町、唐津市と伊万里市の全域である。

第2項 嬉野市の位置

嬉野市の玄海原子力発電所からの距離は、地図上の直線距離で下記のとおりである。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 最短箇所は、塩田町堤の上 | 南南東43.8km |
| (2) 嬉野市役所塩田庁舎 | 南南東47.8km |
| (3) 嬉野市役所嬉野庁舎 | 南南東48.2km |
| (4) 最長箇所は、嬉野市と鹿島市・東彼杵町との市境 | 南南東60km |

※ 嬉野市は、UPZ圏外に位置する。

なお、鹿児島県川内原子力発電所からの距離は

塩田庁舎144.4km

嬉野庁舎142.2km

である。

第4節 災害想定と市の所掌事務

第1項 被害想定

市は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第2項 市の所掌事務

原子力防災に関し、市の処理すべき所掌事務は以下のとおりとする。

- ① 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- ② 教育及び訓練の実施
- ③ 災害に関する情報収集、伝達及び広報
- ④ 緊急時モニタリング活動への協力
- ⑤ 伊万里市の住民等の避難受入に係る協力
- ⑥ 汚染飲食物の摂取制限
- ⑦ 汚染農林水産物等の出荷制限等
- ⑧ 被ばく者の診断及び措置への協力
- ⑨ 放射線物質による汚染の除去
- ⑩ 放射線物質の付着した廃棄物の処理
- ⑪ 各種制限措置の解除
- ⑫ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- ⑬ 風評被害等の影響の軽減
- ⑭ 文教対策

第2章 災害予防対策

第1節 各種体制等の整備

市、県、国及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報収集、応援、避難、緊急輸送、伝達などを円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1項 情報の収集、連絡体制等の整備

- 1 市、県、県警察、国、原子力防災専門官、海上保安部、原子力事業者及びその他の防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各関係機関相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。また、市、県及び県警察は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、唐津市、伊万里市、玄海町（以下「避難計画策定市町」という）内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。
- 2 通信手段の確保
 - (1) 防災行政無線
市は、市民への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備を推進する。
 - (2) 緊急速報メールの活用市は、株式会社N T T ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等を活用し、被災地への通信が輻輳した場合における情報提供の体制を整備する。
 - (3) 災害用伝言サービスの活用市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第2項 緊急時モニタリング体制の整備

- 1 緊急時モニタリングの目的
緊急モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。
※ O I Lとは
放射線モニタリング等の計測された値により、避難や屋内退避等の措置を実施するための判断基準
- 2 平時時の環境放射線モニタリングの実施
市及びその他環境放射線モニタリング関係機関は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。また、市内の通常時の値を知るた

め、県が設置している可搬型環境放射線モニタリングポストにより、測定を定期的に実施する。

3 緊急時モニタリング要員の確保

市は、平常時から緊急時モニタリング実施のために必要な要員を確保しておくものとする。

第3項 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定の締結につとめる。

第4項 避難収容活動体制の整備

市は、避難者を受け入れる避難所、避難方法について日頃から市民への周知に努める。

(※ 緊急時には、UPZ圏内である伊万里市民の一部が嬉野市に避難される。)

第5項 原子力災害時における医療体制の整備

県は、国と協力し、原子力災害時における医療活動（以下「原子力災害医療」という。）を充実強化するため、放射線障害に対応する広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、原子力災害医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。この際、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

県、消防機関、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等は、その役割に応じて医療活動に必要な資機材等の整備に努める。

1 原子力災害医療関係機関の定義

国の原子力災害対策指針に基づく原子力災害関係機関としては、以下のとおりである。

(1) 原子力災害拠点病院

汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

- ・唐津赤十字病院
- ・地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館
- ・佐賀大学医学部附属病院

(2) 高度被ばく医療支援センター

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門的教育研修を行う。

- ・ 国立大学法人長崎大学（玄海地域担当）
- ・ 国立大学法人広島大学
- ・ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- ・ 福島県立医科大学
- ・ 国立大学法人弘前大学

(3) 原子力災害医療・総合支援センター

平時において、原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに、原子力災害時において、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

- ・ 国立大学法人長崎大学（玄海地域担当）
- ・ 国立大学法人広島大学
- ・ 福島県立医科大学
- ・ 国立大学法人弘前大学

(4) 原子力災害医療協力機関

原子力災害拠点病院や県が行う原子力災害対策等を支援する。

- ・ 医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構佐賀病院
- ・ 多久市立病院
- ・ 特定医療法人静便堂白石共立病院
- ・ 伊万里・有田地区医療福祉組合伊万里有田共立病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター

第6項 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるように努めるものとする。

1 道路管理

市、県及び国は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。

2 運転者の義務の周知

県警察及び道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第7項 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、市民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

市は、事故あるいは特定事案発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

2 情報伝達体制の整備

市は、市民等への確かな情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障がい者、外国人その他避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、地域コミュニティ、自主防災組織、民生委員、児童委員等にも協力を求める。

3 相談窓口設置体制の整備

市は、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮し、24時間対応を含め、その方法や体制について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、ホームページ・ツイッター、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第8項 市民等への的確な情報伝達活動

市及びその他の防災関係機関は、市民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段で周知徹底に努めるとともに、市民の問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

1 市民等への広報手段・内容

(1) 手段

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ 携帯電話の通知機能(緊急速報メール、防災ネットあんあん等)
- エ FAX、市ホームページ等

(2) 内容

- ア 事故・災害等の概況(緊急モニタリング結果を含む)
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 避難者を受け入れる場合「避難者の受け入れを行う」「車両の運転を控えていただく」等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- エ 不安解消のための市民に対する呼びかけ

(3) 実施方法

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、専門用語や曖昧な表現を避け、理解しやすい表現を用いる。

イ 繰り返し広報するなど定期的な情報提供に努める。

ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するように努める。

エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(4) 避難行動要支援者等への配慮

市及び県は、市民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。その際、自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員等を活用し、高齢者、障がい者、外国人、要配慮者が動揺することがないように配慮する。

2 誤情報の拡散への対処

市、県及び国は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式会見をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3 安否照会に対する情報提供

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第2節 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修会に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

研修事項

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特徴に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時モニタリングに関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第3節 市民に対する原子力災害に関する知識の普及・啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

また、防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 屋内避難や避難に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- ⑨ 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること

第3章 災害応急対策

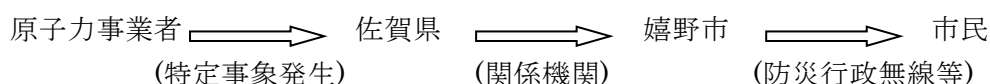
第1節 基本方針

原子力災害対策特別措置法第10条に基づき、原子力事業者から特定事象の発生の通報があった場合の対応、同法第15条に基づき、緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策、及びこれら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときの対応については、本節に準ずるものとする。

第1項 通報連絡、情報収集活動

市は、特定事象等が発生した場合には、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図るものとする。

《情報伝達の簡略化した流れ》



第2項 活動体制の確立

市は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリング活動への協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた市民への情報伝達体制など必要な体制をとるとともに、国、県、避難計画策定市町及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

また、避難のため立ち退きの指示が出された場合、当該指示の対象となった地域の避難先となる市町においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

1 緊急時モニタリング活動

市は、県が災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置し、環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置した場合は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集をするため、迅速に環境放射線モニタリングを開始し、活動に協力する。

2 緊急時モニタリング結果の報告等

市は、県災害警戒対策本部又は県災害対策本部等を通じて避難計画策定市町及びその他の市町に連絡するとともに、原子力防災専門官を通じて国に連絡する。また、現地事故対策連絡会議及び災害警戒対策本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。

第3項 避難者の受入活動

1 伊万里市民の受け入れ

市は、玄海原子力発電所での災害発生時にU P Z圏内から避難する避難者のうち、伊万里市からの避難住民を受け入れるものとする。

なお、受入数は、予め県及び伊万里市と協議し、調整するものとする。

市は、避難者を受け入れる場合、伊万里市の避難計画に定めた避難所を提供するように努める。

市は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員となる職員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

また、伊万里市の体制が整うまでの間、避難所の開設、避難所における各種活動、市が備蓄している食料・飲料水・生活用品等の提供など必要な協力を行う。

その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

市は、県等と連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている避難所のモニタリングを実施するものとする。

避難所一覧（伊万里市民避難先）

連番	避難所			避難元			指定避難所	備考
	施設名称	住所	収容人員	割り当て人員	市町名	地区名		
1	県立嬉野高等学校 嬉野校舎	嬉野市嬉野町大字下宿甲700	886	886	伊万里市	二里町	○	
2	嬉野市立嬉野中学校	嬉野市嬉野町大字下宿甲2786	719	719	伊万里市	二里町	○	指定避難場所・福祉避難所
3	嬉野市不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山甲1326	193	193	伊万里市	二里町	○	
4	嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1515	605	551	伊万里市	二里町	○	
5	嬉野市立嬉野小学校	嬉野市嬉野町大字下宿乙1647	485	485	伊万里市	二里町	○	
6	吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2770-5	100	89	伊万里市	二里町	○	
7	嬉野市文化センター	嬉野市嬉野町大字下宿乙1298	389	389	伊万里市	二里町	○	
8	轟小学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2597	360	360	伊万里市	二里町	○	
9	吉田中学校	嬉野市嬉野町大字吉田丙3016	289	289	伊万里市	二里町	○	
10	老人福祉（保健）センター	嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2	200	181	伊万里市	二里町	○	指定避難場所・福祉避難所
11	嬉野市立大野原小中学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙720-1	202	183	伊万里市	二里町	○	
12	大野原コミュニティセンター	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙729-2	35	4	伊万里市	二里町		自治公民館
13	うれしの市民センター	嬉野市嬉野町大字下宿乙1515	105	105	伊万里市	二里町	○	
14	下岩屋公民館	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲230	63	63	伊万里市	二里町		自治公民館
15	上岩屋集会所	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2235-8	50	50	伊万里市	二里町		自治公民館
16	吉田小学校 体育館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2997-1	443	422	伊万里市	二里町	○	
17	納戸公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丁5204	29	29	伊万里市	二里町		自治公民館
18	中通公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙3094-1	60	60	伊万里市	二里町		自治公民館
19	春日公民館	嬉野市嬉野町大字吉田乙2695	45	45	伊万里市	二里町		自治公民館
20	血屋公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丁4671	39	39	伊万里市	二里町		自治公民館
21	東吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田甲2808-1	80	70	伊万里市	二里町		自治公民館
22	両岩公民館	嬉野市嬉野町大字吉田甲4084	60	50	伊万里市	二里町		自治公民館
23	温泉区公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1076	30	12	伊万里市	二里町		自治公民館
24	県立うれしの特別支援学校	嬉野市塩田町大字五町田甲2877-1	300	278	伊万里市	二里町		福祉避難所
25	県立嬉野高等学校 塩田校舎	嬉野市塩田町大字馬場下甲1418	667	667	伊万里市	大川内町	○	指定避難場所・福祉避難所
26	大草野小学校	嬉野市塩田町大字下野丙80	284	284	伊万里市	大川内町	○	
27	嬉野市塩田保健センター	嬉野市塩田町馬場下甲1709-1	100	100	伊万里市	大川内町	○	
28	旧久間研修センター	嬉野市塩田町大字久間甲889-2	80	66	伊万里市	大川内町	○	
29	嬉野市立久間小学校	嬉野市塩田町大字久間乙1885	248	162	伊万里市	大川内町	○	
30	嬉野市立塩田小学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲3817	261	233	伊万里市	大川内町	○	
31	嬉野市立塩田中学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲1801	513	422	伊万里市	松浦町	○	
32	嬉野市コミュニティセンター（楠風館）	嬉野市塩田町大字五町田甲3136-1	372	372	伊万里市	松浦町	○	
33	嬉野市社会文化会館	嬉野市塩田町大字五町田甲628	800	609	伊万里市	松浦町	○	
34	嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967	606	498	伊万里市	松浦町	○	
35	嬉野市立五町田小学校	嬉野市塩田町大字五町田甲3717	249	208	伊万里市	松浦町	○	
合計			9,947	9,173				

避難等に関するO I L

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線 : 40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) ※3	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施。
			β 線 : 13,000cpm ※4 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。※5

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に防護措置の実施が必要である判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/cm^2 相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 複合災害の場合

玄海原子力発電所での災害発生時に市内において風水害・地震災害などにより大規模災害が発生しあるいは発生の恐れが認められ、市民の生命身体を安全を確保するために当該避難所を活用、あるいは活用することが明らかで、伊万里市民の受入れが困難な状況に陥った場合は、県、伊万里市に速報し受入れについて調整するものとする。

第4項 医療活動等

1 避難退域時検査

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力医療協力機関の支援のもと、住民等がUP Z外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行

物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたO I Lに基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等を行うものとする。

なお、避難退域時検査場所は、あらかじめ指定している箇所のうち、避難等の対象となる住民の避難経路上又はその近隣の箇所に設けるものとする。

また、簡易除染等の結果、汚染が除去できない場合、それが車両を含めた物品であれば避難退域時検査場所で預かるものとし、一方人体への汚染が除去できない場合は、搬送手段を確保し、原子力災害拠点病院へ搬送する。

【指定避難退域時検査場所】

- ・有田中央運動公園（有田町、国道 202 号）
- ・歴史と文化の森公園隣接駐車場（有田町、国道 202 号）
- ・旧山内庁舎（武雄市、国道 35 号）
- ・白岩運動公園競技場（武雄市、国道 34 号）
- ・杵藤クリーンセンター（武雄市、国道 498 号）
- ・旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道 34 号）
- ・蟻尾山公園（鹿島市、国道 207 号）
- ・多久市陸上競技場（多久市、国道 203 号）
- ・佐賀県立森林公園（佐賀市、国道 207 号）
- ・佐賀市富士支所（佐賀市、国道 323 号）
- ・佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市、国道 263 号）
- ・基山総合公園（基山町、県道 17 号）

2 医療対策

市及び関係医師会は、避難所等における市民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の原子力災害医療に協力する。

第5項 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を講じる。

市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関するO I L※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency。以下、「IAEA」という。) では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

- ※ 4 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※ 5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 の値を参考として数値を設定する。
- ※ 6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力災害対策指針 表 3)

第 6 項 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県から指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

- 1 農作物の作付け制限
- 2 農林蓄水産物などの採取、漁獲の禁止
- 3 農林蓄水産物などの出荷制限
- 4 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 5 その他必要な措置

市は、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第 7 項 市民等への的確な情報伝達活動

市は、市民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、市民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1 市民等への情報伝達活動

(1) 市民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、市民等に対する的確な情報提供が迅速かつ分かりやすく正確に行われるよう原子力規制委員会、内閣府、玄海町、関係周辺市及びその他市町との連携を図るとともに、放送事業者等の報道機関への放送要請によるテレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティ FM を含む。）等の有効活用や、緊急速報メール及び防災ネットあんあんの活用により住民等への情報伝達を図る。

市は、市民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車

ウ テレビ、ラジオの放送

エ 携帯電話のメール（嬉野市防災メール、緊急速報メールサービス 等）

オ その他実情に即した方法（FAX、市町ホームページ、SNS等）

（2）実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。

ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

（3）広報内容及び要配慮者への配慮

市は、市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、指定避難所等の住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

ア 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

イ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

情報提供に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

（4）広報内容の確認

市は、県、国、玄海町等の合同対策協議会での協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で市民に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。

(5) 避難状況の把握への協力

県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した指定避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等への周知について協力するものとする。

2 誤情報の拡散への対処

市は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、誤情報の拡散抑制に努めるものとする。

3 市民等からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の確立に努める。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、市は、情報のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

市は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、市民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

- (2) 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第2節 文教対策計画

市内にある学校等及び設置者は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の復旧、応急保育又は応急教育（以下「応急教育等」という。）の円滑な実施を図り、保育・学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

2 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

第2項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握等

学校等は、原子力災害発生後、県及び市に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。市は、学校等の依頼に基づき調査し、その結果を学校に連絡するとともに、県へ速やかにその内容を連絡する。

2 応急復旧

市及び県は、学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校等運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

第3項 応急教育の実施

学校等及び設置者は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合であっても、次により応急教育等を実施する。

避難者を収容している場合も、できるだけ早く保育又は授業再開ができるよう努める。

1 応急教育等の実施場所

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位	応急仮校舎の建設
------	----------

2 応急教育等の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、保育又は授業の再開に努める。
- (3) 応急教育等の再開時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散保育又は授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全確保に努める。

3 教職員の確保

設置者は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等による教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

ア 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であるか否かを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある義務教育諸学校の児童・生徒に対して行うものであり、当該児童・生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある義務教育諸学校の児童・生徒に対しては市が、高等学校（定時制及び通信制課程並びに特別支援学校高等部を含む）の生徒に対しては県が、それぞれ必要な学用品を支給する。

（支給の対象となる学用品）

ア 教材

当該校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届け出又は承認を受けているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合は、設置者と連絡を取り、市又は県、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食センターが避難者炊き出し用利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ、学校等施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援

市は、高校生の被災状況を把握した場合は、速やかに県に報告する。県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除し、又は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第5項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担により予め指定された職員が、地域市民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、体育館→特別教室→普通教室の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市立学校は市教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へ併せて報告する。

第3節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

原子力災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

原子力災害対策に係る県災害対策本部の応急対策の着手時期



全面緊急事態
段階(緊急事
態宣言発出
後)

- 【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】
- ・合同対策協議会の設置・職員の派遣
 - ・情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報の連絡及び調整
 - ・原子力災害医療派遣チーム・緊急消防援助隊・警察災害派遣隊等の派遣要請、関係道府県への応援要請、指定行政機関・指定地方公共機関への職員派遣要請
 - ・PAZ内への避難指示、UPZ内への屋内退避指示等
 - ・防災資機材の装備
 - ・防災業務関係者の被ばく管理

OILに基づく避
難指示等がだ
された場合
(大量の放射
性物質が放出
された場合)

- 【住民避難の安全確保と被災者の支援を開始する時期】
- ・OILに基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認(外国人対策を含む)
 - ・避難路及び交通手段の確保、交通規制の実施
 - ・避難者への飲食物、生活必需品等の供給
 - ・原子力災害医療活動(緊急医療本部の設置、原子力災害医療派遣チームの派遣要請、原子力災害医療活動、医療従事者の派遣要請、高度被ばく医療支援センター等への搬送、安定ヨウ素剤の服用指示、避難退域時検査)
 - ・緊急輸送手段の確保、交通規制等による交通の確保
 - ・OILに基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査
 - ・風評被害に対する相談窓口の設置
 - ・治安の維持
 - ・災害救助法の適用

大量の放射
性物質放出
が長期に及
んだ場合)

- 【被災者の生活再建に向けた対策の時期】
- ・警戒区域の設定
 - ・応急教育の実施、教育の再開
 - ・仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保
 - ・心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生
 - ・風評被害対策
 - ・家畜対策
 - ・義援物資・義援金の受入
 - ・健康管理対策
 - ・除染、廃棄物処理 など

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときの対応については、本節に準ずるものとする。

第1項 放射性物質による汚染の除去等

市は、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び市民と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子供の生活圏を優先して除去する等、妊娠婦や子供等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県及び市町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1 除染の実施

県、市町、その他の防災関係機関及び市民は、避難のため立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町における除染を対象として、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等、子供の生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子供の生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限度にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

- (4) 除染の実施前後において環境放射線モニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても、環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の変化を継続的に把握する。

第2項 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市は、県、国並びに原子力事業者等と連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

市及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一般的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、市民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺市民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第3項 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断等を踏まえて、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町及び防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第4項 環境放射線モニタリングの実施と結果公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。

原子力事業者は、県からの要請に基づいて、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材を貸し付けるとともに、原子力防災要員を派遣する。

市は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

第5項 災害地域市民に係る記録等の作成および相談窓口の設置等

市及び県は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林蓄水産業等の受けた影響について調査する。

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査する。

2 災害対策措置状況の記録

市及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6項 風評被害等の影響の軽減

市、県、及び国は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林蓄水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するにあたっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林蓄水産業、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第7項 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

市は、県及び国と連携して、必要に応じ農林蓄水産業者又は農林蓄水産業が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林蓄水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第8項 心身の健康相談活動

市、県、国、県医師会及び関係郡市医師会は、市民に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

市は、県、国及び防災関係機関の協力を得て、市民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、市民を対象として、必要に応じ長時間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子供等について、十分配慮する。

第4編 その他の災害対策

第 1 章 総則

1 本編においては、風水害対策、震災対策及び原子力災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述するものとする。

- (1) 大規模火事災害対策
- (2) 林野火災対策
- (3) 航空災害対策
- (4) 鉄道災害対策

2 これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、第 2 編（風水害及び地震・津波災害対策）、第 3 編（原子力災害対策）及びこの編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第2章 大規模火事災害対策

この大規模火事災害対策計画は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の確保及び、被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 火災予防思想の普及等

市及び消防署は、広報活動、住宅防火対策の推進及び自主防災組織等の育成・充実により市民等への火災予防思想の普及を図るとともに、消火訓練の実施促進に努める。

1 広報活動

市及び消防署は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、次に掲げる手段により、広く市民等への火災予防思想の普及に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒等への啓発
- (3) 巡回車による広報
- (4) 広報パレードの実施
- (5) その他情報提供手段の利用

2 住宅防火対策の推進

市及び消防署は、近年における建物火災による死者のうち、住宅火災の占める割合が多いことから次の住宅防火に関する火災予防思想の普及に努める。

- (1) 独居高齢者宅への家庭訪問による防火指導
- (2) 家庭訪問による住宅防火診断の実施
- (3) 各家庭への防火チラシ等の配布
- (4) 住宅用火災警報器など住宅用防災機器及び防災製品等の普及の推進

3 自主防災組織等の育成・充実

市及び消防署は、事業所の自衛消防組織、幼年消防クラブ等自主防災組織の育成・充実を図る。

4 初期消火の充実

市及び消防署は、全国火災予防運動等を通じて、自衛消防組織等の消火訓練の実施促進を図るとともに、消防署及び消防団との合同訓練の実施に努める。

また、訓練の際には消火器の取扱いや消火方法等について適切な指導を行い、

初期消火の充実に努める。

第2項 火災に強い街づくりの推進

市は県と連携し、大規模火事災害に強い都市づくりを進めるため、都市公園などの公共空間の整備と市街地の再開発などによる密集市街地の解消を推進する。

1 防災空間、防災拠点の整備

市は、市街地における避難地や避難経路の整備等を推進する。

(1) 緊急避難場所、緑地の整備

都市公園等の緊急避難場所を計画的に整備し、市民の避難救援活動の拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の整備により延焼防止のための遮断帯の確保を図る。

(2) 市民の避難等に配慮した道路の整備

市民が安全に避難出来るよう、また消防車両が火災現場に迅速に到着できるよう十分な幅員を有する道路の整備を図るとともに、複数ルートによる出入が可能となるよう都市内道路の総合的・計画的な整備を推進する。

(3) 防火地域等の指定

建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

2 都市の再開発

市は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を活用することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強いまちづくりに努める。

第3項 火災に対する建築物の安全性の確保

市、県及び消防署は、火災に対する建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法又は消防法に基づく防火指導に努める。

1 建築基準法に基づく防火指導

市及び県は、建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築確認に際して、建築物の防火規制の徹底とその指導に努める。

特に、不特定多数の人が利用する既存の建築物については、適正維持管理のもとに、防火性能を確保するため、その建築物の所有者等に対する定期的な調査の実施及び保守状態の報告を求め、安全性の確保を図る。

2 消防法に基づく防火指導

消防署は、建築時において建築物の用途構造等の実態を踏まえ、消防法上の技

術的な基準に適合し、かつ適切な設備が設置されるよう指導を行い、建築物の防火性能の確保に努める。

また、建築物の用途、規模等に応じて、予防査察を計画的に実施するとともに、建築物の所有者等に対し、消防用施設等の点検及び点検結果の報告の実施について指導することにより、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理者の設置

消防署は、学校、病院、工場、事業場及び旅館等の所有者等に防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては消防計画の作成や定期的な訓練の実施等を指導する。

4 高層建築物等の防火対象物における防災対象物品の使用

消防署は、高層建築物や劇場等の防火対象物の所有者等に、消防法に定める基準に適合する防災対象物品を使用するよう指導に努める。

第4項 消火活動体制の整備

市及び消防署は、市街地の火災発生時の消火活動に必要な消防水利の確保、消火用資機材等や消火活動体制の整備に努める。

1 市消防計画の作成

市は、火災防ぎょ活動の効果的な実施のために、消防計画の作成に努める。

2 消防水利の確保

市及び消防署は、消火栓、防火水槽の設置に努めるとともに、プール、河川等を消防水利に指定するなど消防水利の確保に努める。

3 消防用資機材等の整備

市および消防署は、多様な災害に対応する消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

4 教養訓練の充実

市は、県の消防学校において実施される消防団員の教養訓練を受講させ、教養の充実を図る。

第5項 情報の収集・連絡手段の整備

1 情報収集機能の充実

(1) 情報収集施設・設備の充実

市は、情報収集のための施設・設備の充実に努める。

(2) 情報収集体制の整備

市は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡にあたる職員を指定し、必要に応じて火事災害時の情報分析のため、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

市は、各防災関係機関における連絡体制を整備するとともに、自ら入手した災害情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

2 情報連絡手段の整備等

(1) 市防災行政無線施設の点検と運用方法の習熟

市は、機器の運用方法の習熟等を図るため他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するように努める。

(2) 電気通信事業者の通信機器の操作方法の周知

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知しておくものとする。

(3) 非常通信体制の整備

市は、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常手段の活用を図るものとし、佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて、非常通信体制の整備・充実に努める。

第6項 参集体制の整備

1 職員の確保

市は、災害時等応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、配備体制や職員の参集基準を明確にし、これに当たる職員の確保を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

2 連絡手段の整備

市の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、情報収集に努めるものとする。

3 災害時の職員の役割の徹底

職員は、災害対策本部が設置された場合に、各対策部及び各班が実施すべき業務について、「嬉野市災害対策本部条例及び同規程」、「嬉野市地域防災計画」などを熟知し、災害時における初動体制及び役割等の周知に努める。

第7項 広域防災体制の強化

市は、関係機関と十分に協議のうえ、相互応援協定の締結等により連携強化に努める。

その際には、応援要請、受入れが迅速、円滑に実施できるような要請の手順、情報伝達方法、連絡調整、受入窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

1 市町間の相互応援

市は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

2 市及び消防署と防災関係機関等との連携強化

市及び消防署は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結等連携の強化に努める。

3 その他防災関係機関

各防災関係機関は、円滑な災害応急活動が実施できるよう、相互の連携強化に努めるとともに、必要に応じて、民間団体との協定の締結等を推進する。

第8項 搜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備

1 搜索用資機材等の整備

市及び消防署は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、車両等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備の実施に努める。

2 救急・救助及び消火用資機材等の整備

市及び消防署は、救急・救助及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、消防ポンプ自動車等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

市及び関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助、救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助、救急機能の強化を図るものとする。

3 医療活動体制の整備

(1) 医療救護資機材等の備蓄

市は、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療救護資機材の備蓄に努める。

(2) 市における計画の作成

市は、消防署と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

消防署は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努める。

第9項 交通管理体制の整備

市及び県警察は、大規模火事災害時における消火、救助活動等が円滑に実施されるよう交通管理体制の整備に努める。

1 道路交通管理体制の整備

(1) 道路交通管理施設の整備

市及び県警察は、交通情報板、信号機等の道路交通管理施設の整備に努める。

(2) 広域的な交通管理体制の整備

県警察は、警察庁と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

第10項 市民等への情報提供体制の整備

市、県及び放送事業者は、市民や家族等へ正確な情報を提供するための体制を整備しておくものとする。

1 情報提供体制の整備

市、県、放送事業者等は、市民等へ大規模火事災害に関する正確な情報を適切に提供できるような体制の整備を図る。

2 被災者の家族等への対応体制の整備

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するため、窓口や情報伝達の手段等について計画しておくものとする。

第11項 職員への周知及び防災訓練

1 防災担当職員等への周知徹底

市、消防署は、実情に応じて、応急活動の実施のためのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知ものとする。

2 防災訓練の実施

(1) 市は、県、県警察、消防署その他防災関係機関と相互に連携し、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救急・救助訓練、通信訓練、交通規制訓練などの個別訓練を相互に連携させた訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

(2) 市、消防署は、自ら処理すべき事務又は業務に関する防災訓練を個別に継続して実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、

課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

1 基本的考え方

市は、大規模火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、その役割・責任等を明確化し、災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、災害時にあつては、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

2 大規模火事災害対策における活動体制

市は大規模火事災害が発生した場合（そのおそれがある場合）に対応するため「災害対策準備室」、「災害対策連絡室」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

3 職員の動員配備要領

(1) 勤務時間内

庁内放送、庁内電話等により迅速に連絡し、体制をとる。

(2) 休日等勤務時間外

ア 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災等関係職員に対し、迅速に連絡し、体制をとる。

イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

4 職員の参集配備

職員は、大規模火事災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

大規模火事災害の規模により、災害対策本部長等の指示により配備体制を強化する。

5 消火活動

市、消防署及び県は、大規模火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

なお、危険物火災の消火活動に関して、特段の定めがない事項については、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」 第3章 第37節「危険物等の保安計画」に従うものとする。

(1) 市及び消防署

市及び消防署は、火災が発生した場合は、火点確認、出場順路選定、水利選定を迅速に行い、次の消火活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

市及び消防署は、大規模火事災害の状況が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために現場指揮本部を設置し、次の活動を行う。

- (ア) 消火活動に関する指揮
- (イ) 他の消防機関など関係機関との連絡調整
- (ウ) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (エ) その他消防活動に必要な措置

イ 火災現場での消火活動

市及び消防署は、火災の状態を速やかに把握し、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

- (ア) 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。
- (イ) 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。
 - a 危険物貯蔵施設等
 - b 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺
 - c 住宅等の密集地域に面する場所
- (ウ) 火災の規模に対して消防力が不足する場合は、道路、河川、耐火建造物等の配置状況を勘案し、その活用を図りながら火災の消火及び延焼防止を図る。
- (エ) 強風下における火災の場合は延焼速度が増すことから、逐次火勢の把握に努め、延焼方向の側面から消火活動を行うとともに、風下に対しては事前放水や飛火警戒などにより、延焼防止を図る。

ウ 他の消防機関への応援要請

市及び消防署は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」に基づき、近隣の消防機関に応援を要請するとともに、それでも消防力が不足すると認める場合は、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

エ 緊急消防援助隊の出動要請

市及び消防署は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の

出動要請を行う。

(2) 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。

(3) 県

県は、市町及び消防機関から要請を受けた場合又は火災の状況から判断して自ら必要と認める場合は、消防庁に、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

6 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

7 その他

嬉野市災害対策本部条例及び同規程の定めるところによる。

区分等	本部等名称	災害等事態本部設置基準 及び 本部等設置目的	設置場所 及び 発令者(長)	組織の構成	
				構成員の基準	主要事務内容
市の体制	災害対策 準備室	<基準> ※火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務防災課長(不在時総務防災課副課長)が必要と認める場合 ◎市街地での建物焼損面積が3,000㎡以上に及ぶと推定される場合 ◎総務防災課長(不在時総務防災課副課長)が必要と認める場合 被害の程度により連絡室へ移行する <目的> 被害予想等に基づく適切な予防措置の実施及び迅速な災害対処に備えるための情報収集等	<場所> 総務・防災課事務室 <発令者(長)> 総務・防災課長(不在時総務・防災課副課長)	<塩田庁舎> 総務・防災課×2 <嬉野庁舎> 総務・防災課×2	1情報収集 ・火災、住民、施設等の状況 ・気象情報 ・県庁、関係機関の状況 ・公共交通機関の状況 ・道路、河川等情報 2連絡調整 ・嬉野庁舎、消防、警察との連絡調整 ・県、公共機関等との連絡調整 3災害対策準備室長が命じた事項等
	災害対策 連絡室	<基準> ※火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、行政経営部長(不在時総務・防災課長)が必要と認める場合 ◎火災気象通報が発令されている状況下で、市街地での建物焼損面積が3,000㎡以上に及ぶと推定される場合 ◎行政経営部長(不在時総務防災課長)が必要と認める場合 <目的> 被害予想等に基づく適切な予防措置の実施及び迅速な災害対処に備えるための情報収集及び情報発信等	<場所> 総務・防災課事務室 <発令者(長)> 行政経営部長(不在時総務・防災課長)	<塩田庁舎> 総務・防災課及び広報・広聴課、その墓各部長が情報収集及び情報発信のために必要と認める所属職員等 3班交代制 <嬉野庁舎> 総務・防災課及び建設部長が情報収集のために必要と認める職員等 3班交代制	1情報収集 ・火災住民、施設等の状況 ・気象情報 ・県庁、関係機関の状況 ・公共交通機関の状況 ・道路、河川等情報 2情報発信 ・避難情報「等 3連絡調整 ・嬉野庁舎、消防、警察との連絡調整 ・県、公共機関等との連絡調整 3災害対策連絡室長が命じた事項等
	災害警戒 本部	<基準> ※火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、副市長(不在時行政経営部長)が必要と認める場合 ◎延焼拡大により、多数の住民の避難・収容が必要な場合 ◎副市長(不在時行政経営部長)が必要と認める場合 <目的> 災害による被害に迅速に対処し被害を局限する	<場所> 市役所2階ホール <発令者(長)> 副市長(不在時行政経営部長)	<塩田庁舎> 総務・防災課、副市長が情報収集のために必要と認める職員等 <嬉野庁舎> 総務・防災課、建設部長が情報収集のために必要と認める所属職員等	1被災者救難、救助、保護 2施設、設備の応急復旧 3情報収集 ・火災発生状況 特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報等 ・関係機関の災害応急対策活動状況等 4連絡調整 5災害警戒本部長が命じた事項等
	災害対策 本部	<基準> ※火災が延焼が広範囲にわたり、次のいずれかに該当し、市長(不在時副市長)が必要と認める場合 ◎緊急消防援助隊の派遣要請が必要な場合 ◎災害救助法の適用を受ける被害が発生するおそれがある場合 ◎市長(不在時副市長)が必要と認める場合 <目的> 災害発生を防御又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する	<場所> 市役所2階ホール <発令者(長)> 市長(不在時副市長)	<塩田庁舎> 各部(課)員、教育委員会等の職員 市長が関係機関に派遣を求めた職員 関係機関が必要により派遣してきた職員等 <嬉野庁舎> 上記の塩田庁舎各部(課)関係職員	1警戒の発令伝達、避難勧告指示 2消火、消防その他の応急措置 3被災者救難、救助その他保護 4施設、設備の応急復旧 5犯罪予防、交通規制・災害地における社会秩序の維持 6救援要請、応援等 7緊急輸送の確保 8災害発生防禦、又は拡大防止措置等 9災害対策本部長が命じた事項等

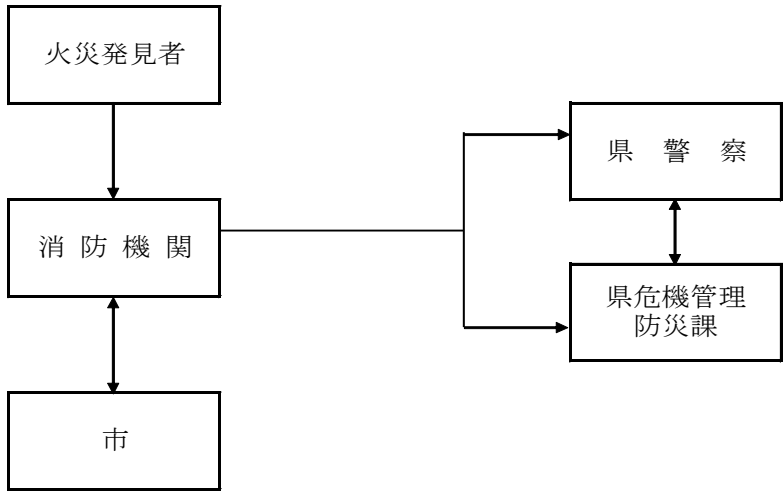
第2項 災害情報の収集、連絡、報告

市は、大規模火災災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

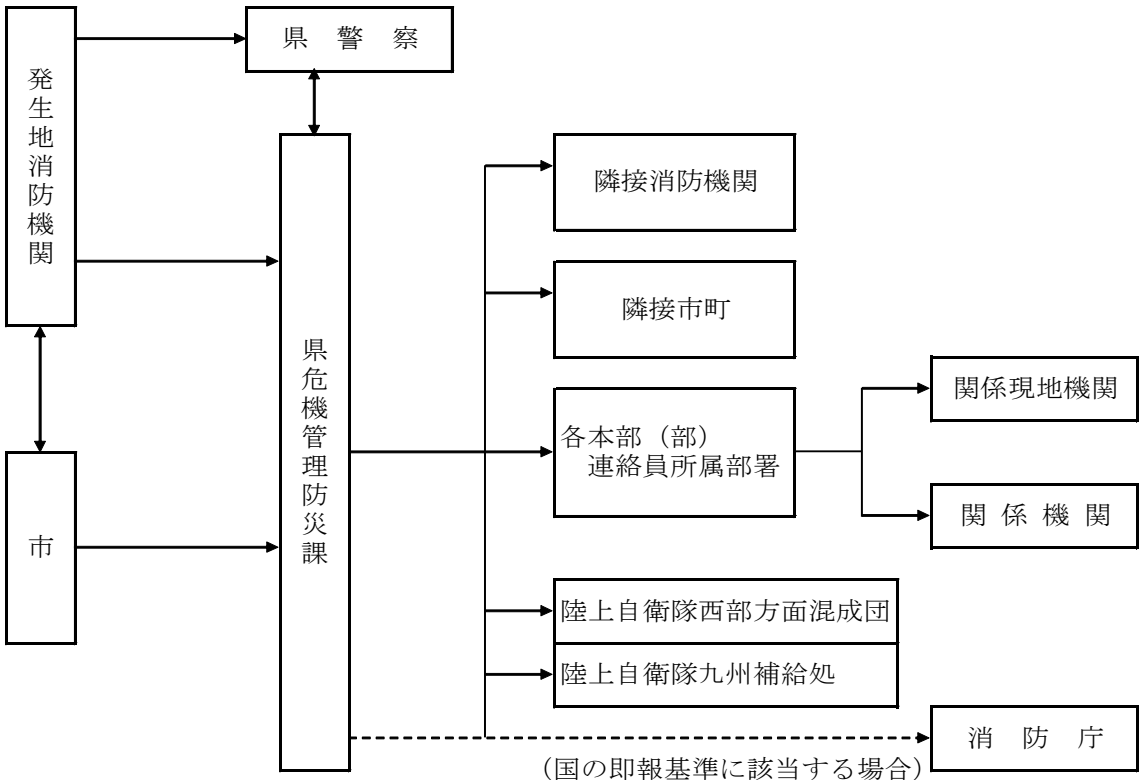
また、市は、法令等に基づき被害状況等を県（国）に連絡する。

1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

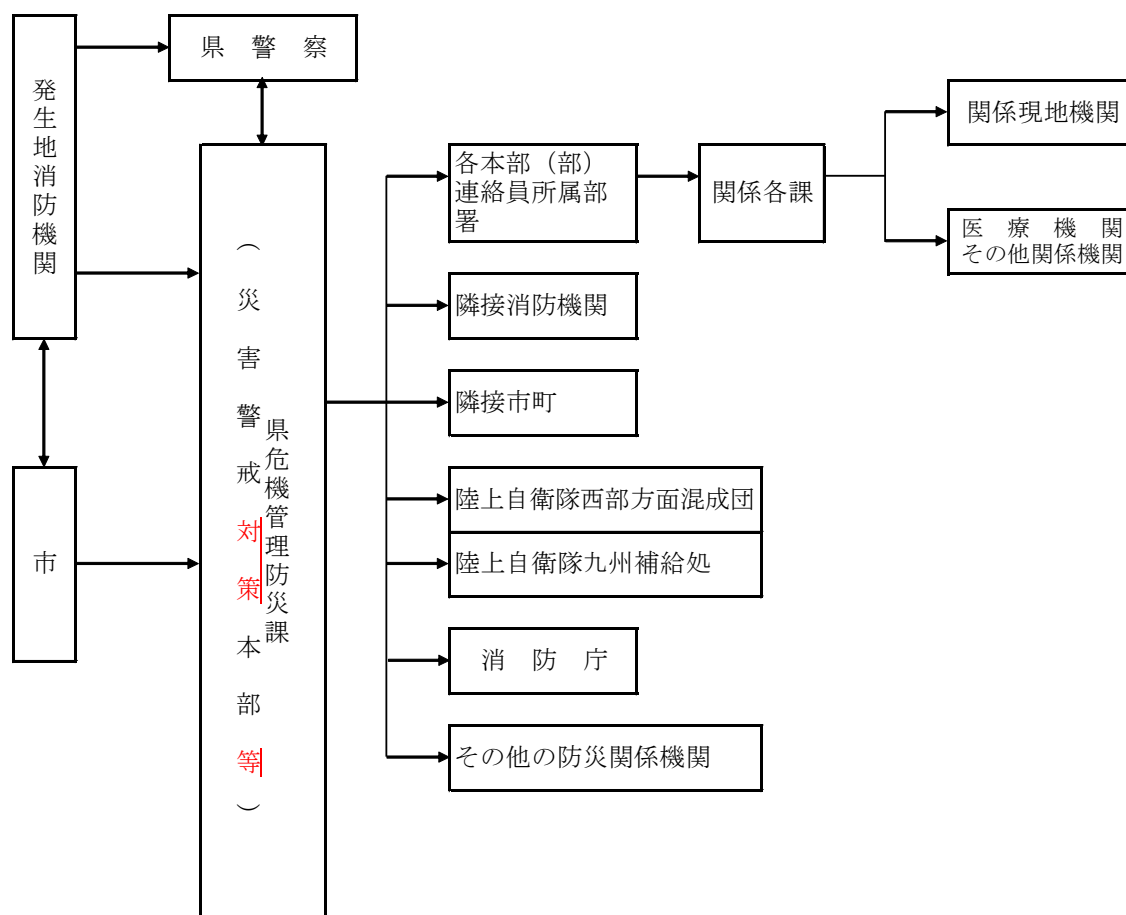
(1) 県への即報基準に該当する火災が発生した場合



(2) 災害情報連絡室の設置以降



(3) 大規模火災拡大時（災害警戒対策本部又は災害対策本部設置の場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（住所、地番等）
- イ 概括的被害情報（火災の延焼棟数、火勢等の状況）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向

[第2段階] 災害情報

ア 応急対策に必要な情報

- (ア) 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況
- (イ) 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
- (ウ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- (エ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
- (オ) 市民等の避難状況及び避難場所

イ 応急対策活動情報

(ア) 災害対策本部等の設置状況

(イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）へ報告するものとする。

イ 市及び消防署の情報収集と連絡

市及び消防署は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

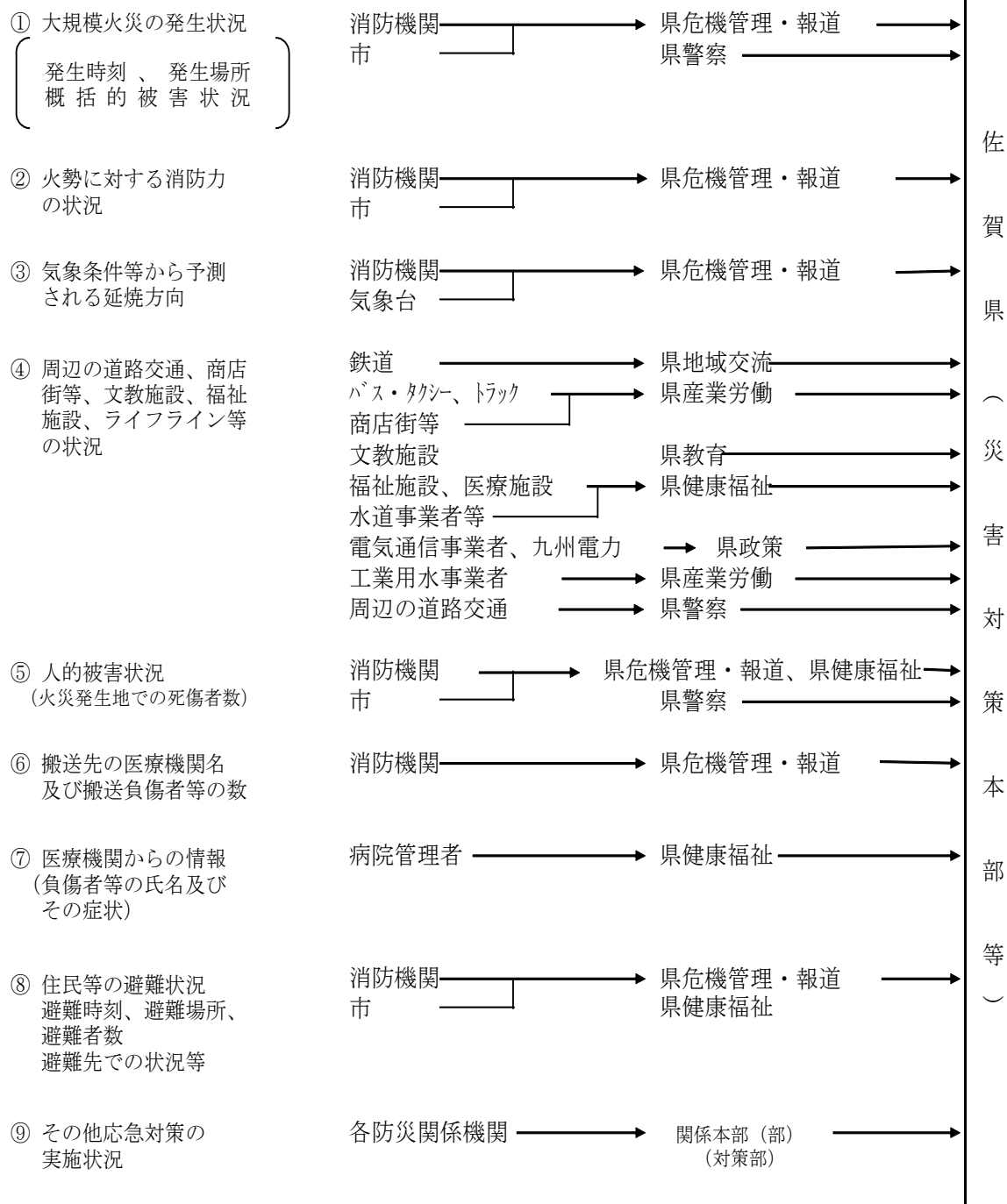
各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

【 情 報 収 集 ・ 連 絡 系 統 図 】

<被害・対策の状況>



3 県及び国への被害状況等の報告

市及び消防署は、火災が発生した場合は、災害対策基本法及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告にあたっては、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」第3章「災害応急対策計画」第3節「災害情報の収集・連絡、報告」第3項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

〔報告を必要とする災害の基準〕

消防庁への即報基準

【一般基準】

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

【個別基準】

- ア 特定防火対象物で死者が発生した火災
- イ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は純地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- ウ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- エ 特定違反對象物の火災
- オ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- カ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- キ 損害額1億円以上と推定される火災

【社会的影響基準】

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第3項 自衛隊災害派遣要請

1 知事への自衛隊災害派遣の要請

(1) 災害派遣要請基準

市長は、大規模火事災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合、自衛隊の災害派遣について、知事に対し、自衛隊災害派遣を要請するよう求める。

(2) 災害派遣要請の手続き

ア 要請先

区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署	連 絡 先
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科	久留米市国分町 100 (0942)43-5391
	九州補給処長	装備計画部企画課	吉野ヶ里町立野 7 (0952)52-2161
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課	福岡県春日市原町 3-1-1 (092)581-4031

イ 要請の手続

市長は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を要求する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考になるべき事項

この要請は、危機管理防災課（総括対策部）が担当する。なお、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭または電話によるものとし、事後において速やかに文書を提出する。

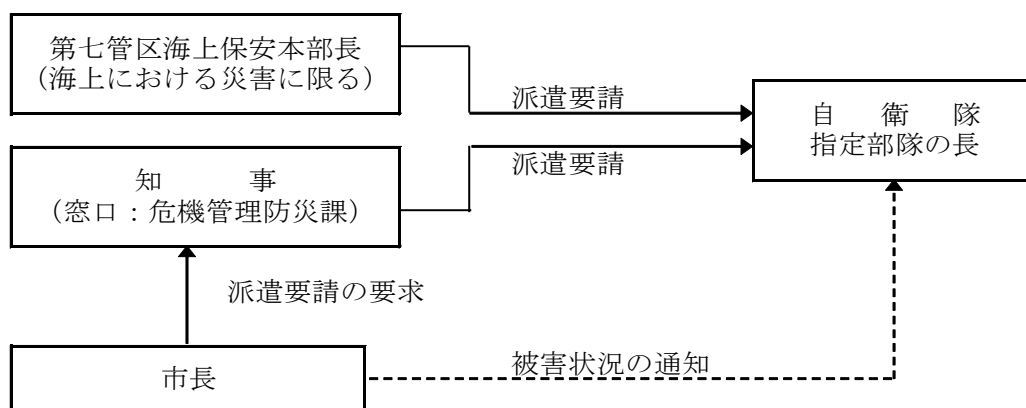
2 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

市長は、大規模火事が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

市長は、通信の途絶等によりこの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

市長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) ----- は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合に行う。

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、火事災害に際し、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外措置として、例えば大規模な火事災害が発生した場合の情報収集のための部隊の派遣等、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。(自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、緊密な連携のもと、適切かつ活効率的な救援活動を実施するよう努める。

自衛隊の活動範囲及び自衛隊の派遣部隊との連絡調整等に関しては、第2編風水害及び地震・津波災害対策第3章第6節第4項から第8項までに準ずるものとする。

第4項 搜索活動

市、消防署、県及び自衛隊は、相互に協力して大規模火事災害発生場所の搜索活動を円滑・迅速に実施する。

1 市及び消防署

市及び消防署は、他の防災関係機関との密接な連携のもとに、搜索活動を行う。

2 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び市町、その他防災関係機関の搜索活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (2) 消防庁に対し、広域航空消防応援を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

3 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、ヘリコプターなどによる搜索活動を実施するとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

4 自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、搜索活動を実施する。

第5項 救助・救急及び消火活動

市、消防署、県、県警察及び自衛隊は、大規模火事災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。

1 市及び消防署

(1) 救急・救助活動

市及び消防署は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等は、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

消防署は、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージ（緊急度分類）による重傷者を優先する。また、消防署は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

(2) 消火活動

市及び消防署は、大規模火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

なお、危険物火災の消火活動に関して、特段の定めがない事項については、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」 第3章 第34節「危険物等の保安計画」に従うものとする。

2 県等関係機関の消火活動

(1) 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消防署及び市、他の防災関係機関の救急・救助及び消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。

ア 他の市町に対し、応援を指示する。

イ 消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

ウ 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

(2) 県警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の措置を実施するとともに、必要に応じ、他の県警察に対し、広域緊急援助隊の派遣を要請する。

ア 行方不明者の捜索

イ 被災者の救助

ウ 救急・救助活動に必要な交通規制等

(3) 自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救急・救助及び消火活動を実施する。

第6項 保健医療活動

市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、鹿島藤津地区医師会、佐賀県歯科医師会等は、大規模火事災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

1 救護所の設置、運営

(1) 市

市は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設地するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

(2) 県

県は、自ら必要と認めた場合又は市から要請があった場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

2 その他の事項については、「第2編 風水害及び地震・津波災害対策 第2章 第2節 第1項」に準じる。

第7項 消防警戒区域の設定

消防警戒区域の設定を実施する者は、火災活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

第8項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者、市長等（市長から委任を受けた市の職員を含む）、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）

警戒区域の設定を実施する者は、大規模火災により被害が拡大するおそれがある場合には、迅速警戒区域を設定するとともに、地域市民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第9項 交通規制等による交通対策

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管

内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制の実施

県警察は、緊急輸送を確保するため、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

また、必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺区域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両の運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

イ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第10項 輸送対策

1 緊急輸送の実施

市その他防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、「人命の安全」「被害の拡大防止」「災害応急対策の円滑な実施」に配慮して行う。

2 輸送手段の確保

市その他防災関係機関は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段が確保できないときは、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

3 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

市その他防災関係機関は、災害対策基本法第76条の規程に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県公安委員会（県警察）が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標識の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の

交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

第 11 項 市民等への情報提供活動

1 市民等への情報提供

(1) 市

ア 広報資料の収集

市は、県警察、消防署その他の防災関係機関から収集した情報を広報資料として整理する。

イ 広報活動

テレビ、ラジオ、インターネット及び行政放送等の活用並びに「災害時における報道要請に関する協定」に基づき各報道機関へ要請して、情報を提供する。

また、市ホームページを利用した情報提供に努める。

(ア) 大規模火事災害の発生状況

(イ) 人的被害及び救急・救助活動の状況

(ウ) 火災・消火活動の状況

(エ) 負傷者等の収容状況

(オ) その他必要と認められる情報

(2) 各防災関係機関等

各防災関係機関等は、情報の公表、広報活動の際には、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

2 被災者の家族等への情報伝達

市、消防署その他防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に正確かつ適切に伝達する。

市及び消防署は、必要と認める場合、専用電話、ファックス及びパソコン等を備えた総合窓口を設置する。また、総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第 12 項 遺体の処理収容

大規模火事災害により多数の死亡者が発生した場合には、県警察による検視、日本赤十字社佐賀県支部による洗浄等の処置のほか、市は必要に応じ安置所を設置する。

1 検視、身元確認等

市は、災害発生現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡するとともに、遺体の検視、身元確認等に関し県警察に対し引き渡しを行う。

2 遺体の収容

市は、必要と認める場合は、遺体を一時安置し、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設置するものとする。

3 日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

第13項 こころのケア対策

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安な状況になるなど、こころの健康に大きな影響を及ぼす。

このため、市は、県及び関係機関等と連携し、メンタルヘルスケアに努めるものとする。

この場合、県は、「佐賀県災害時こころのケアマニュアル」に基づく、メンタルヘルスを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、市、関係団体及び医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携・協力して実施する。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
避難計画	風水害対策	2	3	14	—
応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	風水害対策	2	3	15	—
食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	風水害対策	2	3	17	—
ライフライン等公益施設の応急復旧計画	風水害対策	2	3	21	—
災害救助法の適用	風水害対策	2	3	28	—
廃棄物の処理計画	風水害対策	2	3	30	—

第3節 災害復旧・復興計画

大規模火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の災害復旧・復興に関する活動等については、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」第4章「災害復旧・復興計画」に準じる。

第3章 林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

市、消防署及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため市民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進

1 市民等への予防思想の普及啓発

市及び消防署は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く市民等への予防思想の普及啓発に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒等への広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

2 入山者に対する失火防止対策

市及び消防署は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

- (1) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置
- (2) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

3 火入れ対策

市及び消防署は、火入れを行う者に対し、失火の防止のための次の事項について周知を図る。

- (1) 火入れを行う場合は、嬉野市火入れに関する条例（平成18年条例第126号以下「火入れ条例」という。）に基づき必ず市長の許可を受けること。
- (2) 火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を市長に通知すること。
- (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。
- (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。
- (5) 強風注意報、火災気象通報又は市が発する火災警報が発令された場合には、

火入れを行わないこと。

- (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え、市及び消防署への連絡手段等を確保すること。

4 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第2項 防火林道等の整備

市及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努めるとともに、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する市は、林野火災特別地域の決定並びに林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進に努める。

1 防火林道の整備

市は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

市及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3 林野火災の特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、要件に該当する区域内の関係市が県と協議して決定する。

4 林野火災特別地域対象事業計画の策定及び推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する市は、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮し、県と協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

- (1) 防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設等の整備に関する事項
- (4) 火災防ぎょ訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

第3項 消火活動体制の整備

1 消防施設の整備

市は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

2 消火用資機材等の整備

市及び消防署は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

3 林野火災用防災マップの作成

市及び消防署は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。

4 空中消火の実施体制の整備

(1) 市及び消防機関は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めておくものとする。

ア 現場における統轄的指揮体系

イ 空中消火資機材の補給体制

ウ 補給基地及び臨時ヘリポートの確保

エ 空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備

オ 必要人員の把握

(2) 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
避難収容活動	地震災害予防対策計画	3	2	2	7
情報の収集・連絡手段の整備	大規模火事災害対策	4	2	1	5
参集体制の整備	大規模火事災害対策	4	2	1	6
広域防災体制の強化	大規模火事災害対策	4	2	1	7
搜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備	大規模火事災害対策	4	2	1	8
交通管制体制の整備	大規模火事災害対策	4	2	1	9
市民等への情報提供体制の整備	大規模火事災害対策	4	2	1	10
職員への周知及び防災訓練	大規模火事災害対策	4	2	1	11

第2節 災害応急対策計画

第1項 林野火災警戒活動

1 市

市は、県から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、市火災予防条例で定める火の使用を制限する。

また、防災行政無線、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図る。

2 消防署

消防署は、火災に関する警報が発令された場合、消火用市機材等の準備を行うとともに、パトロールにより入山者等への注意の喚起を図る。

第2項 活動体制の確立

1 基本的考え方

市は、林野火災災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、その役割・責任等を明確化し、災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、災害時にあつては、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

2 林野火災災害対策における活動体制

市は林野火災災害が発生した場合（その恐れがある場合）に対応するため「災害対策準備室」、「災害対策連絡室」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

3 職員の動員配備要領

(1) 勤務時間内

内放送、庁内電話等により迅速に連絡し、体制をとる。

(2) 休日等勤務時間外庁

ア 「災害発生時の連絡通報体制」により警備員から連絡を受けた防災等関係職員は、迅速に対応し、体制をとる。

イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対して報告し、体制を強化する。

4 職員の参集配備

職員は、林野火災災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

- (1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

林野火災災害の規模により、災害対策本部長等の指示により配備体制を強化する。

5 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、嬉野市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、災害現場地区に、現地災害対策本部を設置する。

6 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第2項「災害対策本部」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

7 その他

嬉野市災害対策本部条例及び同規程の定めるところによる。

区分等	本部等名称	災害等事態本部設置基準 及び 本部等設置目的	設置場所 及び 発令者(長)	組織の構成	
				構成員の基準	主要事務内容
市の体制	災害対策準備室	〈基準〉 ※林野火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務・防災課長(不在時総務・防災課副課長)が必要と認める場合 ◎焼損面積が5ha以上と推定される場合 ◎総務・防災課長(不在時総務・防災課副課長)が必要と認める場合 被害の程度により連絡室へ移行する 〈目的〉 被害予想等に基づく適切な予防措置の実施及び迅速な災害対処に備えるための情報収集等	〈場所〉 総務・防災課事務室 〈発令者(長)〉 総務・防災課長(不在時総務・防災課副課長)	〈塩田庁舎〉 総務・防災課×2 〈嬉野庁舎〉 総務・防災課×2	1情報収集 ・火災、住民、施設等の状況 ・気象情報 ・県庁、関係機関の状況 ・公共交通機関の状況 ・道路、河川等情報 2連絡調整 ・嬉野庁舎、消防、警察との連絡調整 ・県、公共機関等との連絡調整 3災害対策準備室長が命じた事項等
	災害対策連絡室	〈基準〉 ※林野火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、行政経営部長(不在時総務・防災課長)が必要と認める場合 ◎焼損面積が5ha以上と推定される場合 ◎住家等へ延焼するおそれがある場合 ◎行政経営部長(不在時総務・防災課長)が必要と認める場合 〈目的〉 被害予想等に基づく適切な予防措置の実施及び迅速な災害対処に備えるための情報収集及び情報発信等	〈場所〉 総務・防災課事務室 〈発令者(長)〉 行政経営部長(不在時総務課長)	〈塩田庁舎〉 総務・防災課及び広報・広聴課の他各部長が情報収集及び情報発信のために必要と認める所属職員 3班交代制 〈嬉野庁舎〉 総務・防災課及び建設部長が情報収集のために必要と認める職員等 3班交代制	1情報収集 ・火災住民、施設等の状況 ・気象情報 ・県庁、関係機関の状況 ・公共交通機関の状況 ・道路、河川等情報 2情報発信 ・避難情報等 3連絡調整 ・嬉野庁舎、消防、警察との連絡調整 ・県、公共機関等との連絡調整 3災害対策連絡室長が命じた事項等
	災害警戒本部	〈基準〉 ※林野火災が拡大し、次のいずれかに該当する場合で、副市長(不在時行政経営部長)が必要と認める場合 ◎焼損面積10ha以上と推定される場合 ◎集落等へ延焼し、又は延焼のおそれがある等社会的に影響が高い場合 ◎副市長(不在時行政経営部長)が必要と認める場合 〈目的〉 災害による被害に迅速に対処し被害を局限する	〈場所〉 市役所2階ホール 〈発令者(長)〉 副市長(不在時行政経営部長)	〈塩田庁舎〉 総務・防災課及び副市長が情報収集のために必要と認める職員等 〈嬉野庁舎〉 総務・防災課、建設部長が情報収集のために必要と認める所属職員等	1被災者救難、救助、保護 2施設、設備の応急復旧 3情報収集 ・火災発生状況 特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報等 ・関係機関の災害応急対策活動状況等 4連絡調整 5災害警戒本部長が命じた事項等
	災害対策本部	〈基準〉 ※林野火災の延焼拡大により火災が広範囲にわたり、次のいずれかに該当し、市長(不在時副市長)が必要と認める場合 ◎焼損面積が20ha以上に達すると推定される場合 ◎多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合 ◎市長(不在時副市長)が必要と認める場合 〈目的〉 災害発生を防御又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する	〈場所〉 市役所2階ホール 〈発令者(長)〉 市長(不在時副市長)	〈塩田庁舎〉 各部(課)員、教育委員会等の職員 市長が関係機関に派遣を求めた職員 関係機関が必要により派遣してきた職員等 〈嬉野庁舎〉 上記の嬉野庁舎各部(課)関係職員	1警戒の発令伝達、避難勧告指示 2消火、消防その他の応急措置 3被災者救難、救助その他保護 4施設、設備の応急復旧 5犯罪予防、交通規制・災害地における社会秩序の維持 6救援要請、応援等 7緊急輸送の確保 8災害発生防衛、又は拡大防止措置等 9災害対策本部長が命じた事項等

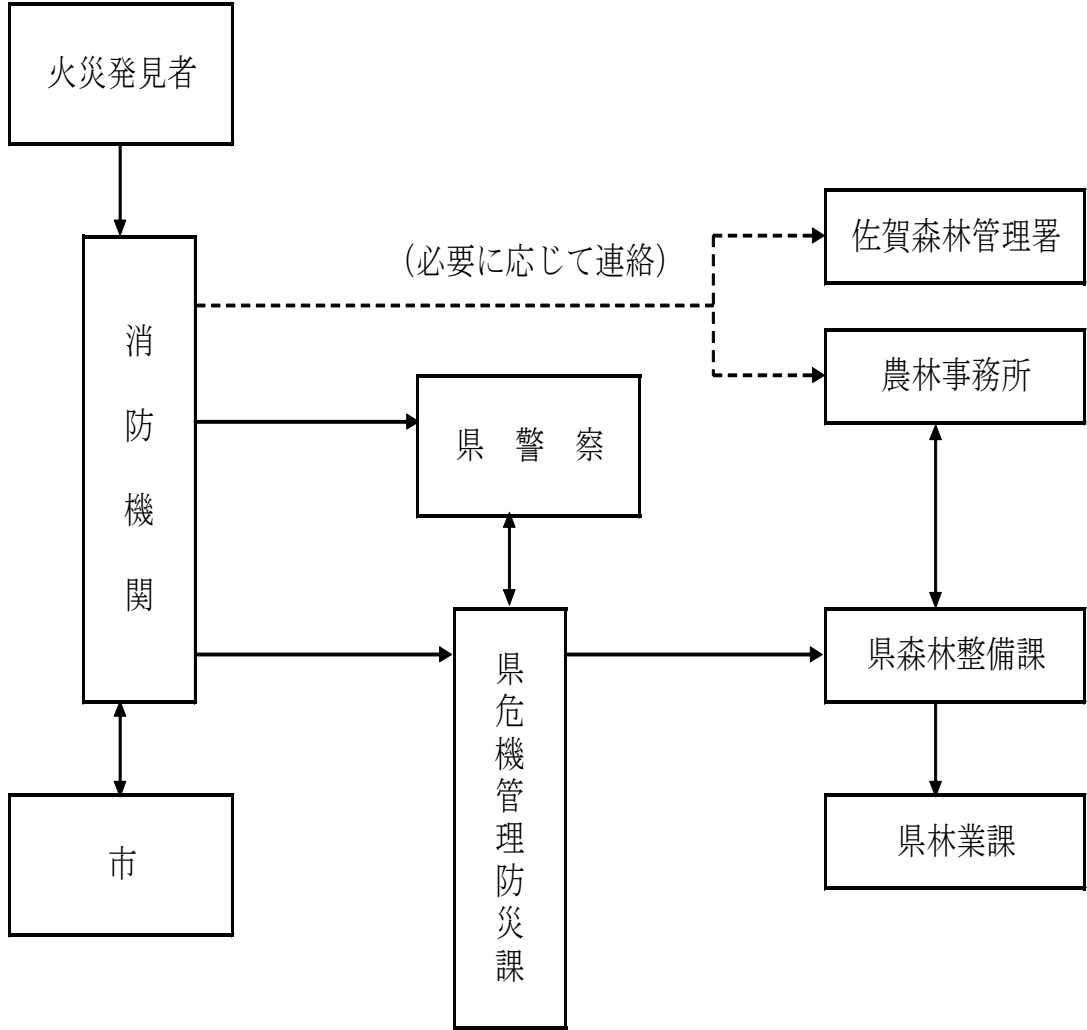
第3項 災害情報の収集・連絡、報告

市、その他防災関係機関は、林野火災時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

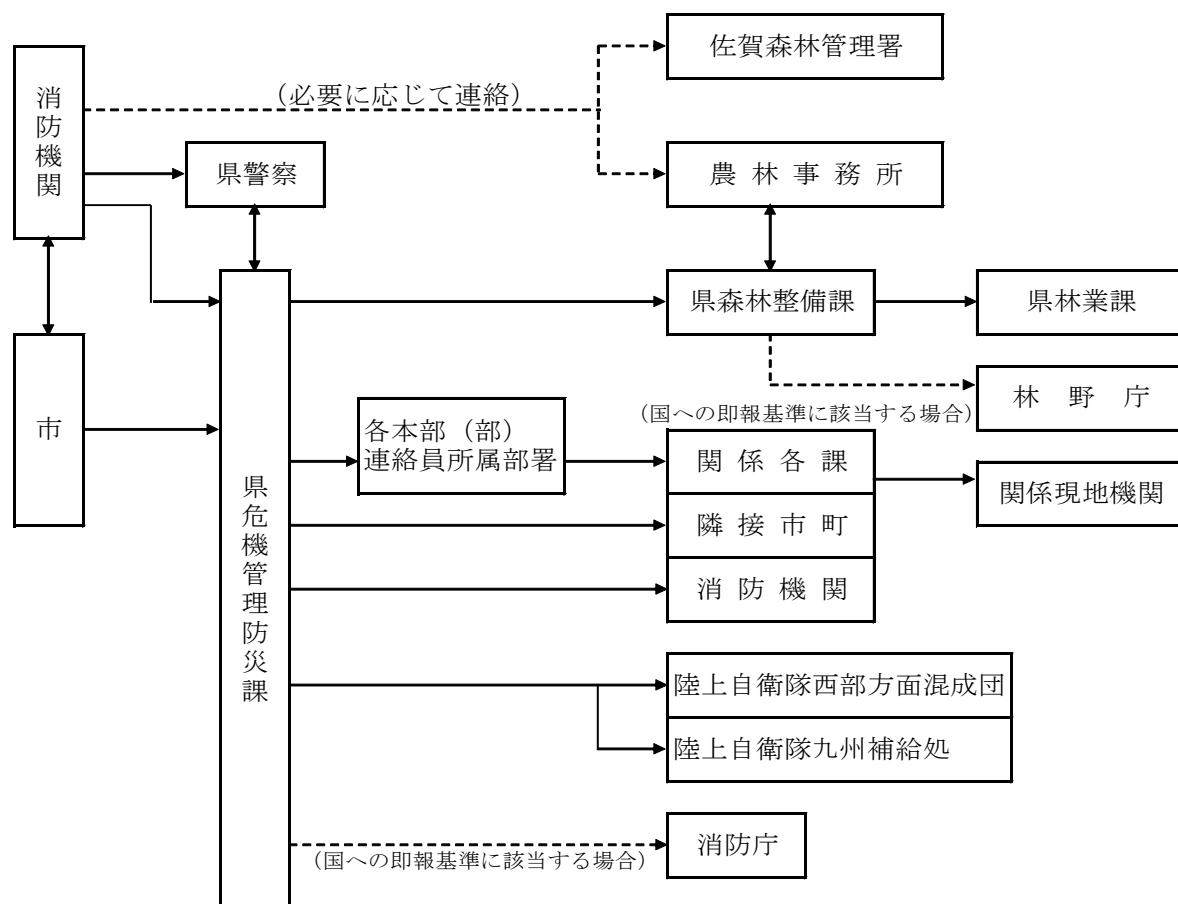
なお、市は、法令等に基づき被害状況等を県（国）に報告する。

1 林野火災発生時等の情報連絡ルート

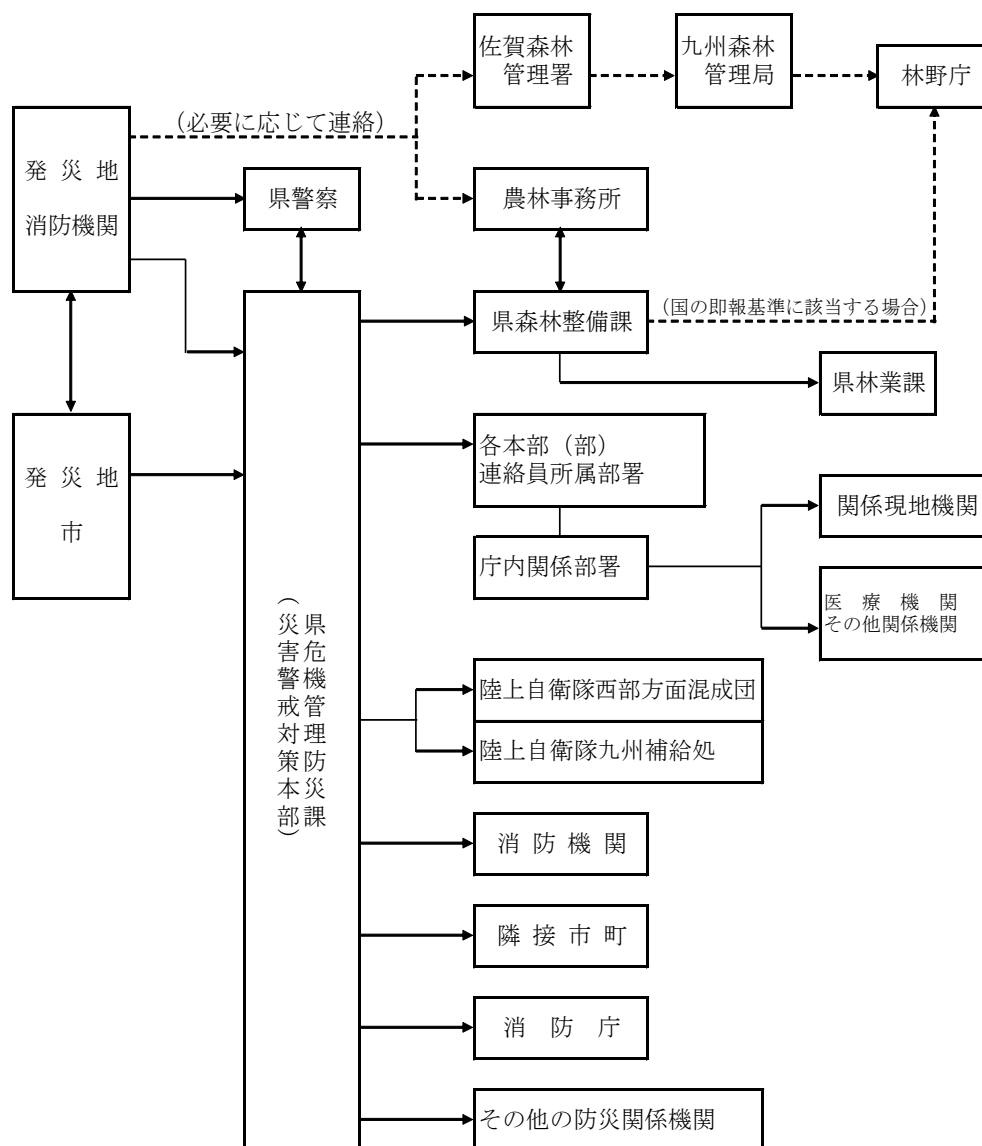
(1) 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合



(2) 災害情報連絡室の設置以降（焼損面積が概ね5ha以上）



(3) 林野火災拡大時（災害警戒対策本部又は災害対策本部設置の場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）
- イ 概括的被害情報（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向
- オ 周辺の人家等の状況及びその予測される影響

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 林道等の侵入路、水利の状況、その他防ぎよ活動に必要な事項
 - (イ) 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
 - (ウ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (エ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - (オ) 市民等の避難状況及び避難場所
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部等の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県への応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集する。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（危機管理防災課「総括対策部」）へ報告するものとする。

イ 市及び消防署の情報収集と連絡

市及び消防署は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

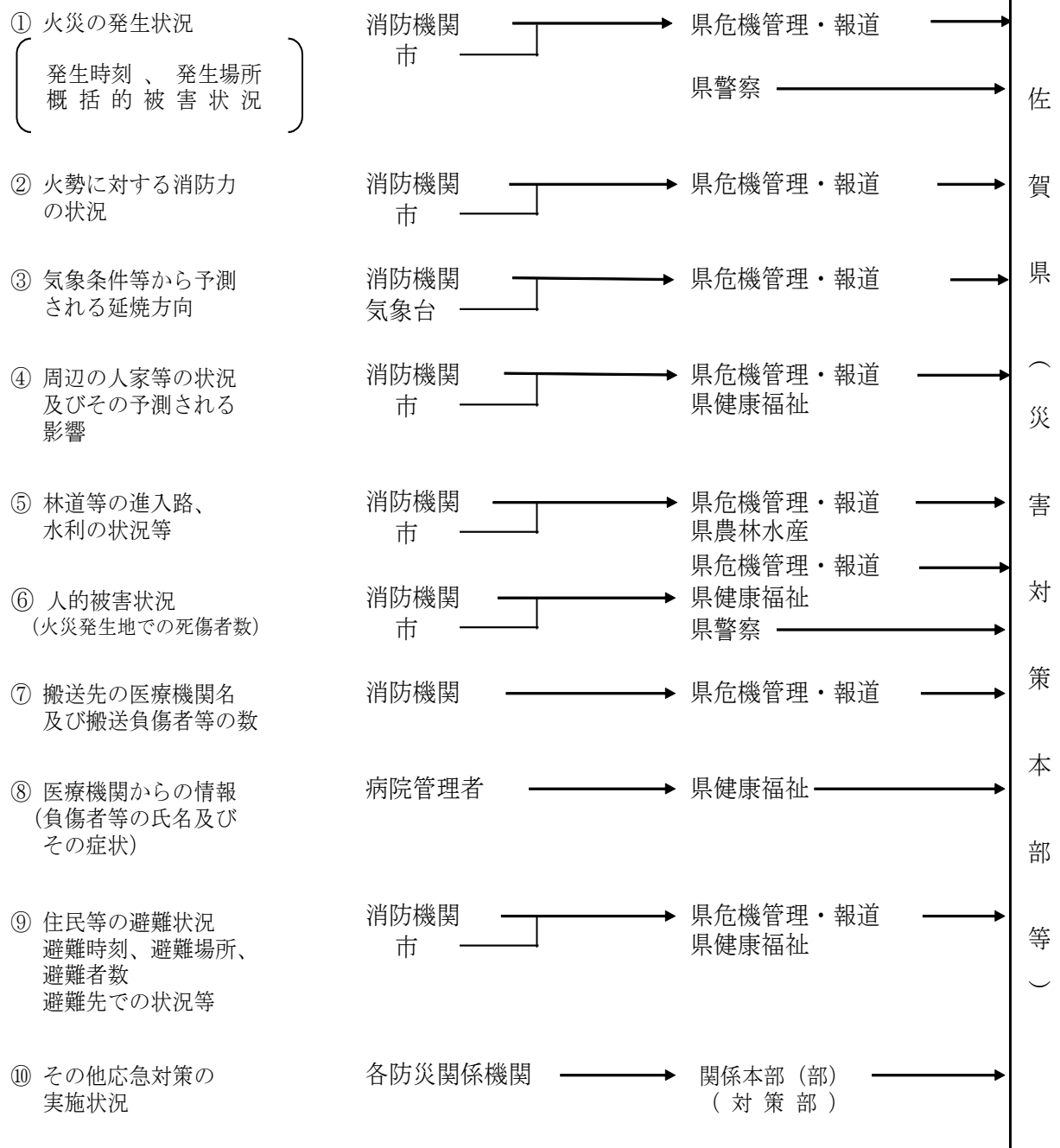
また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

エ 情報収集・連絡系統図

【 情 報 収 集 ・ 連 絡 系 統 図 】

<被害・対策の状況>



3 森林所有者

森林所有者は、市、消防署、県及び県警察との連携を図り、初期対応、情報連絡等の強力に努める。

4 市及び消防署から県への報告

市及び消防署は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、被害状況

等を報告する。

[報告を必要とする災害の基準]

消防庁への即報基準

【一般基準】

- ア 死者が３人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

【個別基準】

- ア 焼損面積１０ｈａ以上と推定されるもの
- イ 空中消火を要請又は実施したもの
- ウ 住家へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの航空機火災

【社会的影響基準】

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

林野庁への速報基準

- ア 焼損面積（１０ｈａ以上のもの）
- イ 人身事故を伴ったもの
- ウ 住家等施設焼失を伴ったもの
- エ 重要な森林（保安林、自然公園等）で、県が特に必要と認めたもの

第４項 消火活動

１ 現場指揮本部の設置

市及び消防署は、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 自衛隊などの関係機関との連絡調整
- (3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (4) その他消防活動に必要な措置

２ 地上における消火活動

(1) 火災防ぎょ活動

市及び消防署は、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎょ活動を実施する。

(2) 安全管理

市及び消防署は、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

(3) 残火処理

市及び消防署は、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

3 空中消火活動

(1) 空中消火の実施の決定

市及び消防署は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足すると判断される場合

ウ 人命の危機、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2) 市及び消防署の行う応援要請

市及び消防署は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

ア 県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

イ 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

ウ 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

(3) 空中消火の実施

市及び消防機関は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

ア 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議の上で決定する。

イ 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。

ウ 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。

エ 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

オ ヘリコプター運用機関は、市及び消防機関並びに県と連携を図りながら空中消火活動を実施する。

第5項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者（市長等）は、林野火災により被害が周辺市民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺市民や入山者の安全確保を図る。

第6項 二次災害の防止

- 1 市及び森林管理署は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

市及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺市民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

- 2 その他必要な事項

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	風水害対策	2	3	17	—
ライフライン等公益施設の応急復旧計画	風水害対策	2	3	21	—
災害救助法の適用	風水害対策	2	3	28	—
廃棄物の処理計画	風水害対策	2	3	30	—
避難計画	風水害対策	2	3	14	—
自衛隊災害派遣要請	大規模火事災害対策	4	2	2	3
救急・救助及び消火活動	大規模火事災害対策	4	2	2	5
保健医療活動	大規模火事災害対策	4	2	2	6
交通規則等による交通対策	大規模火事災害対策	4	2	2	9
輸送対策	大規模火事災害対策	4	2	2	10
市民等への情報提供活動	大規模火事災害対策	4	2	2	11
遺体の処理収容	大規模火事災害対策	4	2	2	12
こころのケア対策	大規模火事災害対策	4	2	2	13

第 3 節 災害復旧計画

市及び森林管理署は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林作りへの改良復旧に努める。

第4章 航空災害対策

この航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時等」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき防災対策について定める。

第1節 災害予防対策計画

第1項 情報の収集・連絡手段の整備等

市、消防署、その他防災関係機関は、情報の収集および連絡手段の確保を図るため、情報収集の施設・設備・機能の充実、情報連絡手段の整備等に努める。

また、県及び各防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

さらに、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

1 情報収集機能の充実

(1) 情報収集体制の整備

市は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡にあたる職員を指定し、必要に応じて災害時の情報分析のため、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

(2) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

市は、消防署、その他防災関係機関と連携し、連絡体制を整備するとともに、自ら入手した事故情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

2 情報連絡手段の整備等

(1) 市防災行政無線施設の点検と運用及び通信機器操作方法の習熟

市は、防災行政無線施設の機能が十分発揮できるよう、無線設備の総点検を定期的に実施する。

県、県警察、市町、消防機関その他防災関係機関は、機器の運用方法の習熟等を図るため他の防災関係機関との連携による通信訓練に参加するように努める。

(2) 電気通信事業者の通信機器の操作方法の周知

市及び県は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知しておくものとする。

(3) 非常通信体制の整備

市及びその他防災関係機関は、航空災害時等に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

第2項 交通管理体制の整備

市は、航空災害時における消火、救助活動等が円滑に実施されるよう県警察等と連携し、航空災害時において交通規制が実施された場合の運転者がとるべき措置について、車両運転者に対しその内容の周知を図るなど、交通管理体制の整備に努める。

第3項 市民等への情報提供体制の整備

市は、放送事業者及び航空運送事業者と連携し、市民や家族等へ正確な情報を提供するための体制を整備しておくものとする。特に、被災者の家族等への対応にあつては、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するため、窓口や情報伝達の手段及び多数の死傷者が発生した場合等を考慮し、航空運送事業者等関係機関と協議して、安否確認情報や災害の状況等の情報提供窓口を設置する体制について計画を整備しておくものとする。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
参集体制の整備	大規模火事災害対策	4	2	1	6
広域防災体制の強化	大規模火事災害対策	4	2	1	7
搜索、救急・救助、消火及び医療体制の整備	大規模火事災害対策	4	2	1	8
職員への周知及び防災訓練	大規模火事災害対策	4	2	1	10

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市は、航空災害の発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、その役割・責任等を明確化し、災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、災害時にあつては、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 基本的考え方

市は、災害対策本部を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

その場合、地域防災計画等に予め定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びにその際の基本事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、他市町の航空機災害を覚知した場合は、災害時相互応援協定等に基づいて速やかに応援体制を整えるものとする。

2 航空災害対策における活動体制

市は、航空災害が発生した場合（そのおそれがある場合）に対応するため「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

3 職員の動員配備要領

(1) 勤務時間内

庁内放送、庁内電話等により迅速に連絡し、体制をとる。

(2) 休日等勤務時間外

ア 「災害発生時の連絡通報体制」により警備員から連絡を受けた防災等関係職員は、迅速に対応し、体制をとる。

イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対して報告し、体制を強化する。

4 職員の参集配備

職員は、航空災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

航空災害の規模により、災害対策本部長等の指示により配備体制を強化する。

5 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、嬉野市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、災害現場地区に、現地災害対策本部を設置する。

6 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は、第2編「風水害対策」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第2項「災害対策本部」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

7 その他

嬉野市災害対策本部条例及び同規程の定めるところによる。

区分等	本部等名称	災害等事態本部設置基準 及び 本部等設置目的	設置場所 及び 発令者(長)	組織の構成	
				構成員の基準	主要事務内容
市の体制	災害警戒本部	〈基準〉 ◎多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生するおそれがある場合、あるいは小型飛行機及び回転翼航空機等の墜落事故・行方不明が発生し、又は発生するおそれがある場合 ◎副市長(不在時行政経営部長)が必要と認める場合 〈目的〉 災害による被害に迅速に対処し被害を局限する適切な予防措置の実施及び情報収集、情報発信等	〈場所〉 市役所内会議室 〈発令者(長)〉 副市長(不在時行政経営部長)	〈塩田庁舎〉 総務・防災課、広報・広聴課及び副市長が情報収集及び情報発信等のために必要と認める職員等 〈嬉野庁舎〉 総務・防災課及び建設部長が情報収集のために必要と認める所属職員等	1情報収集 航空機及び災害発生(予想)等の状況 災害場所、規模、内容等 航空機等の安否状況 県庁、関係機関の状況 公共交通機関の状況 気象、交通路等情報 2情報発信 避難情報等 3連絡調整 嬉野庁舎、消防、警察との連絡調整 県、公共機関との連絡調整 3災害警戒本部長が命じた事項等 ※航空災害の特性を考慮し、「災害対策準備室」及び「災害対策連絡室」は設置し
	災害対策本部	〈基準〉 ◎多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、市長(不在時副市長)が必要と認める場合 ◎市長(不在時副市長)が必要と認める場合 〈目的〉 航空災害応急対策を迅速に行う 応急的救助等災害拡大を極限する	〈場所〉 市役所2階ホール 〈発令者(長)〉 市長(不在時副市長)	〈塩田庁舎〉 各部(課)員、教育委員会等の職員 市長が関係機関に派遣を求めた職員 関係機関が必要により派遣してきた職員等 〈嬉野庁舎〉 上記の嬉野庁舎各部(課)関係職員	1被災者救難、救助その他保護 2緊急輸送、医療の確保 3情報収集 航空機災害情報 関係機関の応急対処状況 4消防等その他応急措置 5被害を受けた家族等に対する対応 6犯罪予防、交通規制 7災害発生防禦、又は拡大防止措置等 8災害対策本部長が命じた事項等

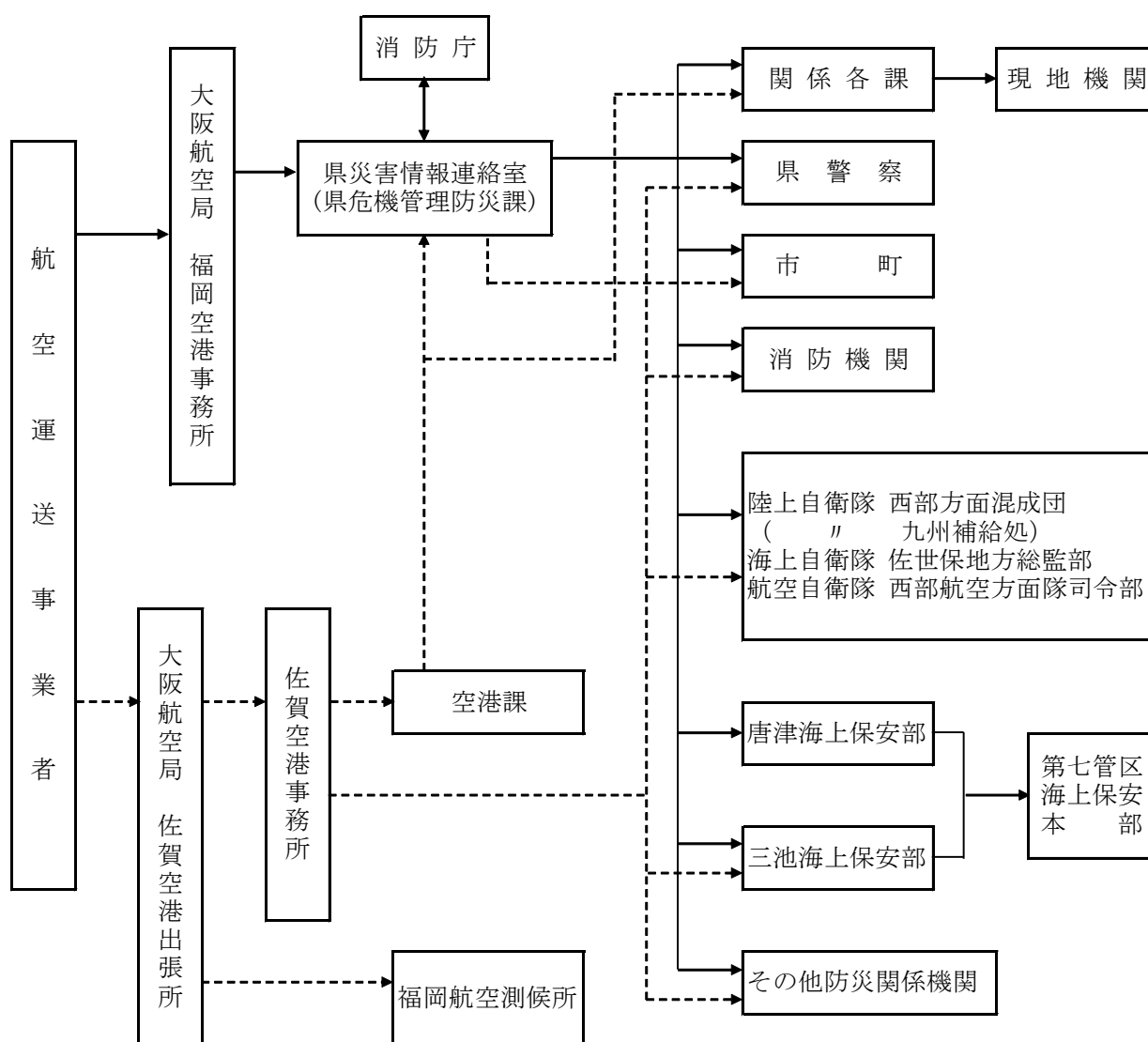
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、その他防災関係機関は、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

なお、市は、法令等に基づき被害状況等を県（国）に報告する。

1 航空事故発生時等の情報連絡ルート

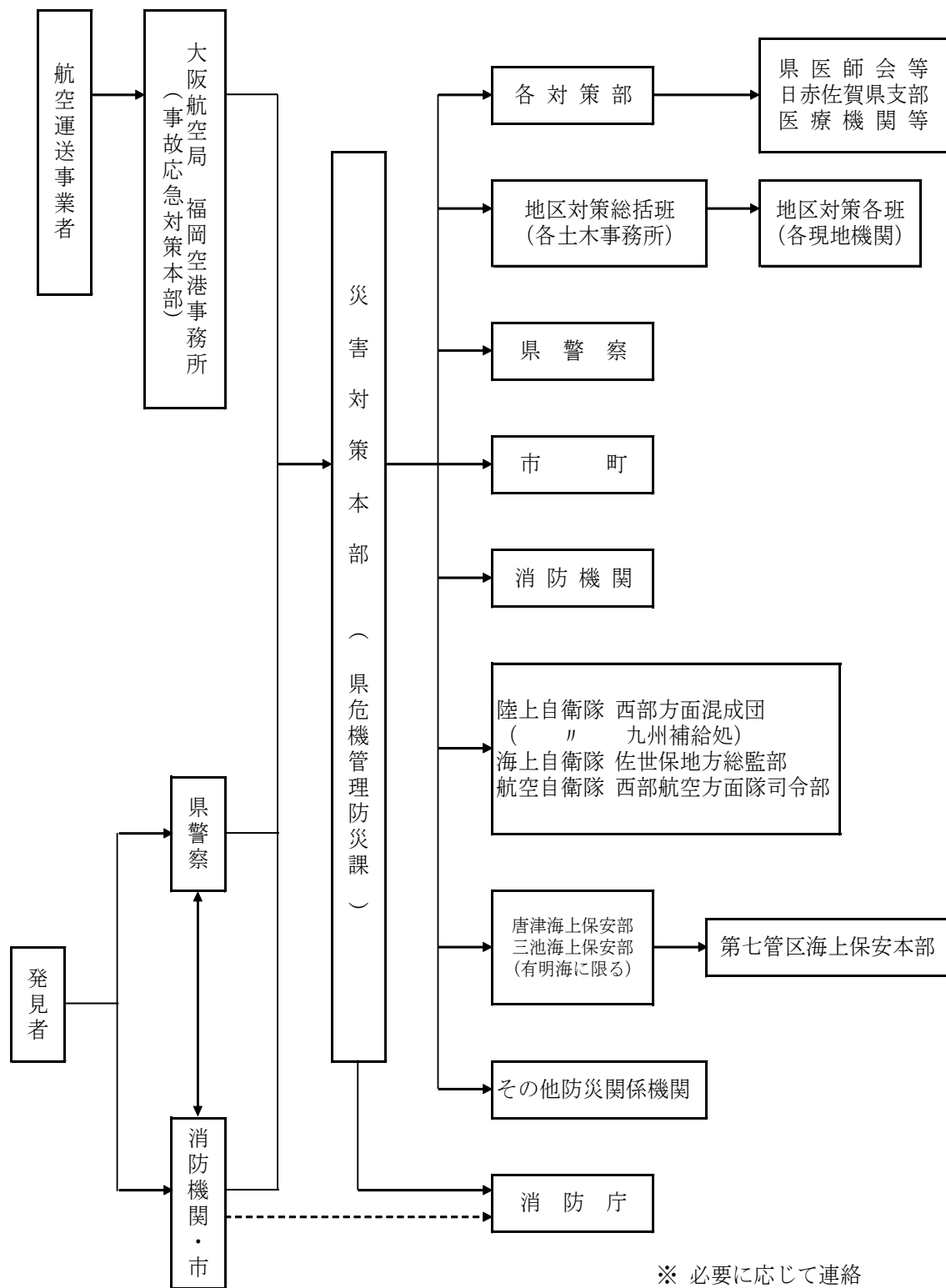
(1) 災害情報連絡室の場合



※ ----- は、「佐賀空港緊急時対策計画」に基づく連絡ルート

(2) 災害対策本部の場合

【佐賀空港内及び空港周辺以外の場合】



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

市等各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

ア 概括的被害情報（航空機の破損状況等）

イ 事故発生時刻、発生場所

ウ 事故に遭った航空機の便名及び航空会社名

エ 搭乗人員及び搭乗者名

[第2段階]

ア 被害情報

（ア）人的被害状況（事故発生地での死傷者数）

（イ）搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

（ウ）医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）

（エ）航空事故に伴う周辺の被害状況

イ 応急対策活動情報

（ア）応急対策の活動状況

（イ）災害対策本部の設置、活動状況等

(2) 災害情報の収集・連絡

ア 市等各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集に努め、収集した災害情報を、県（災害対策本部等）に対し報告するとともに、必要に応じたの防災関係機関に連絡するものとする。また、県からも、災害情報について受領する。

イ 情報収集、連絡系統

別紙：「情報収集、連絡系統図」

ウ 国への被害状況等の報告基準

（ア）市は、航空災害が発生した場合、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、県に被害状況等を報告する。

（イ）次の基準に該当する場合は、市は第1報を直接消防庁に対しても、覚知後30分以内に報告を行う。また、報告に当たっては、第2編「風水害対策」第3章「災害応急対策計画」第3節「災害情報の収集・連絡、報告」第3項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

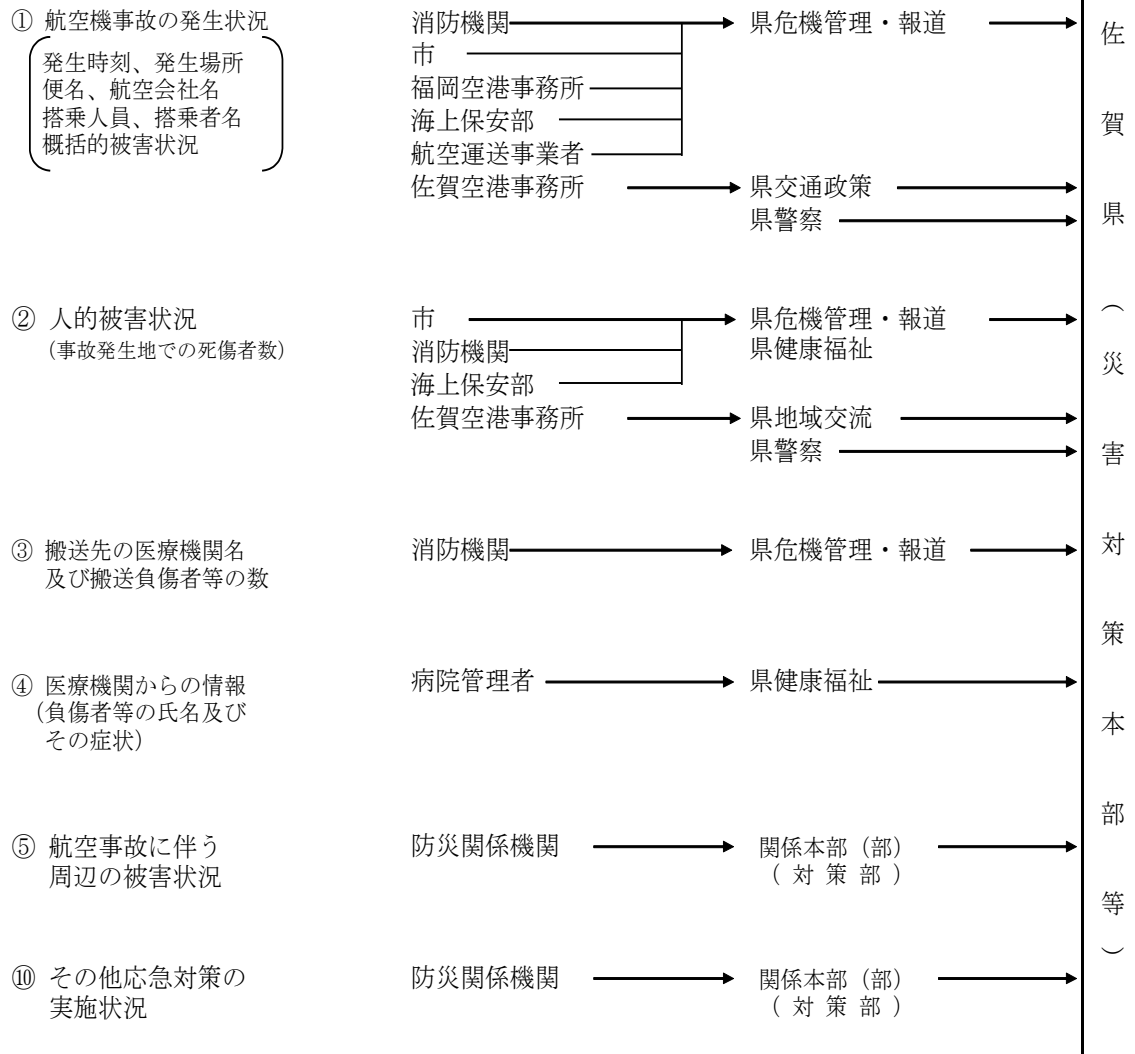
[直接即報基準]

○航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

（ウ）必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

【 情 報 収 集 ・ 連 絡 系 統 図 】

< 被害・対策の状況 >



3 被害状況等の報告

市、消防機関及び県は、航空災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告にあたっては、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」第3章「災害応急対策計画」第4節「災害情報の収集・連絡、報告」第3項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

なお、直接即報基準に該当する場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

〔報告を必要とする災害の基準〕

消防庁への即報基準

【一般基準】

ア 死者が３人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

【個別基準】

航空機火災

【社会的影響基準】

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

消防庁への直接即報基準

航空機火災

第３項 搜索活動

市は、消防署、県、県警察、及び自衛隊と相互に協力して航空機の事故発生場所の搜索活動を円滑・迅速に実施する。

また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

第４項 警戒区域の設定等

１ 市は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域市民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

２ その他必要な事項

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜応急対策活動を実施する。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	風水害対策	2	3	17	—
ライフライン等公益施設の応急復旧計画	風水害対策	2	3	21	—
災害救助法の適用	風水害対策	2	3	28	—
廃棄物の処理計画	風水害対策	2	3	30	—
自衛隊災害派遣要請	大規模火事災害対策	4	2	2	3
救急・救助及び消火活動	大規模火事災害対策	4	2	2	5
保健医療活動	大規模火事災害対策	4	2	2	6
交通規則等による交通対策	大規模火事災害対策	4	2	2	9
輸送対策	大規模火事災害対策	4	2	2	10
市民等への情報提供活動	大規模火事災害対策	4	2	2	11
遺体の処理収容	大規模火事災害対策	4	2	2	12
こころのケア対策	大規模火事災害対策	4	2	2	13

第3節 災害復旧・復興計画

航空災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等に関する活動については、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」第4章「災害復旧・復興計画」に準じる。

第5章 鉄道災害対策

この鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下「鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び鉄道事業者等が処理すべき対策について特記すべき事項を定める。

第1節 災害予防対策計画

第1項 鉄道の安全運行の確保

市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、鉄道災害を防止するため、鉄道の安全な運行体制の整備を図る。

九州運輸局は、鉄道事業者に対して安全対策の指導を行う。

1 鉄道事故防止に関する知識の普及啓発

九州運輸局は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の鉄道事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を通じて、ポスターの提示、チラシの配布等を行い、事故の防止に関する知識の普及啓発に努める。

2 鉄道施設の安全対策の推進

(1) 安全指導

九州運輸局は、鉄道事業者に対し、法令等に基づいて定期的又は必要に応じて立入検査を実施し、安全対策について指導を行う。

(2) 車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策並びに信号やC T C（列車集中制御装置）及びA T S（自動列車停止装置）等の設備の整備・改良に努める。

(3) 保守点検による事故防止

鉄道事業者は、法令及び各事業者の保安規定等に基づき、車両、線路、橋梁、トンネル及び信号保安設備等の保守点検を定期的の実施し、鉄道事故の防止に努める。

(4) 検査技術の向上による安全対策

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上を図るとともに、検査データを分析し、車両等の保守管理への反映に努める。

3 土砂災害等に対する安全対策

鉄道事業者は、土砂災害等から鉄道の保全を図るため、落石覆その他線路防護施設の定期的な点検を行うよう努める。

また、関係機関は、鉄道事業者の土砂災害等に対する安全対策について、相互に協力し、その整備に努める。

4 安全教育・訓練

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員等に対し、列車の安全運行のための教育を徹底するとともに、鉄道災害の発生を想定した防災訓練を定期的実施し、防災対策の習熟に努める。

第2項 鉄道事業者の防災体制の整備

鉄道事業者は、鉄道災害時における応急対策活動が円滑に実施されるよう防災体制の整備に努める。

1 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災業務計画を作成し、鉄道災害発生時における指揮系統、対応の手順、社員の参集基準と動員計画及び旅客の避難計画等をあらかじめ定めておく。

2 応急対策資機材の整備

鉄道事業者は、各事業者の保安規定に基づき、鉄道災害発生時の応急対策に必要なジャッキ、角材及び溶接用品などの資機材を整備しておく。

3 消防本部との連携

鉄道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防本部と災害応急対策時の安全対策に関する連携の強化に努めることとする。

第3項 防災関係機関との連絡体制の整備

市、県、県警察、消防機関、鉄道事業者その他防災関係機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に、迅速に防災関係機関への連絡が行えるよう災害優先電話や無線設備の整備に努める。

第4項 輸送手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に応急活動のための人員又は応急資機材等を迅速に輸送するための緊急自動車を確保しておく。

また、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努めておく。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に準じ、適宜整備等に努める。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
情報の収集	航空災害対策	4	4	2	2
参集体制の整備	航空災害対策	4	4	2	1
広域防災体制の強化	大規模火事災害対策	4	2	1	7
捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	大規模火事災害対策	4	2	1	8
交通管理体制の整備	航空災害対策				
市民等への情報提供体制の整備	大規模火事災害対策	4	2	2	11
職員への周知及び防止訓練	大規模火事災害対策	4	2	1	10

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

市、県、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 基本的考え方

市は、災害対策本部を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

その場合、地域防災計画等に予め定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びにその際の基本事項に従い、的確な活動体制を構築する。

また、他市町の鉄道災害を覚知した場合は、災害時相互応援協定等に基づいて速やかに応援体制を整えるものとする。

2 鉄道災害対策における活動体制

市は、鉄道災害が発生した場合（そのおそれがある場合）に対応するため「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

3 職員の動員配備要領

(1) 勤務時間内

庁内放送、庁内電話等により迅速に連絡し、体制をとる。

(2) 休日等勤務時間外

ア 「災害発生時の連絡通報体制」により警備員から連絡を受けた防災等関係職員は、迅速に対応し、体制をとる。

イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対して報告し、体制を強化する。

4 職員の参集配備

職員は、鉄道災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

鉄道災害の規模により、災害対策本部長等の指示により配備体制を強化する。

5 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、嬉野市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、災害現場地区に、現地災害対策本部を設置する。

6 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」第3章「災害応急対策計画」第1節「活動体制」第2項「災害対策本部」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

7 その他

嬉野市災害対策本部条例及び同規程の定めるところによる。

区分等	本部等名称	災害等事態本部設置基準 及び 本部等設置目的	設置場所 及び 発令者(長)	組織の構成	
				構成員の基準	主要事務内容
市の体制	災害警戒本部	〈基準〉	〈場所〉	〈塩田庁舎〉	1情報収集
		◎鉄道における列車の衝突等による事故により多数の死傷者等が発生したと予想される場合	市役所2階ホール	総務・防災課、広報・広聴課及び副市長が情報収集及び情報発信のために必要と認める職員等	事故発生時刻、発生場所 概括的被害情報(列車の破損状況等)、列車名等 乗客人員数及び乗員数(概数)
		◎副市長(不在時行政経営部長)が必要と認める場合			県庁、関係機関の状況 公共交通機関の状況 気象、交通路等情報
		〈目的〉			2情報発信
		災害による被害に迅速に対処し被害を局限する適切な予防措置の実施及び情報収集、情報発信等		〈嬉野庁舎〉	避難情報等
				総務・防災課及び建設部長が情報収集のために必要と認める所属職員等	3連絡調整 嬉野庁舎、消防、警察との連絡調整 県、公共機関との連絡調整
					4災害警戒本部長が命じた事項等
					※鉄道災害の特性を考慮し、「災害対策準備室」及び「災害対策連絡室」は設置し
					1被災者救難、救助その他
					2緊急輸送、医療の確保
					3情報収集
					鉄道災害情報
	災害対策本部	〈基準〉	〈場所〉	〈塩田庁舎〉	2緊急輸送、医療の確保
		◎鉄道における列車の衝突等による事故により多数の死傷者等が発生した場合	市役所2階ホール	各部(課)員、教育委員会等の職員	3情報収集
		◎市長(不在時副市長)が必要と認める場合	〈発令者(長)〉 市長(不在時副市長)	市長が関係機関に派遣を求めた職員 関係機関が必要により派遣してきた職員等	鉄道災害情報 関係機関の応急対処状況 4消防等その他応急措置
		〈目的〉			5被害を受けた家族等に対する対応
		鉄道災害応急対策を迅速に行う 応急的救助等災害拡大を極限する			6犯罪予防、交通規制
					7災害発生防衛、又は拡大防止措置等
				〈嬉野庁舎〉	8災害対策本部長が命じた事項等
				上記の嬉野庁舎各部(課)関係職員	

8 県

県は、鉄道災害が発生した場合(そのおそれがある場合)に対応するため「災害警戒対策本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

9 鉄道事業者

鉄道事業者は、災害対策本部等を設置し、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

10 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

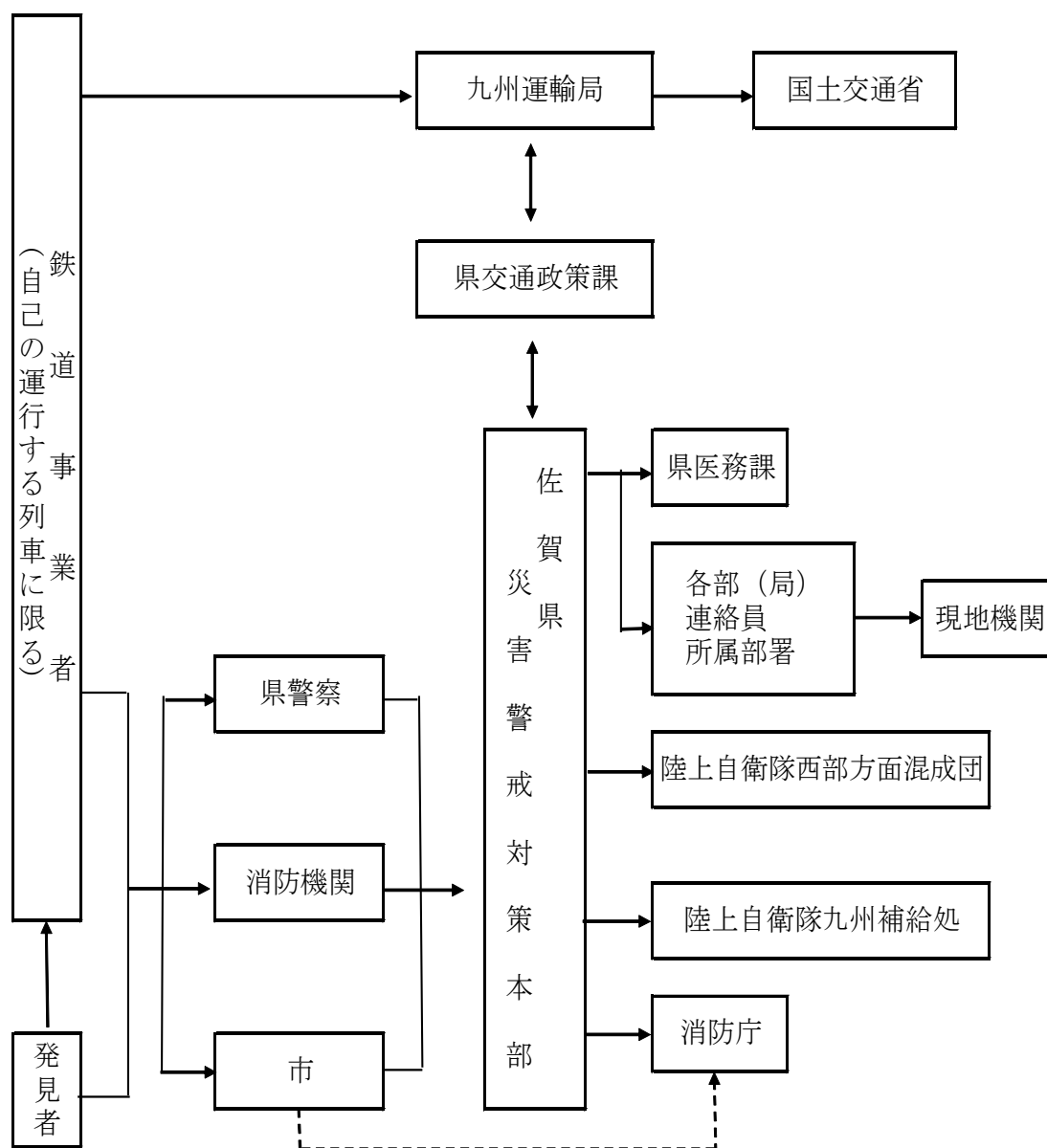
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

市、県、県警察、九州運輸局、消防機関、自衛隊、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、市は、法令等に基づき被害状況等を県（国）に報告する。

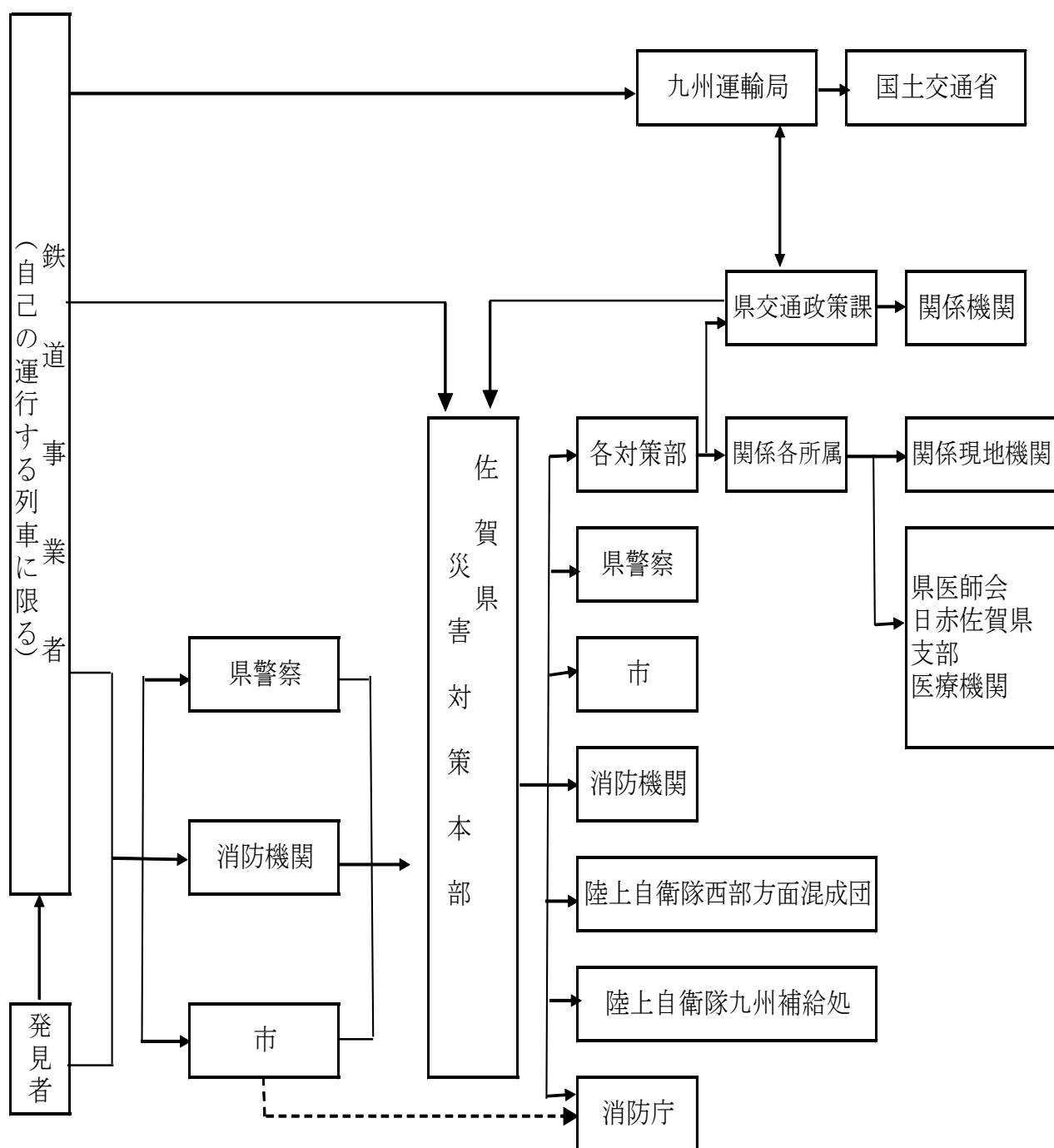
1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート

(1) 災害警戒対策本部設置の場合



※ ----- は、必要に応じて連絡

(2) 鉄道災害拡大時（災害対策本部設置の場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 事故発生時刻、発生場所
- イ 概括的被害情報（列車の破損状況等）
- ウ 事故に遭った列車名等
- エ 乗客人員数及び乗員数（概数）

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）
 - (イ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (ウ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）
 - (エ) 鉄道事故に伴う周辺の被害状況
 - (オ) 他の列車の運行状況
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア 鉄道事業者の情報収集と連絡

鉄道事業者は、収集した災害情報を速やかに県危機管理防災課（総括対策部）に連絡する。

イ ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（危機管理防災課〔総括対策部〕）へ報告するものとする。

ウ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

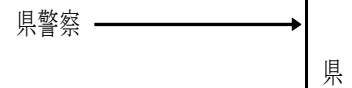
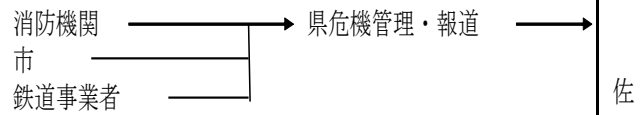
また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

県は、各防災関係機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡する。

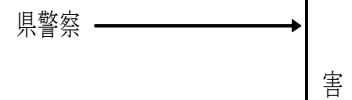
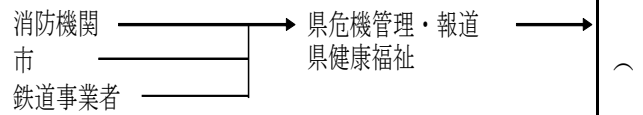
【 情 報 収 集 ・ 連 絡 系 統 図 】

＜被害・対策の状況＞

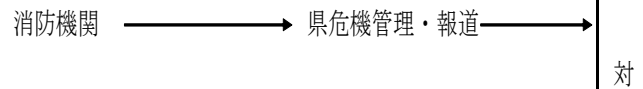
- ① 鉄道災害の発生状況
 (発生時刻、発生場所
 列車名
 乗組員数、乗客人員数
 概括的被害状況)



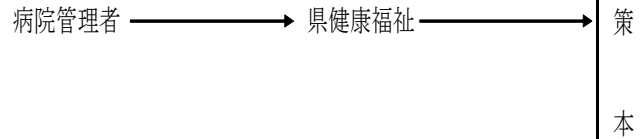
- ② 人的被害状況
 (死傷者数、行方不明者数)



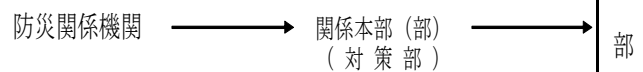
- ③ 搬送先の医療機関名
 及び搬送負傷者等の数



- ④ 医療機関からの情報
 (負傷者等の氏名及び
 その症状)



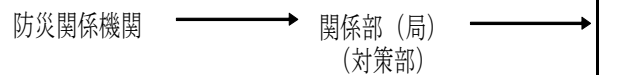
- ⑤ 鉄道災害に伴う
 周辺の被害状況



- ⑥ 他の列車の運行状況



- ⑦ その他応急対策の
 実施状況



3 被害状況等の報告

市、消防機関及び県は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、被害状況等を報告する。

報告にあたっては、第2編「風水害及び地震・津波災害対策」第3章「災害応急対策計画」第3節「災害情報の収集・連絡、報告」第3項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

なお、直接即報基準に該当する場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

〔報告を必要とする災害の基準〕

消防庁への即報基準

【一般基準】

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

【個別基準】

列車火災

【社会的影響基準】

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

消防庁への直接即報基準

列車火災

第3項 二次災害の防止

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、速やかに災害の拡大防止のため、他の列車の非常停止の手配の措置を講じる。

第4項 救助活動

市は、消防署、県、県警察、及び自衛隊と相互に協力して、迅速かつ的確な救助活を実施する。

1 市

市は、消防署と連携し、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

2 消防機関

消防機関は、市と連携し、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

3 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市から応援を求められた場合は、消防機関、市及びその他の防災関係機関の救助活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (2) 他の市町に対し、応援の支持をする。
- (3) 消防庁に対し、緊急消防応援隊の出動を要請する。
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

4 警察

県警察は、他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

- (1) 被害者の救助
- (2) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

5 自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救助活動を実施する。

6 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するように努める。

第5項 救急活動

市は、消防署、県、県警察、及び自衛隊と相互に協力して、迅速かつ的確な救急活動を実施する。

1 市

市は、消防署と連携して迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。また、現場の救急活動の状況から判断し、必要と認めた場合は、県に対して、自衛隊の災害派遣を要請する。

2 消防機関

消防機関は、負傷者を搬送するに当たっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

消防機関は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

3 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市から応援を求められた場合は、消防機関、市の救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。
- (2) 消防庁に対し、緊急消防応援隊の出動を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

4 自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災関係機関と協力して、救急活動を実施する。

第6項 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努める。

【その他必要な事項】

次の事項については、その他の計画に順じ、適宜応急対策活動を実施する。

事 項	準拠する計画	編	章	節	項
自衛隊災害派遣要請	大規模火事災害対策	4	2	2	3
医療活動	大規模火事災害対策	4	2	2	6
警戒区域の設定等	航空災害対策	4	4	2	2
交通規制等による交通対策	大規模火事災害対策	4	2	2	9
輸送対策	大規模火事災害対策	4	2	2	10
市民等への情報提供活動	大規模火事災害対策	4	2	2	11
遺体の処理収容	大規模火事災害対策	4	2	2	12
こころのケア対策	大規模火事災害対策	4	2	2	13

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動

鉄道業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

